

平成31年4月16日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官  
平成25年(行ウ)第3号 平成23年度山形県議会議員政務調査費返還住民訴訟事件  
口頭弁論終結日 平成30年10月9日

判 決

山形市相生町5番25号弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所内

原 告 市民オンブズマン山形県会議

同 代 表 者 代 表 長 岡 昇

高 橋 敬 一

山形県米沢市

原 告 高 橋 敬 一

山形市

原 告

上記3名訴訟代理人弁護士 佐 藤 欣 哉

田 中 晴 功

外 嘉

原告高橋敬一を除く原告ら訴訟代理人弁護士

高 橋 敬 一

山形市松波2丁目8番1号

被 告 山 形 県 知 事

青 村 美 栄 子

同訴訟代理人弁護士 伊 藤 三 之

主 文

- 1 被告が、星川純一に対し、11万9096円を支払うよう請求することを怠ることが違法であることを確認する。
- 2 被告は、星川純一に対し、11万9096円を支払うよう請求せよ。
- 3 原告らのその他の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを5分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求の趣旨

5 1 被告が、星川純一に対し、50万8864円を支払うよう請求することを怠ることが違法であることを確認する。

2 被告は、星川純一に対し、50万8864円を支払うよう請求せよ。

##### 第2 事案の概要

1 本件は、山形県に住所を有する権利能力なき社団である原告市民オンブズマン山形県会議及び山形県の住民であるその余の原告らが、平成23年度に山形県議会議員（以下「議員」という。）であった星川純一（以下「星川議員」という。）が山形県から交付を受けた同年度の政務調査費の一部について、政務調査活動以外の目的に違法に支出されており、これにより星川議員が不当な利得を得ているにもかかわらず、山形県知事である被告がその返還請求を違法に怠っていると主張して、被告に対し、地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。）242条の2第1項3号に基づき、上記の返還請求を怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに、同項4号に基づき、星川議員に対する返還請求をすることを求める事案である。

##### 2 関連法令等の定め

ア 本件に関する地方自治法の規定は別紙1の1のとおりである。

イ 地方自治法100条14項及び同条15項の規定に基づき、山形県が定めた山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月23日山形県条例第4号。以下「本件条例」という。乙128）の規定は、別紙1の2のとおりである。

ウ 山形県議会議長（以下「議長」という。）は、本件条例の施行に関する必要な事項を定めるため、山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13

年3月30日山形県議会告示第2号。以下「本件施行規程」という。乙129)を制定し、政務調査費の使途として本件条例9条2項が規定する各科目に関する基準(以下「本件使途基準」という。)を、別紙1の3「本件使途基準」のとおりに定める(本件施行規程5条、別表)と共に、本件条例10条5項所定の書面(以下「支払証明書」という。)の様式を定めている(本件施行規程6条)。支払証明書の様式は、支出科目ごとに、支出科目、支払年月日、支払額、支払先、使途及び内容並びに備考の各欄に記載を求めるものとなっている。

ア 議長は、本件条例に基づき交付される政務調査費の取扱いについて必要な事項を定めるため、山形県政務調査費の取扱いに関する要領(平成20年3月21日制定のもの。以下「本件取扱要領」という。乙131)において、政務調査費の支出に当たっての基本的事項や、政務調査費の使途として定められている本件条例所定の各科目に係る本件使途基準についての運用の目安、政務調査費を充当するのに適さない経費(以下、これらをまとめて「本件運用目安」という。)を、別紙1の4「本件運用目安」のとおり定めている。

オ 山形県議会は、平成20年3月、本件条例、本件施行規程及び本件取扱要領で定めた事務処理方法、本件使途基準、各種書式を網羅した政務調査費の手引(以下「本件手引」という。乙126)を作成し、これを政務調査費の使途の適否などを具体的に判断する際のよりどころとして利用してきた。本件手引の記載のうち本件訴訟に關係するものは、別紙1の5「本件手引の記載」のとおりである。なお、本件手引は、平成23年10月に改訂されている(乙127)が、別紙1の5に記載の内容については変更されていない。

3 前提事実(当事者間に争いがないか後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告市民オンブズマン山形県議会は、山形県の財政支出を県民の立場から監視すること等を目的として結成された、山形県に住所を有する権利能力な

き社団である。

原告高橋敬一及び原告渡邊寛は、山形県の住民である。

イ 被告は、山形県の執行機関である。

ウ 星川議員は、平成23年度に議員を務めた者である。

5 (2) 政務調査費の支出及び星川議員による調査研究費としての利用（弁論の全趣旨）

星川議員は、議長に対し、別紙2の「支払年月日」欄記載の各日時に、別紙2の「使途及び内容」欄記載の各事項について政務調査活動をしたとして、山形県から交付を受けた平成23年度の政務調査費から、別紙2の「支出額」欄記載の各交通費相当額を調査研究費として利用し、支出した旨記載した地方自治法100条15項所定の政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「收支報告書」という。）を提出した（以下、上記各支出における個別の支出については、別紙2の「番号」欄記載の番号を用いて「支出番号1」などといい、これらを併せて「本件各支出」という。）。なお、本件各支出はいずれも交通費であり、支出番号28の支出は鉄道料金であるが、これを除くその他の支出は全て自家用車の利用によるものである。

10 (3) 原告らによる監査請求及び本件訴訟の提起

原告らは、平成25年2月22日、山形県監査委員に対し、星川議員に対する平成23年度の政務調査費の一部の返還請求権を行使するよう被告に勧告することを求めて住民監査請求をした。山形県監査委員は、平成25年4月23日付で、原告ら指摘の上記政務調査費について違法又は不当な支出があったとはいはず、また、被告が財産の管理を怠っている事実も認められないとして、上記監査請求を棄却する旨の決定をし、原告らは、その頃、監査の結果の通知を受けた。（甲1）

25 原告らは、同年5月17日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

4 爭点

星川議員の平成23年度の政務調査費の各支出における違法な支出の有無及びその額

5 争点に関する当事者の主張

(原告の主張)

- (1) 星川議員は、別紙2の「支払年月日」、「支出額」及び「使途及び内容」欄記載の各名目で自家用車を利用するなどして出張したとして、その交通費に相当するガソリン代金等に政務調査費を充当している。しかし、別紙2の「支出が違法である事情」欄に「資料なし」などの記載がある各出張については、星川議員が作成した支払証明書以外、当該出張に関する資料が収支報告書に添付されておらず、別紙2の「支出が違法である事情」欄に「資料なし」と記載されているない各出張についても、出張したことが事実であると証明し得る資料が添付されていない。したがって、星川議員が自家用自動車を使用したとする出張の多くは、その存在自体が疑わしい。
- (2) 星川議員の各出張の事実が認められたとしても、本件各支出は、いずれも議員が議員活動を行うために必要な調査活動である政務調査とは関係のない目的外支出である。なお、本件各支出が違法であることについての具体的な主張は、別紙2の「分類」欄及び「支出が違法である事情」欄に記載のとおりである。
- (3) したがって、星川議員は、本件各支出に係る金員について、法律上の原因なく利得しているから、被告は、星川議員に対し、本件各支出の合計額である50万8864円の支払を請求すべきであるのに、被告は、その返還請求権の行使を違法に怠っている。

(被告の主張)

- (1) 本件手引によれば、自家用車の利用による交通費に係る支出については、領収書の取得が困難な場合であって、議員が支払証明書を作成して収支報告書に添付すれば足りる。星川議員は、自家用車の利用による交通費について、全て

支払証明書を作成し、収支報告書に添付した。したがって、本件各支出について、提出資料が不足していることはない。

なお、星川議員の所有する自家用車の走行距離の履歴は、星川議員が説明する政務調査活動が実際に行われていなければ、合理的に説明できないものであり、活動自体が疑わしいとする原告らの主張に理由はない。

5 (2) 本件各支出が適法であることについての具体的な主張は、別紙2の「被告側の反論」欄に記載のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 総論

10 (1) 政務調査費の趣旨及びその支出についての適否の判断の在り方について  
ア 地方自治法100条14項、15項の規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁平成17年11月10日第一小法廷決定・民集159巻9号2503頁参照）。

20 そして、地方自治法100条14項は、政務調査費を「議員の調査研究に資するため必要な経費」の一部として交付する旨を規定するにとどまり、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めることとしているが、これは、各地方公共団体の実情に応じた運用を図るべく、条例等にその具体化を委ねることとしたものと解される。

25 そうすると、政務調査費の支出の適否は、上記地方自治法の趣旨に反しない限り、各地方公共団体における条例等の定めるところに従うべきであり、条例等における使途に係る定めが上記地方自治法の趣旨に則って定められ

ているときには、それらの定めに基づいて上記適否を判断するのが相当である。

イ 前記関連法令等の定めのとおり、本件条例9条は、政務調査費の使途として許される各科目を定めるとともに、その科目の基準を議長が定めるものとしており、同委任を受けて、議長は、本件施行規程において本件使途基準を定めているところ、その内容は、地方自治法100条14項にいう「議員の調査研究に資するため必要な経費」を具体化したものであって、地方自治法の趣旨に反するものではない。したがって、本件における政務調査費の支出の適否は、各支出が本件使途基準に合致するか否かをもとにして判断するのが相当である。

また、本件取扱要領及び本件手引は、法規範性を有するものではないが、本件取扱要領は、本件施行規程と同様、本件条例の施行に関し必要な事項を定めるものとして制定され、本件運用目安を定めているものであるし、山形県議会の作成した本件手引は、本件条例、本件施行規程及び本件取扱要領をまとめたものであり、政務調査費はこれに従って支出されていたというのであるから、いずれも、本件使途基準の趣旨や具体的な内容を推知させるものとして、具体的な支出の本件使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものである。

そうすると、上記アの政務調査費の制度を設けた趣旨に沿わない支出や、本件使途基準に合致しない支出、本件運用目安や本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費として掲げられているものに当たる支出については、本件使途基準に合致しないものとして違法になると解するのが相当である。

ウ 他方、議員の調査研究活動は県政全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべきことが要請されるか

ら、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、議員の広範な裁量的判断に委ねられているということができる。

しかしながら、本件使途基準は、調査研究費につき「県の事務及び地方行財政に関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する経費」と定めており、調査研究又は調査委託の必要性をその要件としていると解され、また、議員の上記の裁量にはおのずから一定の限界があるというべきであるから、調査研究又は調査委託のための必要性が認められない支出は、本件使途基準に合致しないものとして違法になるというべきである。そして、その政務調査費としての支出に係る個別の事実から当該活動と県政との関連性を検討した結果、同支出に係る議員の判断に合理性があるということができない場合には、同支出につき調査研究のための必要性を認めることができないから、当該支出は本件使途基準に合致しないものとして違法になると解するのが相当である。

そうすると、政務調査活動に当たるか否かについては、尊重されるべき議員の判断に基づいて、当該活動と県政との関連性が一応うかがわれる場合には、議員の当該活動が県政に関する調査と関係のないものであったことや、上記調査等のために必要とされた交通費相当額が調査研究のために用いられる可能性がないことをうかがわせるような不合理な事情があること、すなわち、当該活動が政務調査活動であるとは評価することができず、本件使途基準に合致しないものであるとすべき事情（以下「政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情」という。）があることがうかがわれない限り、本件使途基準に合致しない違法なものということはできないとするのが相当であり、政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情が認められる場合は、被告において、当該事情に対する適切な反証がない限り、当該活動に係る支出は本件使途基準に合致しない違法な支出となるというべきである。

## (2) 政務調査費の支出に係る資料について

ア 本件条例10条5項は、収支報告書に政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しの添付を求めているものの、当該書類の取得が困難な場合などには、議長が定める様式による書面（支払証明書）を添付すれば足りるとしている。そして、本件運用目安及び本件手引においては、自家用車を利用した調査の場合には、領収書に代えて支払証明書を作成して添付することができるとされており、この場合、県職員の旅費に関する条例の規定により県職員に支給される車賃の額（1kmにつき37円）を基準とするとされている。また、自動券売機で購入した切符代等、通常は領収書が発行されない交通費に係る支出についても、支払証明書を作成して収支報告書に添付すれば足りるものとされている。

次に、本件条例13条2項は、会派に係る政務調査費の支出については、会計帳簿を調製した上、証拠書類等を保存すべき旨を定めているが、議員に係る政務調査費の支出については、同様の定めを置いていない。

他方、本件手引においては、調査研究費のうちの調査委託費の支出について、委託契約書と成果物を保存しておくこととされており、また、会派及び議員が保存する書類として、収支報告書、領収書、会計帳簿等の他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が判る書類等が示されている。

そうすると、収支報告書に添付することが義務付けられている政務調査費の支出に係る領収書その他の証拠書類のほかにも、政務調査活動によって得られた成果物や資料については、これを保存しておくことが望ましいことはいうまでもないものの、少なくとも議員に対して交付される政務調査費の支出について、本件条例において、その保存が義務付けられているとはいえない。

イ 星川議員の政務調査費に係る本件各支出は、支出番号28の鉄道料金と自家用車を利用したことに基づく交通費であるから、前記アによれば、その支出に係る支払証明書を収支報告書に添付すれば足りることになる。そして、

証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、本件各支出の全てについて、収支報告書に支払証明書を添付していたことが認められる。

また、星川議員が政務調査活動であると主張する別紙2記載の活動内容に照らすと、調査対象者から説明を受けた際の資料、現地調査の際に撮影した写真、講演会等に参加した際の配布資料等、星川議員が当該活動に伴って各種の資料を取得したであろうことが推認され得るところであり、星川議員も、本件各支出のうちの一部の支出については、調査相手の名刺や出席した式典の案内状などを収支報告書に添付したりしている（乙65の1、65の2、乙95の1ないし95の4など）が、前記アによれば、資料の保存が義務付けられているとまではいえず、また、当該活動の内容や性質によっては、資料入手できることや入手し難いこともありますから、資料の添付がない支出についても、そのことだけをもって、星川議員が当該活動をしていないということはできない。

さらに、証拠（乙1ないし乙125の3、乙132）によれば、星川議員は、本件各支出に係る各活動について、調査の対象者や調査の成果等について、相当に具体的な内容を明らかにしていることが認められ、これについて実際には体験したことのない架空のものとは考え難いほか、証拠（乙133）によれば、平成23年8月に初度登録のされた星川議員所有の自家用車の平成28年7月14日までの59.5か月間の走行距離は14万5400kmであることが認められ、この間の1か月の平均走行距離が2443kmとなるところ、星川議員が政務調査活動であると主張する別紙2の自家用車の利用による移動距離は、合計1万3559.6kmであって1か月平均1232kmとなっており、星川議員所有の自家用車の上記認定の走行距離と別紙2の移動距離について自家用車を利用したこととの間に矛盾はないから、これらの事情を考慮すると、資料がないことをもって、星川議員が上記各活動を行っていなかったということはできない。

ウ 原告らは、星川議員の収支報告書には当該政務調査活動に関する資料がほとんど添付されておらず、何らかの資料が添付されている場合も、当該活動をしたことが事実であると証明し得る資料ではないから、星川議員は本件各支出に係る政務調査活動をしていなかつたと主張する。確かに政務調査活動に伴う資料があつて然るべきであるにもかかわらず、これに関する客観的裏付けが一切ない場合、星川議員が当該政務調査活動をしたとはいえないとする原告らの疑惑にはもっともなところがあり、また、政務調査活動によって得られた成果物や資料については、これを保存しておくことが望ましいところではあるが、前記ア及びイにおいて説示したところに照らせば、原告らの上記主張は採用することができない。

エ そうすると、本件各支出に係る収支報告書の記載や本件訴訟における星川議員の説明（乙1ないし乙125の3、乙132）に明らかに不合理であるとすべき事情がある場合や、星川議員が本件各支出に係る政務調査活動をしていなかつたと推認され得る事情を原告らが立証した場合などを除き、星川議員が政務調査活動の経費であると主張する本件各支出について、資料がないことをもって星川議員が当該活動をしていなかつたということはできない。

そして、本件においては、上記の例外的な場合に当たるとすべき証拠はないから、星川議員が政務調査活動であると主張する当該活動が本件使途基準に合致する適正なものであったか否かはともかく、星川議員は本件各支出に係る当該活動をしていたものと認めるのが相当である。

### (3) 星川議員の政務調査費としての本件各支出について

証拠（乙1ないし乙125の3、乙132）及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、支出番号28の支出を除く本件各支出について、別紙2「支払年月日」欄に記載の日時に、同「使途及び内容」欄に記載の調査等をするために自家用車を利用して同「自家用利用37円／km」欄に記載の距離を移動し、本

件手引に従って、移動距離 1 kmにつき 37 円とする金額を交通費相当額として計算して、同「支出額」欄に記載の金額を政務調査費として支出し、支出番号 28 の支出について、千葉県神崎町で東日本大震災の際の液状化現象に関する調査をするために利用した鉄道料金（特急料金や指定席料金を含む。）として、7160 円を政務調査費として支出したことが認められる。

そこで、本件各支出について、政務調査費に係る本件使途基準に照らして適正な支出であるか否かを検討すべきこととなる。

## 2 各論

### (1) 平成 23 年 5 月 9 日から同月 31 日までの支出

#### ア 支出番号 1

被告の提出した報告書（乙 1）、星川議員の陳述書（乙 132。以下「本件陳述書」という。）及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成 23 年 5 月 9 日、①山形県酒田市黒森に所在する自宅から自家用車を利用して後援会事務所に寄った後、②山形県庁に行き、山形県農林水産部の担当者と飛島の防波堤改築工事について意見交換し、③自家用車を利用して後援会事務所に戻った後、帰宅したと認められる。

原告らは、県庁にまで赴く必要はなく、政務調査目的であるとは評価することができないと主張するが、上記②の調査事項は、防災対策に関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、県の担当職員と意見を交換することは、調査事項について理解を深めるのに資する調査方法であるから、その必要性がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、山形県議会は、山形県庁に隣接して所在しており、議員が山形県庁に行った場合、併せて山形県議会における執務室にも立ち寄ることが多いものと推認される。そして、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、

外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。以上によれば、星川議員は、上記②の調査と併せて議員執務室に立ち寄り、調査研究活動以外の活動を行ったと推認されるところ、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費については、合理的な割合で経費を按分すべきことになる（本件運用目安第2(2)）が、調査研究活動に使用された割合とそれ以外の活動に使用された割合を明らかにすべき証拠はない。このような場合には、事務所費等について、調査研究活動に係る部分と他の活動に係る部分とが明確に区分し難い場合の按分の上限率が2分の1とされていることに照らし、調査研究活動に使用された部分は上記交通費の2分の1を超えないものと認めるのが相当であるから、上記②のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

次に、上記①及び③については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、事務所までの交通費及び事務所から自宅までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。被告の提出した上記報告書及び本件陳述書では、上記意見交換の関係資料の準備、整理のために後援会事務所に立ち寄ったとされており、同日に実施した意見交換のために資料を整理することは自然であるといえるものの、上記のとおり、②の交通費についても他の活動に係る部分と按分すべきものと認められる以上、①及び③のための交通費も、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

そうすると、支出番号1の支出のうち、その2分の1である4718円（1円未満四捨五入。以下同じ。）を超えて政務調査費から支出することは許さ

5 れないというべきである。

#### イ 支出番号 2

10 被告の提出した報告書(乙2), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月12日, 自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行き, 山形県庄内総合支庁産業経済部長らに対し, 飛島の防波堤工事について聞き取り調査をしたと認められる。

15 原告らは後援会事務所に出勤したという議員としての当然の活動にすぎないと主張するが, 上記調査事項は, 防災対策に関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

20 しかしながら, 議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと, その活動の拠点となる後援会事務所においては, 一般的, 外形的には, 調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり, 事務所までの交通費についても, 調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認され, 支出番号2に係る後援会事務所までの交通費には, 調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があると認めるのが相当である。そうすると, 調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として, 上記調査のための後援会事務所への交通費について, 370円(自宅から後援会事務所までの自家用車による移動距離10km×37円)の2分の1である185円を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

#### ウ 支出番号 3

25 被告の提出した報告書(乙3), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月27日, 自宅から自家用車を利用して琢成学区コミュニティ防災センターに行き, 「山王の緑を育てる会」という名称のボランティア活動を行う団体の総会に出席し, 同会の顧問として挨拶をしたと認められる。

原告らは、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」を掲げており、上記支出はこれに当たると主張する。しかしながら、ボランティア団体が開催する総会は、意見交換を直接の目的とするものではないものの、同団体の活動状況等が報告されて、その実情を把握することができるものといえる。そして、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として「(略) 会員の高齢化が進み、特に夏場の作業が厳しいこと、また、守る会の会員が減少していることがわかった(略)」などの記載があることが認められ、星川議員は上記団体の環境美化活動の実情を把握するという目的を達したものといえ、上記認定のとおり、顧問として挨拶をしていることに照らすと、この機会に上記団体の役員らと一定の意見交換をしたとしても不自然ではない。

また、ボランティア団体の環境美化活動の実情を把握することは、環境の保全に係る施策と関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

以上によれば、支出番号3の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### エ 支出番号4

被告の提出した報告書（乙4）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月28日、内水面の漁業協同組合が抱える問題と現状について調査する目的で、自宅から自家用車を利用して一條コミュニティセンターに行き、日向・荒瀬川漁業協同組合の総会に出席し、挨拶をした上、酒田市八幡総合支所長らと面談して調査したことが認められる。

原告らは、上記支出は意見交換を伴わない会合等への参加費であり政務調査費を充当するのに適さない経費であると主張するが、漁業協同組合が開催

する総会は、意見交換を直接の目的とするものではないものの、同漁協の活動状況等が報告されて、その実情を把握することができるものといえ、また、被告の提出した上記報告書には、調査の成果として一定の実情を把握したこととも記載されていることが認められる。そして、上記調査事項は、漁業の振興に関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号4の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

10 オ 支出番号5

被告の提出した報告書(乙5)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月30日、①自宅から自家用車を利用して後援会事務所に寄つた後、②自家用車を利用して山形県議会に行き、山形県議会会議室において、県議会東日本大震災特別委員会小委員会が主催した山形大学教授による放射能の影響に関する講話を聴取し、③自家用車を利用して後援会事務所に戻った後、帰宅したと認められる。

20 原告らは、県議会の委員会が主催する講演を聴講したにすぎず、調査研究活動であるとはいえないと主張するが、同年3月11日に福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）が発生してから間もない時期であり、放射能の影響に関する知識を深めることは、県政における施策に資するものであって、県政との関連性がうかがわれないものとはいえない。

次に、上記①及び③については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形容的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、事務所までの交通費及び事務所から自宅までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認さ

れる。しかし、被告の提出した上記報告書及び本件陳述書では、上記講演の関係資料の準備、整理のために後援会事務所に立ち寄ったとされており、同日に開催された講話のために資料を整理することは自然であるといえるから、星川議員は、後援会事務所に上記②の講演の関係資料の準備、整理のために立ち寄ったと認められ、上記推認は覆されるというべきである。

そして、星川議員の上記活動において、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号5の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### カ 支出番号6

被告の提出した報告書(乙6)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同年5月31日、酒田市シルバー人材センターの実情を調査する目的で、自宅から自家用車を利用して酒田市平田農村環境改善センターに行き、上記シルバー人材センターの総会に出席して、挨拶をしたと認められる。

原告らは、団体が開催する総会に出席したにすぎないものであり、調査研究活動であるとはいえないと主張するが、上記総会は、意見交換を直接の目的とするものではないものの、上記シルバー人材センターの活動状況等が報告されて、その実情を把握することができるものといえ、また、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として「酒田市への市町村合併後会員が増加している。会長及び会員と懇談し、交流を深め、会の内情について聴取した」という記載があることが認められ、上記総会の機会に上記シルバー人材センターの役員らと一定の意見交換をしたとしても不自然ではない。

そして、シルバー人材センターの活動状況や今後の動向について調査することは、高齢者雇用などの施策に反映され得るものであり、県政との関連性が認められないものとはいはず、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号 6 の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

(2) 平成 23 年 6 月 1 日から同月 20 日までの支出

ア 支出番号 7

被告の提出した報告書（乙 7）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成 23 年 6 月 1 日、酒田特別支援学校の状況について調査する目的で、自宅から自家用車を利用して同校に行き、同校後援会総会に出席し、議員として挨拶をした後、同校校長や後援会会員から実情を聴取したと認められる。

原告らは、上記総会に出席したにすぎず、調査研究活動であるとはいえないと主張するが、上記総会は、意見交換を直接の目的とするものではないものの、上記後援会の活動状況等が報告されて、その実情を把握することができるものといえ、また、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として、「(略) まだグラウンドがないため手狭であるが本校も新校も新築していただいたので使い易く校内にも活気がでているとのこと。」などの記載があることが認められ、同校の校長らから同校の状況を聴取したとすることも不自然ではない。

また、上記の調査事項は、教育環境の整備などに係る施策に反映され得るものであり、県政との関連性が認められないものとはいはず、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号 7 の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

イ 支出番号 8

被告の提出した報告書（乙 8）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月 2 日、庄内橋架替の状況について調査する目的で、自宅から自家用車を利用して酒田市松山農村環境改善センターに行き、庄内橋架替

促進期成同盟総会に出席し、議員として挨拶をした上、酒田市松山支所長及び庄内総合支庁建設部道路計画課長と面談したことが認められる。

原告らは、上記総会に出席したにすぎず、調査研究活動であるとはいえないを主張するが、上記総会は、意見交換を直接の目的とするものではないものの、庄内橋架替に関する活動状況等が報告されて、その実情を把握することができるものといえ、また、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として、「(略) 早ければ23年度中に基本設計を終了し24年度には実施設計に入りたい旨の話があり(略)」などの記載があることが認められ、総会の機会に行政担当者と面談することも不自然ではない。

そして、上記の調査事項は、道路整備などに係る施策に反映され得るものであり、県政との関連性が認められないものとはいはず、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号8の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ウ 支出番号9

被告の提出した報告書(乙9)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月3日、自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行き、県立酒田工業高等学校山岳部の山岳道路での車両事故に関して、株式会社安田池田組代表取締役他1名(上記事故の当事者の縁者)に対し、上記事故の状況や原因、当事者の取扱い等について調査したと認められる。

原告らは、後援会事務所に出勤したにすぎないと主張するが、上記調査事項は、上記事故に関する県の対応に関わるものであり、県政との関連性を有するうかがわれるものであって、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかし、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究

活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、事務所までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記調査のための後援会事務所への交通費について、370円（自宅から後援会事務所までの自家用車による移動距離10km×37円）の2分の1である185円を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

## エ 支出番号10

被告の提出した報告書（乙10の1、10の2）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月7日、①下記意見交換会の関係資料を取得するために自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行き、②そこから自家用車を利用して東北公益文科大学大学院に行って、「庄内地域行政課題に関する意見交換会」と題する意見交換会に出席し、山形県庄内総合支庁管内の重要事業について意見交換をして、③自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。なお、証拠（乙10の2）によれば、1時間15分の上記意見交換会の後に懇親会が開催されたことが認められ、原告らは自家用車を利用したことには疑問があると主張するものの、懇親会が開催される予定であったからといって自家用車を利用するのではないなどとはいえない。

そして、上記②の意見交換会の議題に照らして、これと県政との関連は明らかであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

次に、上記①及び③については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外的的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、事務所までの交通費及び事務所から自宅までの交通費についても、

調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。しかし、被告の提出した上記報告書及び本件陳述書では、上記②の意見交換会の関係資料を取得するために後援会事務所に立ち寄ったとされているから、星川議員は、後援会事務所に上記②の関係資料を取得するために立ち寄ったと認められ、上記推認は覆されるというべきである。

したがって、支出番号10の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### オ 支出番号11

被告の提出した報告書(乙11)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月8日、自宅から自家用車を利用して株式会社共同火力を訪問し、同社の管理職員から、酒田共同火力発電所の運営方法や状況について聞き取り調査をし、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、調査の目的が不明であり、現地調査の必要性もないと主張するが、上記の調査事項は、原発事故後のエネルギー政策と関わるものであって県政との関連性を有するとかがわれるものであり、また、現地調査を行うことは、調査事項に関する理解を深めるのに資する調査方法であるから、現地調査の必要性がないともいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号11の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### カ 支出番号12

被告の提出した報告書(乙12)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月15日、自宅から自家用車を利用して電機製造企業である株式会社北陽を訪問し、同社代表取締役社長から、同社の業況について聞き取り調査をし、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、民間企業からの陳情の受付にすぎないと主張するが、地元の企

業の業況調査は産業の振興に関わり得るものであつて、県政との関連性がないものとまでいふことはできない。また、被告が提出した上記報告書及び本件陳述書によれば、星川議員は、同社代表取締役社長から、内陸の企業からの同社への発注に関する相談を受けたことが認められ、陳情を受けたという側面があることも否定できないものの、上記のとおり、このような要望を聴取したのみでなく、同社の業況について調査しているから、上記のような相談を受けたことをもって県政との関連性が全て失われるということはできない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがつて、支出番号12の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### キ 支出番号13

被告の提出した報告書(乙13)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月20日、自宅から自家用車を利用して酒田市役所に行き、酒田市市政懇談会に出席して酒田市市長らと意見交換し、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、資料がないことを指摘するほか、議員としての当然の活動であつて調査研究活動であるとはいえないと主張するが、資料がないことについては既に説示したとおりであり、また、市政に関して意見交換することは、市町村行政に係る県の政策と関わるものであつて県政との関連性がないものであるとまでいふことはできない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがつて、支出番号13の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### (3) 平成23年7月9日から同月31日までの支出

##### ア 支出番号14



被告の提出した報告書(乙14), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 7月9日, 自宅から自家用車を利用して鶴岡市の「しおん荘」に行き, 同施設の管理人から, 節電状況等について聞き取り調査をしたと認められる。

5 なお, 上記報告書によれば, 星川議員が提出した収支報告書には「ふよう荘」を訪問したと記載されていたが, 上記報告書において鶴岡市七塙の恩恩荘と訂正したことが認められ, さらに, 本件訴訟において, 訪問先が「しおん荘」と訂正されており, 政務調査のために訪問した施設の名称が二転三転しているものの, 星川議員は, 本件陳述書において, 施設の名称を誤ったのは, 「しおん荘」を経営する法人が複数の施設を運営しているため, 取り違えたものと説明しており, これを明らかに不合理であるとまでいふことは困難であるから, 施設名を誤認していたとの一事をもって星川議員が上記調査をしていなかったということはできない。

10 原告らは, 調査の必要性がなく, 施設にまで赴く必要性もないと主張するが, 電力の需給が逼迫している状況における高齢者施設の運営状況を調査することは, 福祉政策にかかわるものであつて, 県政との関連性を有するとかがわれるものであり, また, 既に説示したとおり, 現地調査の必要性がないとはいえない。そして, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

15 そうすると, 支出番号14の支出が, 本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### イ 支出番号15

20 被告の提出した報告書(乙15), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月10日, 自宅から自家用車を利用して山形市に在る介護付有料老人ホームフォーリーフ嶋に行き, 同施設の施設長から, 節電状況等について聞き取り調査をしたと認められる。

原告らは調査の必要性がないと主張するが、上記アと同様に、上記調査事項は県政との関連性を有するうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号15の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ウ 支出番号16

被告の提出した報告書(乙16)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月11日、①自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行き、地元の建設業者である渡部興業株式会社の職員から、山形県庄内総合支庁におけるとび土工を含む工事の発注数が少ないとすることに関する資料を受け取った後、自家用車を利用して自宅に戻り、②自宅から自家用車を利用して八幡橋付近に行き、観音寺コミュニティ振興会会长から陳情のあった荒瀬川の両岸舗装について、同所から荒瀬川沿いに現地を確認して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

上記①について、原告らは、陳情の受付にすぎないと主張し、被告は、星川議員が山形県庄内総合支庁の発注計画を調査したことをもって政務調査活動に該当すると主張するが、被告の提出した上記報告書、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、この調査とは、渡部興業株式会社の職員が持参した資料に目を通しただけのものと認められ、星川議員が主体的に調査を実施したとはいはず、単に後援会事務所で陳情を受け付けただけであって、県政に関連する調査を実施したとはいえない。したがって、上記①に係る交通費740円(自宅から後援会事務所までの自家用車による往復の移動距離20km×37円)を政務調査費として支出することは許されない。

次に上記②について、原告らは上記①と同様に陳情の受付にすぎないと主張するところ、確かに調査の端緒は陳情であったといえるものの、調査の内容は、星川議員に陳情した個人だけに係るものではなく、道路整備に関する

施策に結びつくものであって、県政との関連性がうかがわれるものである。

そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号16の支出2960円のうち740円は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余（2220円）は本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

## エ 支出番号17

被告の提出した報告書（乙17）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月12日、①自宅から自家用車を利用して山形県庄内総合支庁に行き、ロードクリンボランティアという団体の会長らが同支庁の建設部道路計画課道路管理主幹に対して陳情をするのに立会い、また、同支庁の建設部河川砂防課長から、荒瀬川の堤防道路に関する状況を聞き取って確認し、②山形県庄内総合支庁から自家用車を利用して東北農政局庄内あさひ保全事業所に行き、同事業所長等から七五三地区の土砂崩れについて調査した後、自家用車を利用して上記土砂崩れ現場に行って土砂崩れの状況について調査し、③そこから自家用車を利用して酒田産業会館に行き、自衛隊地方協力本部副本部長から東日本大震災における自衛隊の活動状況について聞き取り調査を行って、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らはいずれも陳情の受付にすぎないと主張するところ、上記①については、ロードクリンボランティアの会長が陳情するのに立ち会ったにすぎないから、道路管理のことであって県政との関連性がないとはいえないとしても、調査研究活動であったとはいえない。しかし、その後、別の部署において荒瀬川の堤防道路に関する状況を確認したことは、道路整備に関わるものであって県政との関連性がないとはいえない。そうすると、星川議員の山形県庄内総合支庁での上記①の活動には調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものといえるから、上記①の活動のための山

形県庄内総合支庁への交通費については、370円（自宅から山形県庄内総合支庁までの自家用車による移動距離10km×37円）の2分の1である185円についてのみ政務調査費から支出することが許されるというべきである。

5

10

次に上記②及び③の調査事項は、土砂崩れや東日本大震災における対応等の災害対策に関わるものであって県政との関連性を有するとうかがわれるものである。なお、弁論の全趣旨によれば、星川議員は自衛隊のOBであると認められるものの、このことをもって上記③の活動が本件手引において政務調査費を充当するのに適さない経費等として挙げられている「私的活動」に当たるとまでいふことはできない。そして、上記②及び③に係る活動において、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

15

したがって、支出番号17の支出3700円のうち、上記①に係る185円は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余（3515円）は本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### オ 支出番号18

20

被告の提出した報告書（乙18）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月13日、①自宅から自家用車を利用して障がい者支援施設和光園に行き、同園の園長から節電状況等について聞き取り調査をし、②同園から自家用車を利用して特別養護老人ホーム寿康園に行き、同園の園長から節電状況等について聞き取り調査をし、③同園から自家用車を利用して特別養護老人ホーム松濤荘に行き、同施設の事務職員から節電状況等について聞き取り調査をした後、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

25

原告らは、電話聴取で足りるものであって施設に赴く必要はないと主張するが、既に説示したとおり、現地調査の必要性がないとはいえない。そして、上記①ないし③の調査事項は、電力の需給が逼迫している状況における障が

い者や高齢者の施設の運営状況を調査するものであり、福祉政策と関わるものであって県政との関連性を有するとかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号18の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

5

#### カ 支出番号19

10

被告の提出した報告書(乙19)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月14日、自宅から自家用車を利用して後援会事務所に寄つた後、自家用車を利用して山形県議会事務局に行き、山形県議会事務局の担当者と、政務調査活動の内容を収支報告書に記載するに当たり、どの程度の内容を記載すべきかについて打合せをし、自家用車を利用して後援会事務所に戻った後、帰宅したと認められる。

原告らは、議員としての当然の活動であると主張し、被告は、星川議員が政務調査制度に関する疑義について調査したものであると主張する。

15

20

星川議員の上記の用務は、政務調査費に係る収支報告書の記載内容を確認するものであるが、政務調査費について報告することは議員として当然に行うべきことであり、また、記載内容の確認にすぎないものであるから、政務調査費制度の在り方に関わるものともいえず、一議員として自らの事務処理の方法を確認したにすぎないというほかないものであって、上記用務が県政に関する調査や政策立案に関連するものとはいえない。そうすると、上記打合せのための交通費相当額は、県政に関する調査研究に必要なものとはいえない。

したがって、支出番号19の支出9435円（自宅から後援会事務所を経由して山形県議会事務局までの自家用車による往復の移動距離255km ×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

#### キ 支出番号20

被告の提出した報告書(乙20), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月15日, ①自宅から自家用車を利用して山形県立鳥海学園に行き, 同学園の園長から, 特別支援学校開校後の学園の動向について聞き取り調査をし, ②同学園から自家用車を利用して吹浦地区の吹浦小学校付近, 三崎公園, 琴平神社及び藤崎に行き, 赤塚英一遊佐町議会議員と共に, 地域住民から整備を要望されている場所を確認した後, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは, 上記①は調査目的が不明であり, 上記②は陳情の受付にすぎないと主張するが, 上記各調査項目は, 教育施策や地域の各種設備の整備に係る施策に反映され得るものであり, 県政との関連性を有するうかがわれるものである。そして, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると, 支出番号20の支出が, 本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ク 支出番号21

被告の提出した報告書(乙21), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月18日, 自宅から自家用車を利用して株式会社ホテルシンフォニーアネックス及びJAさがえアグリランドに行き, 上記各施設の支配人に対し, 高速道路無料化終了後の状況や震災後の節電状況, 集客の動向について聞き取り調査をし, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは, 調査の目的が不明であって私的な企業訪問にすぎないと主張するが, 上記調査事項は, 集客施設の動向を把握することで観光関連産業の振興に係る施策に反映され得るものであり, 県政との関連性がうかがわれるものである。そして, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号21の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

ケ 支出番号22

被告の提出した報告書(乙22)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月19日、自宅から自家用車を利用して酒田地区広域行政組合に行き、同組合の消防長に対し、東日本大震災における消防職員の対応について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは調査研究活動に値する内容ではないと主張するが、上記調査事項は、災害対応に関わるものであり、県政との関連性を有するかどうかがわれるものである。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号22の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

コ 支出番号23

被告の提出した報告書(乙23)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月20日、自宅から自家用車を利用して株式会社酒田港リサイクル産業センターに行き、同センターの酒田港民間経営戦略プラン支援室室長に対し、酒田港が東日本大震災の被災地からのがれき処理に適しているにもかかわらず、様々な要因によって、がれき処理の受入れに進展がないことなどについて聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情の受付か企業訪問にすぎないと主張するが、上記調査事項は、東日本大震災の被災地支援に係る施策に反映され得るものであり、県政との関連性を有するかどうかがわれるものである。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号23の支出が、本件使途基準に反した違法な支出で

あるとはいえない

サ 支出番号 24

被告の提出した報告書(乙24), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は、同月21日、自宅から自家用車を利用して株式会社山形チノーに行き、主に温度センサーを製造している同社の副社長らから、同社の現在の状況について聞き取り調査をし、同社が堅調な業況であると考えたことから、庄内地方の企業への発注を依頼することとして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情活動にすぎないと主張し、被告は、星川議員が企業の動向を調査したものであると主張する。

10

上記調査は、上記会社の業績を聞き取ったものであるが、上記のとおり、最終的には庄内地方の企業への発注を同社へ依頼することとしたというものであるから、上記調査は庄内地方の企業の受注を目的として業績を確認したものにすぎず、上記活動を一体のものとしてみれば、庄内地方の企業による個別的な要望を受けて行われた陳情活動であると推認され、県政に関連する調査を実施したものではなかったということができ、他に県政に関する何らかの調査をしたことを行うかがわせる事情はない。

15

20

したがって、星川議員が、同月21日、上記会社で政務調査をしたとはいはず、支出番号24の支出9065円（自宅から同社までの自家用車による往復の移動距離245km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

シ 支出番号 25

25

被告の提出した報告書(乙25), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月22日、自宅から自家用車を利用して竹本産業株式会社に行き、同社の社長らから、家畜の放射能被害について聞き取り調査をし、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情の受付か企業訪問にすぎないと主張するが、上記調査事項は、原発事故による放射能汚染の畜産業等に与える影響に関するものであり、県政との関連性を有するとうかがわれるものである。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

5 そうすると、支出番号25の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ス 支出番号26

10 被告の提出した報告書(乙26)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、①自宅から自家用車を利用して酒田市地見興屋に行き、酒田市地見興屋自治会長立会いのもと、集中豪雨により土砂崩れが発生していた県道の調査を行い、②同所から自家用車を利用して酒田市松山総合支所及び山形県庄内総合支庁に行き、各庁の担当者に対して上記土砂崩れに関する状況を説明して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

15 原告らは、星川議員の上記活動についていずれも陳情活動にすぎないと主張し、被告は、星川議員が災害の状況や関係機関の調査を行ったと主張する。

上記①の調査事項は、災害復旧に関わるものであって県政との関連性を有するとうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

20 他方、上記②については、単に上記①の調査結果を行政の担当者に伝えたにすぎないものであり、調査研究活動であったとはいえない。被告の提出した上記報告書及び本件陳述書にも、山形県庄内総合支庁及び酒田市松山支所において何らかの調査を行った旨の記載はないし、ほかに星川議員が上記調査をしたことを行うかがわせる事情はない。

25 したがって、支出番号26の支出2035円のうち1184円(①の調査現場から山形県庄内総合支庁までの自家用車による移動距離9km、山形県庄内総合支庁から酒田市松山支所までの自家用車による移動距離14km

及び松山支所から自宅までの自家用車による移動距離9kmの合計32km×37円)は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余の851円(自宅から①の調査現場までの自家用車による移動距離23km×37円)は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

5 セ 支出番号27

被告の提出した報告書(乙27), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月25日、①自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行き、②そこから自家用車を利用して山形県庁に行って、山形県文化環境部循環型社会推進課廃棄物対策主幹に対し、酒田港のがれき処理について聞き取り調査をすると共に、山形県農林水産部畜産課課長補佐に対し、放射能汚染が懸念される飼料や家畜の取扱いなどについて聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは県庁に赴く必要性はないと主張するが、上記②の各調査事項は、東日本大震災の被災地支援や原発事故による放射能汚染に関わるものであり、県政との関連性を有するとうかがわれるものであって、また、既に説示しているとおり、県の職員との意見交換のために県庁に赴く必要性がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、山形県議会は、山形県庁に隣接して所在しており、議員が山形県庁に行った場合、併せて山形県議会における執務室にも立ち寄ることが多いものと推認される。そして、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外的的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。以上によれば、星川議員は、上記②の調査と併せて議員執務室に立ち寄り、調査研究活

動以外の活動を行ったと推認されるところ、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、②のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

5

次に上記①については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。そして、支出番号27について、被告から、星川議員が上記②の調査活動のための準備等を後援会事務所で行った旨の主張はなく、被告の提出した上記報告書及び本件陳述書にも上記準備等をした旨の記載はないし、ほかに星川議員が上記準備等をしたことがうかがわれる事情はない。

10

したがって、支出番号27の支出9250円のうち2720円(①の自宅から後援会事務所までの自家用車による移動距離10km×37円及び②の後援会事務所から山形県庁までの自家用車による移動距離127km×37円の2分の1の合計)は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余の6530円は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

15

#### ソ 支出番号28

20

被告の提出した報告書(乙28の1、28の2)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月27日から28日にかけて、千葉県神崎町において、東日本大震災における液状化現象について調査をし、その際に、東京モノレールやJRなどの鉄道料金(特急料金や指定席代含む)として、合計7160円を政務調査費として支出したと認められる。

25

原告らは、上記の交通費と旅行会社に支払ったものとして収支報告書に添付されていた領収書の内訳との関連が不明であり、政務調査目的とは評価す

5 ることができないと主張する。しかし、まず、被告の提出した上記報告書によれば、当該領収書の内訳は航空運賃及び宿泊料であることが示されている。また、上記調査事項は、災害対策に関わるものであり、県政との関連性を有するとかがわれるものである。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号28の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### タ 支出番号29

10 被告の提出した報告書(乙29)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月29日、①自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行き、②そこから自家用車を利用して山形県議会自由民主党会派会議室に行って、志田英紀議員、船山現人議員、児玉太議員及び阿部賢一議員と、牛肉から放射能が検出されている問題の対応について協議し、農林水産常任委員会、議会運営委員会等において緊急の課題の検討方法を協議することとし、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

15 原告らは、議員同士の打合せであり政党活動であると主張し、被告は、星川議員が放射能汚染の問題について情報交換及び意見交換をしたものであると主張する。

20 上記②の協議は、自らの所属する会派の議員と意見交換をしたものであり、議員としての本来の職責である政策検討、立案活動そのものであって、その前提となる調査研究とはいえないから、政務調査活動に該当するとはいはず、上記協議のための交通費を政務調査費として支出することは、政務調査費の趣旨に反するものである。そうすると、上記①の移動に係る経費についても、政務調査費として支出することは認められない。

25 したがって、支出番号29の支出9435円(自宅から後援会事務所を経由して山形県議会事務局までの自家用車による往復の移動距離255km)

× 37円)は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

#### チ 支出番号30

被告の提出した報告書(乙30), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月31日、①自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行って下記②の講座に関する関係資料を取得し、②そこから自家用車を利用して山形国際交流プラザに行き、地域の政策を検討し政策提言を行う参考とするため、佐藤正久参議院議員が講師を務めた「平成23年度山形県政治塾第2回講座」に出席し、参加者と意見交換したと認められる。

上記②について、原告らは県政に係る政務調査とは関係のない私的な活動であると主張するが、参議院議員が実施する講座の内容は国政に関するものと推認され得るとしても、県政の参考となり得るものと習得し得ないとは断言できないから、地域政策の参考とするという星川議員の上記目的に照らし、県政との間に何ら関係がないことをうかがわせるものとまではいえず、また、上記講座に出席する費用は、本件使途基準が定める研修費にも該当し得るものである。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

これによると、上記①についても上記②の講座に関する資料を取得するための移動であったのであるから、その交通費は政務調査活動の経費といい得る。

そうすると、支出番号30の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### (4) 平成23年8月4日から同月28日までの支出

##### ア 支出番号31

被告の提出した報告書(乙31), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成23年8月4日、①自宅から自家用車を利用して山形県議会執務室に行き、山形県農林水産部生産技術課水産室長らから山形県が発注

する水産関係の土木工事の状況等について聞き取り調査をし、②資料の整理のために自家用車を利用して後援会事務所に立ち寄ってから自宅に戻ったと認められる。

原告らは、これについては陳情活動にすぎないし、県庁にまで赴く必要性がないうえ、他の用務で県庁に赴いた際に調査すれば足りるものと主張するが、上記①の調査事項は、県内の建設業の振興についての施策に資するものであり、県政との関連性がうかがわれるものである。また、既に説示したとおり、県の職員との意見交換のために、県議会執務室に赴く必要性がないとはいえない。さらに、面談の相手方の予定によっては、他の調査の機会を利用することができないこともあり得るのであるから、他の政務調査活動のために山形県庁に赴いた際に、上記①に係る調査も実施しなければならなかつたということもできない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。そして、星川議員の上記活動において、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記①のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

次に上記②については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、事務所までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の

活動に係る部分があるものと推認される。そして、被告の提出した上記報告書及び本件陳述書には、上記意見交換での関係資料の整理のために後援会事務所に立ち寄ったと記載されており、同日に実施した意見交換の資料を整理するのは自然なこととはいえるものの、上記①の交通費の全てが調査研究活動に用いられたものとはいえない以上、上記②のための交通費も、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

そうすると、支出番号31の支出のうち、その2分の1である4625円を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

#### イ 支出番号32

被告の提出した報告書(乙32の1, 32の2)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月5日、①自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行って下記②の関係資料を取得し、②そこから自家用車を利用して村山総合支庁本庁舎会議室に行って「海ゴミ・サイエンスカフェ山形(庄内)」に出席し、挨拶を行ってから、愛媛大学の教授らから海ゴミに関する状況や対策について解説を受け、③自家用車を利用して自宅に戻ったこと、「海ゴミ・サイエンスカフェ山形(庄内)」は、愛媛大学沿岸環境科学研究センター、九州大学大学院工学研究院、一般社団法人JEAN、パートナーシップオフィスなどが協力し、海洋ゴミ問題の最先端の研究内容を広く一般に伝えようと取り組んでいるプロジェクトであることが認められる。

原告らは、資料がないことを指摘するほか、上記②のイベントは意見交換を伴わない会合であると主張するが、資料については既に説示したとおりであり、また、同イベントで星川議員が愛媛大学教授らから受けた解説の内容は、海洋の環境に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

次に上記①については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに

照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるべきであり、事務所までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。しかし、被告の提出した上記報告書及び本件陳述書によれば、上記②の関係資料を取得するために後援会事務所に立ち寄ったと認められ、上記推認は覆されるべきである。

したがって、支出番号32の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ウ 支出番号33

被告の提出した報告書(乙33)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月6日、自宅から自家用車を利用して酒田港に行き、酒田港祭りのために入港した海上自衛隊護衛艦「あまぎり」の艦長らと懇談を行い、日本海の防衛や東日本大震災の被災地への支援について調査して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、自衛隊OBとして表敬訪問したという私的活動にすぎないと主張するが、上記調査事項は、災害対策やこれに係る自衛隊の支援等に関わるものであって、県政との関連性を有するとかがわれるものであり、また、被告の提出した上記報告書の調査の成果等を記載する欄には、「(略) 東日本大震災の災害対応の支援は、震災発生から4か月後の7月10日まで実施されたとのこと。(中略) 自衛隊の支援活動で酒田港を利用するることはなかったのか尋ねたところ、太平洋側の港湾施設が使えない状況下でも、上陸用船艇等で沖合に停泊している大型船と陸上との行き来が可能であったので、現地で活動していたとのことであった。」との記載があり、調査結果も一定程度具体的であるから、星川議員が私的に表敬訪問しただけであったとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号33の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

## エ 支出番号34

被告の提出した報告書(乙34)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、  
星川議員は、同月8日、①自宅から自家用車を利用して山形県議会に行き、  
支出番号31に係る調査の結果を踏まえて、山形県国土整備部建築企画課長  
らに対し、県内企業に対して優先的な発注をどのように行っているのか等に  
ついて聞き取り調査をし、②そこから自家用車を利用して後援会事務所に行  
き、山形県庄内総合支庁の元職員から、発注を担当する総合支庁の現場の状  
況について聞き取り調査をし、③自家用車を利用して自宅に戻ったと認められ  
れる。

原告らは、陳情活動にすぎない上、支出番号31に係る調査の機会に実施  
することができると主張するが、上記①及び②の調査事項は、県内の産業振  
興に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、県の職  
員との意見交換のために、県議会に赴く必要性がないとはいえないことは既  
に説示したとおりである。また、支出番号31に係る調査の結果を踏まえた  
調査であったから、同調査と同時に行わなければならないとはいえない。そ  
して、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうか  
がわれない。

しかしながら、議員が山形県議会に行った場合には、併せて執務室にも立  
ち寄ることが多いと推認され、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたること  
に照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形  
的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきで  
あり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る  
部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。以上によれば、  
星川議員は、上記①の調査と併せて議員執務室に立ち寄り、調査研究活動以

外の活動を行ったと推認されるところ、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記①のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

次に上記②及び③については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形容的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、政務調査のために立ち寄った場所から後援会事務所まで及び後援会事務所から自宅までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。そして、上記②及び③の移動に関して、上記推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記の政務調査のために立ち寄った場所から後援会事務所まで及び後援会事務所から自宅までの交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

したがって、支出番号34の支出のうち、その2分の1である4625円を超えて政務調査費から支出することは許されない。

#### 才 支出番号35

被告の提出した報告書(乙35)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月11日、自宅から自家用車を利用して山形県庄内総合支庁に行き、支出番号34の調査を踏まえて、同支庁産業経済部長らから山形県が発注する工事の県内企業への優先発注の現在の状況について聞き取り調査をし、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは陳情活動にすぎないと主張するが、上記調査事項は、県内の産業振興に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に

政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号35の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### カ 支出番号36

被告の提出した報告書(乙36)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月12日、①自宅から自家用車を利用して山形市所在の山形県観光物産会館に行き、同会館の職員らから、東日本大震災後に売り上げが落ちたことや、原発事故の影響はさほどないこと及び節電に関する状況について聞き取り調査をし、②そこから自家用車を利用して山形県村山市所在の道の駅むらやまに行き、同施設の職員らから、お盆休みにおける集客の動向について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、調査の目的が不明であり私的な活動であると主張するが、上記各調査事項は、東日本大震災及び原発事故後の観光関連産業の振興に係る施策に資するものであって、県政との関連性がうかがわれるものであり、上記施策のために山形市や村山市を訪れる必要性が一般的にないとはいはず、上記各施設が私的に利用されることが多い場所であるとしても、星川議員の上記活動が県政と関連性のない私的活動であったということはできない。他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号36の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### キ 支出番号37

被告の提出した報告書(乙37)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月14日、自宅から自家用車を利用して鳥海高原家族旅行村・

鳥海山荘に行き、同施設の職員らから東日本大震災以降の集客状況や節電状況について調査し、自家用車を利用して八幡を経由して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、私的な活動にすぎないと主張するが、上記各調査事項は、上記力と同様に県政との関連性がうかがわれるものであり、山形県の観光関連の施策のために上記施設を訪れる必要性が一般的ではないとはいはず、上記施設が私的に利用されることが多い場所であるとしても、星川議員の上記活動が県政と関連性のない私的活動であったということはできない。他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

なお、八幡を経由して自宅に戻る必要性については何ら主張立証がないから、政務調査費から支出することが認められるのは、自宅から鳥海高原家族旅行村・鳥海山荘までの往復の移動距離である84kmに37円を乗じた3108円ということになる。

そうすると、支出番号37に係る2405円の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ク 支出番号38

被告の提出した報告書(乙38)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月16日、①自宅から自家用車を利用して株式会社産直の運営する「あぐり」に行き、同施設の職員から東日本大震災の影響や節電について聞き取り調査を行い、②そこから自家用車を利用して「夕陽のあつみふる里物産館」に行き、同物産館の職員らから東日本大震災後の状況、節電等について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、節電の状況について調査する必要はなく、私的な活動にすぎないと主張するが、上記各調査事項は、上記力と同様に県政との関連性を有するうかがわれるものであるから、上記各施設が私的に利用されることが多

い場所であるとしても、星川議員の上記活動が県政と関連性のない私的な活動であったということはできず、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号38の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

5 ケ 支出番号39

被告の提出した報告書(乙39)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月17日、自宅から自家用車を利用して酒田建設会館に行き、山形県建設業協会酒田支部長から港湾工事の地元発注状況について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは陳情の受付にすぎないと主張するが、上記調査事項は、土木建設業の振興に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

15 そうすると、支出番号39の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

コ 支出番号40

被告の提出した報告書(乙40)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月18日、①自宅から自家用車を利用して大沢製材所に行き、同社社長に対し、豪雨による被害の発生状況について聞き取り調査を行い、同社付近の川が決壊していることなどを確認し、②そこから自家用車を利用して八幡総合支所に行き、担当者に上記①の調査によって把握した状況を報告すると共に、同支所管内の豪雨被害の状況について聞き取り調査をし、③そこから自家用車を利用して松山総合支所に行き、担当者から同支所管内の状況について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情活動にすぎないと主張し、また、豪雨の最中に野外で調査するには危険であるとして、上記調査が実施されたことに疑問を示しているが、上記各調査事項は、災害対策に関わるものであって県政との関連性を有するうかがわれるものであり、また、豪雨の最中であっても、これによる被害等の状況を調査することは、その実情に対する早急な対策を検討するという点において一定の合理性を有するものであるから、原告らの上記疑問は前記認定を左右しない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号40の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### サ 支出番号41

被告の提出した報告書(乙41)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月19日、①自宅から自家用車を利用して酒田市浜中地区に行き、同地区の自治会長と共に豪雨に伴う住宅地、畠地の被害状況を確認し、②自家用車を利用して後援会事務所に立ち寄ってから、③自家用車を利用して山形県庁に行き、県の担当者に対し、被害状況を報告し、対策について話し合って、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情の受付にすぎず、県庁にまで赴く必要もないと主張する。

しかしながら、上記①及び③の調査事項は、災害対策に関わるものであつて県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

次に上記②については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、政務調査のために訪問した場所から後援会事務所までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認

5  
される。そして、上記②の移動に関して、上記推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記事務所への交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

10

上記③については、県の職員との意見交換のために、県庁に赴く必要性がないとはいえないことは既に説示したとおりである。しかしながら、山形県議会は、山形県庁に隣接して所在しており、議員が山形県庁に行った場合、併せて山形県議会における執務室にも立ち寄ることが多いと推認される。そして、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。以上によれば、星川議員は、上記③の調査と併せて議員執務室に立ち寄り、調査研究活動以外の活動を行ったと推認されるところ、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記③のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

15

20

25

以上によれば、支出番号41の支出1万0360円のうち、4829円(①の調査現場から後援会事務所までの自家用車による移動距離16km×37円の2分の1並びに③の後援会事務所から山形県庁まで及び山形県庁から自宅までの移動距離の合計245km(132km+113km)×37円の2分の1の合計)は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余(5531円)は、本件使途基準に反した違法な支出とはいえない。

## シ 支出番号 4 2

被告の提出した報告書(乙42), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月20日, 自宅から自家用車を利用して酒田港に行き, 復元北前船「みちのく丸」の酒田港入港行事に参加して, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは, 意見交換を伴わない単なるイベントに参加したにすぎないと主張し, 被告は, 星川議員が酒田港の活性化を図るために意見交換をしたと主張する。

この点について, 被告の提出した上記報告書には, 調査の成果等として「1672年河村瑞賢が開いた西回り航路の起点として酒田港は繁栄してきた。

(中略) これを機会に, 震災によって被害を受けた太平洋側港湾の支援を行いつつ, 更には酒田港の活性化を図っていきたい旨参加者と意見交換した。」などの記載があることが認められるが, その意見交換であると主張する内容は, 抽象的に酒田港の活性化を図るというものにすぎず, 上記入港行事に参加することによって, 具体的に県政に反映され得る資料や情報を収集したことは全くうかがわれない。そして, 上記の入港行事のような式典は, 一般的に儀礼的なものであって意見交換を伴わないものであるといえ, 星川議員が上記行事への出席に併せて県政に関連する調査を実施したことをうかがわせる客観的な証拠はない。

そうすると, 上記行事に参加した経費は, 本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)」に当たるというべきである。

以上によれば, 星川議員が上記行事に参加した際に政務調査を実施したとはいはず, 支出番号42の支出740円(自宅から酒田港までの自家用車による往復の移動距離20km×37円)は, 本件使途基準に合致しない違法



な支出である。

#### ス 支出番号 4 3

被告の提出した報告書(乙43), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月23日, 自宅から自家用車を利用して鳥海自然文化館遊樂里及び道の駅ふらっとに行き, 同施設の職員らから, 観光関連施設における集客状況及び節電の状況について聞き取り調査をして, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは, 調査の必要性がなく, 私的な活動にすぎないと主張するが, 上記各調査事項は, 東日本大震災及び原発事故後の観光関連産業の振興に係る施策に資するものであって, 県政との関連性がうかがわれるものであるから, 上記各施設が私的に利用されることが多い場所であるとしても, 星川議員の上記活動が県政と関連性のない私的な活動であったということはできない。そして, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって, 支出番号43の支出が, 本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### セ 支出番号 4 4

被告の提出した報告書(乙44), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月25日, ①自宅から自家用車を利用してJAそでうらに行き, 同組合の組合長から豪雨による被害に関する説明を受け, ②そこから自家用車を利用して豪雨によって冠水した現場に移動して現地を調査し, 今後の対策を検討し, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

25

原告らは陳情の受付であると主張するが, 上記各調査事項は, 災害対策に関わるものであって県政との関連性を有するうかがわれるものであり, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号44の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

ソ 支出番号45

被告の提出した報告書(乙45)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、  
星川議員は、同月27日、①自宅から自家用車を利用して白鷹やな公園道の  
駅に行き、同施設の職員らから観光関連施設における集客状況について、特  
に東日本大震災からの動向について聞き取り調査をし、②そこから自家用  
車を利用してJAさがえアグリランドに行き、同施設の職員らから観光関連  
施設における集客状況について、特に震災からの動向について聞き取り調  
査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、JAさがえアグリランドの調査は2回目であって調査目的が不  
明であり、私的な活動にすぎないと主張するが、上記各調査事項は、東日本  
大震災後の観光関連産業の振興に係る施策に資するものであって、県政との  
関連性がうかがわれるものであり、また、山形県の観光関連の施策のために  
観光施設の状況を継続的に調査する必要性が一般的にないとはいえないこ  
とを踏まえると、上記各施設が私的に利用されることが多い場所であるとし  
ても、星川議員の上記活動が県政と関連性のない私的な活動であったとい  
ふことはできない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事  
情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号45の支出が、本件使途基準に反した違法な支出で  
あるとはいえない。

タ 支出番号46

被告の提出した報告書(乙46)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、  
星川議員は、同月28日、①自宅から自家用車を利用して後援会事務所に  
行って、②そこから自家用車を利用して山形国際交流プラザに行き、県議会  
活動の参考とする目的で、日本政策研究センターの研究員による日本の国家

のあり方や歴史の認識に関する講演会を聴講し、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、県政との関連がない私的な活動であると主張するが、上記②の講演会は国政に関する内容ではあるものの、県政の参考となり得るものも習得し得ないとは断言できないから、県政との間に何ら関係がないことをうかがわせるものとまではいえず、また、これに参加する費用は、本件使途基準が定める研修費に該当し得るものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

次に上記①については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。そして、支出番号46について、星川議員が上記②の講演会に参加するための準備等を後援会事務所で行った旨の被告の主張はなく、被告の提出した上記報告書及び本件陳述書にも上記準備等をした旨の記載はないし、ほかに星川議員が上記準備行為等をしたことの裏付ける証拠もない。

したがって、支出番号46の支出9065円のうち370円(①の自宅から後援会事務所までの自家用車による移動距離10km×37円)は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余の8695円は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### (5) 平成23年9月2日から同月18日までの支出

##### ア 支出番号47

被告の提出した報告書(乙47)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成23年9月3日、①自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行って下記②の講演会に関する資料を確認し、②そこから自家用車を利用して庄内町響ホールに行き、他の議員が主催する県政報告会で軍事アナリストによる東日本大震災後の危機管理に関する講演を聴講し、自家用車を

利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、県政との関連がない私的な活動であると主張するが、上記②の講演の内容に照らすと、東日本大震災からの復興の支援や地域の防災対策に資する部分がないとはいえず、県政との関連性がうかがわれないとはいえないものである。  
5

次に上記①については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるべきであり、自宅から後援会事務所までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。しかし、星川議員は、上記のとおり、後援会事務所に上記②の関係資料の確認のために立ち寄ったと認められ、上記推認は覆されるべきである。  
10

そして、上記①及び②において、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号47の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。  
15

#### イ 支出番号48

被告の提出した報告書(乙48)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月3日、自宅から自家用車を利用して生涯学習施設「里仁館」に行き、同施設の創設10周年記念式典に参加して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。  
20

原告らは、意見交換を伴わない式典に参加したにすぎないと主張し、被告は、星川議員が同施設理事長及び酒田市長と面談して、同施設の利活用や経営に関して意見交換をしたと主張する。

この点について、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として「山形県立松山里仁館高等学校が閉校し平成14年3月に生涯学習施設「里仁館」  
25

として開講。本年までの累積利用者数20万人を突破、幼児から高齢者まで幅広い年代から文化、スポーツ、地域活動に利用されている。「今後共受講者を増加し、なるべく自立経営できるよう行いたいが、今後共支援を願いする。」との記載があることが認められるが、その意見交換をしたと主張する内容は、上記のとおり、支援の継続を要請されたというにすぎないものであり、星川議員が、上記の記念式典に出席することにより、具体的に県政に反映され得る資料や情報を収集したとはうかがわれない。そして、上記のような記念式典は、一般的に儀礼的なものであって意見交換を伴わないものであるといえ、星川議員が上記式典への出席に併せて県政に関連する調査を実施したことを行うかがわせる客観的な証拠はない。

そうすると、上記行事に参加した経費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」に当たるというべきである。

以上によれば、星川議員が上記式典に出席した際に政務調査を実施したとはいはず、支出番号48の支出1665円（自宅から生涯学習施設「里仁館」までの自家用車による往復の移動距離45km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

ウ 支出番号49  
被告の提出した報告書（乙49）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月4日、自宅から自家用車を利用して鶴岡市小真木原運動公園朝暘武道館に行き、莊内空手道選手権大会を視察して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、スポーツ大会に参加するという私的な活動であり、陳情を受けたにすぎないと主張する。確かに、スポーツ大会の観戦自体は、直ちに県政との関連性があるとはいえないものであるが、被告の提出した上記報告書に

は、調査の成果等として「競技規則が変わり、試合場マットが必要になった。

(中略) これから順次整備されるよう支援してほしいとの依頼を受けた。」

との記載があり、同報告書で調査の目的として掲げられているスポーツ振興に関する施策検討の参考になる事項についての調査が行われたものどうかがわかれ、県政との関連性がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号49の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### エ 支出番号50

被告の提出した報告書(乙50), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月5日、①自宅から自家用車を利用して山形県庄内総合支庁に行き、同支庁建設部道路計画課長、同支庁産業経済部農村計画課長らに対し、豪雨により発生した砂丘地の農地の冠水及び赤川放水路の冠水に関する被害箇所からの排水対策について聞き取り調査をし、②そこから自家用車を利用して山形県水産試験場に行き、山形県水産試験場最上丸の乗組員らに対し、調査船最上丸の老朽化の状況や今後の整備のあり方について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情又は陳情の受付にすぎないと主張するが、上記各調査事項は、災害対策や漁業の振興に係る施策に資するものであって、県政との関連性を有するうかがわれものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号50の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### オ 支出番号51

被告の提出した報告書(乙51), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月6日、①自宅から自家用車を利用して後援会事務所に行き、

渡部興業株式会社の社長から、山形県一般競争入札の評価点数において、ボランティアや災害防災協定という市町村との提携を地域貢献点数として評価してもらいたいとの要望を受け、山形県庄内総合支庁建設部建設総務課長に連絡し、②そこから自家用車を利用して上記会社に行き、③さらにそこから自家用車を利用して株式会社北陽に行き、同社代表取締役社長から、東日本大震災以降に受注が減少しているため、発注企業を紹介してもらいたい旨依頼され、内陸の企業で見込みのあるようなところに頼んでみることにして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは陳情の受付にすぎないと主張し、被告は、星川議員が地元企業の受注の動向及び受注拡大に関する要望について聞き取り調査をし、要望実現の可能性についても調査したものであると主張する。

上記認定によれば、上記①は、単に後援会事務所で陳情を受け付けたにすぎないものといえ、県政に関連する調査であるとはいえない。また、上記②については、星川議員が渡部興業株式会社に行く必要性について何ら主張立証がなく、上記①の陳情の受付に付随するにすぎないものといわざるを得ないから、県政に関連する調査をしたものではないというべきである。そして③についても、単に株式会社北陽において陳情を受け付けたにすぎないものといえ、県政に関連する調査をしたものではないというべきである。

したがって、支出番号51の支出925円（自宅から後援会事務所、渡部興業株式会社及び株式会社北陽までの自家用車による移動距離合計25km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

#### カ 支出番号52

被告の提出した報告書（乙52）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月7日、①自宅から自家用車を利用して酒田市役所に行き、酒田市議会副議長らから、同年7月の水害に関する山形県に対する要望について、書面による説明を受け、②そこから自家用車を利用して最上総合支庁

5 行き、同支庁産業経済部森林整備課長からナラ枯れ被害の拡大について説明を受け、③さらに自家用車を利用して国道344号沿いから国道47号沿いまで移動しながら、数か所で車を止めて檜の木を目視で確認し、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

10 原告らは、陳情の受付にすぎず、ナラ枯れについても定量的な調査ではないと主張するが、上記の各調査事項は、災害対策や環境保全対策に資するものであって、県政との関連性がうかがわれるものであり、また、定量的な調査ではなくとも、議員が自ら状況を確認することに意義がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号52の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### キ 支出番号53

15 被告の提出した報告書(乙53)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同年9月8日、①自宅から自家用車を利用して置賜総合支庁に行き、同支庁の産業経済部森林整備課長らから同地区内の檜の木の状況について説明を受け、②そこから自家用車を利用して米沢市、高畠市及び南陽市に移動し、数か所に車を止めて檜の木を目視で確認して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

20 原告らは、定量的な調査ではなく、政務調査目的であるとは評価することができないと主張するが、上記各調査事項は、環境保全対策に資するものであって、県政との関連性がうかがわれるものであり、調査手法についても、上記力で説示したとおり、必ずしも不適切とはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

25 したがって、支出番号53の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

ク 支出番号 5 4

被告の提出した報告書(乙54), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月9日, 自宅から自家用車を利用して浜中・七瀧周辺に行き, 酒田市川南地域砂丘集中豪雨被害対策協議会が行った現地調査に参加して, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは陳情の受付にすぎないと主張するが, 上記調査事項は, 災害対策に関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

10 そうすると, 支出番号54の支出が, 本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

ケ 支出番号 5 5

被告の提出した報告書(乙55), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月10日, ①自宅から自家用車を利用して支出番号36に係る調査をした山形県観光物産会館に行き, 同施設の職員らに対し, お盆以降の集客状況と秋以降の見通しについて聞き取り調査をし, ②そこから自家用車を利用して支出番号21において訪問調査をしたホテルシンフォニアネックスに行き, 同施設の職員に対し, お盆以降の集客状況の聞き取り調査をして, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

20 原告らは, 以前にも赴いた施設であって調査目的が不明であると主張するが, 上記各調査事項は, 既に説示したとおり, 観光関連産業の振興に係る施策に資するものであって, 県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり, また, 一度調査した施設を再度調査することが不合理であるともいえない。そして, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって, 支出番号55の支出が, 本件使途基準に反した違法な支出で

あるとはいえない。

コ 支出番号 5 6

被告の提出した報告書(乙56), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は、同月11日、自宅から自家用車を利用して酒田市の旧平田地区に行き、同地区の豪雨による土砂災害について現地調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情の受付にすぎないと主張するが、上記調査事項は、災害対策に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、その他政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

10

そうすると、支出番号56の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

サ 支出番号 5 7

被告の提出した報告書(乙57), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月12日、自宅から自家用車を利用して八幡地区に行き、同地区の水害被害について現地調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

15

原告らは、陳情の受付にすぎないと主張するが、上記調査事項は、災害対策に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、その他政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

20

そうすると、支出番号57の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

シ 支出番号 5 8

25

被告の提出した報告書(乙58), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月13日、自宅から自家用車を利用して山形県県議会会議室

に行き、山形県知事及び山形県総務部長による平成23年度9月補正予算の内示会に出席し、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、議員としての当然の活動であり、政務調査目的であるとは評価することができないと主張し、被告は、星川議員が補正予算の主な内容について調査したものであると主張する。

山形県の補正予算の内容は、議員が審議すべき対象そのものであり、その内容は県議会において説明されるものであって、その当否を審議するのは議員としての本来の職責である。そして、政務調査費は、その審議能力の強化のために、調査研究活動の基盤の充実を図る趣旨に基づいて制度化されたものであるから、上記補正予算の当否の審議の前提となる事項について調査研究を行う費用を助成するものと解される。そうすると、議員が審議する対象そのものである補正予算の内容を把握することは、審議の前提となる事項についての調査研究とはいえないから、政務調査活動に該当するとはいはず、そのための交通費を政務調査費として支出することは、政務調査費の趣旨に反するものである。

以上によれば、支出番号58の支出9250円（自宅から県議会までの自家用車による移動距離合計250km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

#### ス 支出番号59

被告の提出した報告書（乙59）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月14日、①自宅から自家用車を利用して遊佐町役場に行き、同町の町長らから県議会への要望等について聞き取り調査をし、②そこから自家用車を利用して県漁業協同組合に行き、同組合職員らに対し、県議会への要望及び上半期の漁獲量の状況などについて聞き取り調査をして、③そこから自家用車を利用して後援会事務所に寄った後、自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情の受付にすぎないと主張するが、上記①及び②の各調査事項は、市町村行政に係る県の施策や漁業の振興に資するものであって県政との関連性を有するとかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

5 次に上記③については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認される。そして、上記③について、上記②の調査後に後援会事務所に立ち寄る必要性に関する被告の主張はなく、そのような必要性に関する立証もない。

10 したがって、支出番号59の支出2405円のうち629円（県漁業協同組合から後援会事務所まで及び後援会事務所から自宅までの自家用車による移動距離17km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余の1776円は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

15 セ 支出番号60

被告の提出した報告書（乙60）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月15日、自宅から自家用車を利用して秋田県由利地域振興局に行き、同局総務企画部長らに対し、山形県庄内総合支庁、遊佐町、酒田市と連携して行う鳥海山を活用した観光事業やイベント等について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

20 原告らは、資料が存在しないことはあり得ないと主張するが、資料については既に説示したとおりであり、この主張を採用することはできない。そして、上記調査事項は、観光関連産業の振興に関わるものであって県政との関連性を有するとかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

25 したがって、支出番号60の支出が、本件使途基準に反した違法な支出で

あるとはいえない。

ソ 支出番号 6 1

被告の提出した報告書(乙61), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は、同月16日、①自宅から自家用車を利用して株式会社フレッシュに行き、同社の代表取締役社長に対し、同社が開発したミネラルウォーターについて聞き取り調査を行い、②そこから自家用車を利用してガーデンパレスみずほに行き、庄内生コンクリート協同組合が開催する第5回地域活性化フォーラム「社会資本整備と生コン産業の役割」に参加し、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長らによる講演を聴取して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情の受付と単なるフォーラムへの参加にすぎないと主張するが、上記の各調査事項は、地元の産業や生コン業界の振興に関わるものであり、県政との関連性を有するとうかがわれるものであって、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号61の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

タ 支出番号 6 2

被告の提出した報告書(乙62), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月18日、自宅から自家用車を利用して酒田市武道館に行き、酒田地区柔道連盟の顧問として第42回飽海地区中学校新人総合体育大会を視察し、同連盟の審判・監督会議に出席し、同連盟会長らに対して聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、上記体育大会に顧問として参加したものであり、議員としての活動ではないと主張するが、上記大会の観戦自体は、直ちに県政との関連性があるとはいえないものであるものの、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として「(略) 少子化のせいか年々参加選手が減少の方向にある

のこと。(略) いざれも少子化、選手減少によるレベル低下を述べた。」との記載があり、同報告書で調査の目的として掲げられているスポーツ振興に関する施策検討の参考になる事項についての調査が実施されたものといえ、県政との関連性がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号 62 の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### (6) 平成23年10月8日から同月28日までの支出

##### ア 支出番号 63

10

被告の提出した報告書(乙63)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成23年10月8日、①自宅から自家用車を利用してホテルリッチ&ガーデン酒田に行き、山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所長主催の庄内空港開港20周年記念式典に出席し、②そこから自家用車を利用して酒田市青沢の住民宅に移動し、住民から医療給付など病気療養に関する相談を受けて、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

15

原告らは、記念式典への参加や陳情の受付にすぎないと主張し、被告は、星川議員が庄内空港の利活用の参考となる事項や豪雨による空港周辺の冠水被害との関連性について調査し、また、地域医療に関する調査をしたと主張する。

20

上記①の記念式典への参加について、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として「空港開港までの経緯と功績のあった方々の紹介があった。(中略) 元県議会議員らの努力によるところが大きいと感じられた。また、空港建設には砂丘を10mも掘り下げており、現在の空港周辺の冠水も何らかの関係があるのではないかと思われる。県議会において質問の材料とする。」などの記載があることが認められるが、これは上記式典において披露された情報を記載したにすぎないものであり、星川議員が、上記の記念式典

25

5 に出席することにより、具体的に県政に反映され得る資料や情報を収集した  
とはうかがわれない。そして、上記のような記念式典は、一般的に儀礼的な  
ものであって意見交換を伴わないものであるといえ、星川議員が上記式典への  
出席に併せて県政に関連する調査を実施したことをうかがわせる客観的な証拠はない。

そうすると、上記式典に参加した経費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」に当たるというべきである。

10 次に上記②の相談について、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として、「医療機関の窓口できちんと相談に乗れる体制が望ましいと感じた。」とする記載があることが認められ、この事項は、県内の医療提供の体制に係る施策に関わるものであって、県政との関連性を有するとうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

15 したがって、支出番号63の支出2960円のうち、1517円（自宅からホテルリッチガーデン酒田までの自家用車による移動距離10km及びホテルリッチガーデン酒田から②の現場までの自家用車による移動距離31kmの合計 $41\text{ km} \times 37\text{ 円}$ ）は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余（1443円）は本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### イ 支出番号64

20 被告の提出した報告書（乙64）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月11日、自宅から自家用車を利用して山形県漁業協同組合吹浦支所に行き、同支所職員に対し、平成23年前半の漁港及び漁業従事者の状況などについて聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻った

と認められる。

原告らは、調査の必要性がなく、定量的な調査でもないと主張するが、上記調査事項は、漁業の振興に関わるものであって県政との関連性を有するとうかがわれるものであり、調査の方法についても、既に説示したとおり、必ずしも不適切であるとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号 6.4 の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ウ 支出番号 6.5

被告の提出した報告書（乙6.5の1ないし6.5の3）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月 12 日、自宅から自家用車を利用して新潟県村上地域振興局に行き、同振興局企画振興部長に対し、日本海東北自動車道についての新潟県側の整備の状況及び事業促進の活動について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、敢えて出張して調査する必要性はないと主張するが、上記調査事項は、道路整備に関する施策に資するものであって県政との関連性を有するとうかがわれるものであり、調査方法についても、既に説示したとおり、必ずしも不適切であるとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号 6.5 の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### エ 支出番号 6.6

被告の提出した報告書（乙6.6の1ないし6.6の3）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月 13 日、自宅から自家用車を利用してやまがたグリーンパワー株式会社に行き、同社の業務係職員に対し、木質バイオマス発電について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に

戻ったと認められる。

原告らは、面談する必要性がない陳情活動であると主張するが、上記調査事項は、エネルギー政策などに関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号 6 6 の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### 才 支出番号 6 7

被告の提出した報告書(乙 6 7 の 1, 6 7 の 2), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月 15 日、①自宅から自家用車を利用して遊佐町立遊佐中学校に行き、山形県中学校新人総合体育大会第4回柔道競技北ブロック大会に出席し、②そこから自家用車を利用して下日枝神社に行き、大川周明顕彰会に出席して、大川周明がアジアの発展に及ぼした影響等について参加者の意見を聴取し、③そこから自家用車を利用してホテルリッチ&ガーデンに行き、学習障害児の会(スワンの会)研修会に参加し、立正大学教授による学習障害児への接し方、幼児期から青年期にかけての進路指導や就業指導についての講演を聴講して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、体育大会や講演会への参加であり、意見交換を伴わない会合への参加にすぎないと主張する。

しかしながら、上記①については、体育大会の観戦自体は、直ちに県政との関連性を認めることができないものであるが、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として「柔道人口が少なくなりつつあるが、レベルは例年より高く、来年度の県大会に向けた予備戦になるもので、極めて充実した士気で試合に臨んでいるとのこと。例年より極めて優秀な選手や、ずばぬけた体格の選手は見当たらなかった。」との記載があり、同報告書で調査の目

的として掲げられている体育振興に関する施策検討の参考になる事項についての調査が実施されたといえ、県政との関連性がないとはいえない。

次に上記②の講演については、被告の提出した上記報告書によれば、地元出身の思想家の影響を検証して教育施策に反映する目的で参加者の意見を聴取したものであることが認められ、県政との関連性がないとはいえない。

さらに上記③の研修会における講演の内容は、学習障害児に係る施策に関するものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものである。

そして、上記の各活動について、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号 6 7 の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### カ 支出番号 6 8

被告の提出した報告書(乙 6 8 の 1, 6 8 の 2), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月 19 日、自宅から自家用車を利用して有限会社金山最上牧場に行き、同牧場職員から、子豚の生産から出荷までを衛生的に生産するシステムや経営の状況について説明を受け、現地を調査して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、民間会社の要望の聴取であり陳情活動にすぎないと主張するが、上記調査事項は、畜産振興に資するものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号 6 8 の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### キ 支出番号 6 9

被告の提出した報告書(乙 6 9 の 1, 6 9 の 2), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月 20 日、自宅から自家用車を利用して山形

県漁業協同組合念珠関支所に行き、同支所職員に対し、平成23年度の上半期の漁獲高等について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、漁業者の要望の聴取であり陳情活動にすぎないと主張するが、被告の提出した上記報告書によれば、星川議員は、上記調査において、漁船の燃料費の低減化等についての要望を受けていると認められるものの、上記調査事項は、漁業振興に係る施策に資するものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

10 そうすると、支出番号69の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ク 支出番号70

被告の提出した報告書(乙69の2、70の1、70の2)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月21日、自宅から自家用車を利用して山形県栽培漁業センターに行き、財団法人山形県水産振興協会の職員に対し、水産高校卒業生の受け入れや緊急雇用対策事業等について聞き取り調査を行うと共に、東日本大震災後の対策として増産されているあゆの卵が入った水槽や、栽培場の見学等をしたりして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

20 原告らは、政務調査目的であるとは評価することができないと主張するが、上記調査事項は、漁業振興や雇用対策事業に関わるものであって県政と関連性を有するうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号70の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ケ 支出番号71

5 被告の提出した報告書(乙71の1, 71の2), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月26日, 自宅から自家用車を利用して下水処理施設向けの機器を製造するセルポール工業株式会社山形事業所に行き, 同社取締役らに対し, 東日本大震災以降の仕事の受注状況について聞き取り調査をして, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは, 業者の要望を聴取した陳情活動にすぎないと主張するが, 上記調査事項は, 地元の経済状況に基づく産業の振興施策に結び付き得るものであって県政との関連性がうかがわれるものであり, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

10 したがって, 支出番号71の支出が, 本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### コ 支出番号72

15

被告の提出した報告書(乙71の2, 72), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月27日, 自宅から自家用車を利用して眺海の森さんさんに行き, 同施設職員に対し, 平成23年度の観光施設の集客状況と今後の見通しについて聞き取り調査をして, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

20

原告らは, 業者からの要望の聴取であり陳情活動であると主張するが, 上記調査事項は, 観光関連産業の振興に関わるものであって県政との関連性を有するうかがわれるものであり, 上記各施設が私的に利用されることが多い場所であるとしても, 星川議員の上記活動が私的な活動であったとまでいふことはできず, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

25

したがって, 支出番号72の支出が, 本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### サ 支出番号73

5 被告の提出した報告書(乙73の1, 73の2), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 同月28日, ①自宅から自家用車を利用して遊佐町総合交流促進施設株式会社に行き, 同社職員に対し, 夏以降の集客状況と今後の見通しについて聞き取り調査をし, ②そこから自家用車を利用して株式会社エヌエックス新潟支店庄内営業所に行き, 同営業所職員に対し, 東日本大震災の際の燃料供給の動向について聞き取り調査をして, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

10

上記①の調査事項は観光関連産業の振興施策に関わるものであり, また, 上記②の調査事項は災害の際の危機管理に関わるものであって, いずれも県政との関連性を有するとかがわれるものである。そして, 他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって, 支出番号73の支出が, 本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

15

#### (7) 平成23年11月3日から同月30日までの支出

##### ア 支出番号74

20

被告の提出した報告書(乙74), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば, 星川議員は, 平成23年11月3日, 自宅から自家用車を利用して遊佐町トレーニングセンターに行き, 酒田地区柔道連盟が主催する第30回伊藤徳治杯争奪少年柔道大会に同連盟の顧問として参加して, 自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

25

原告らは, 体育大会を私的に観戦したにすぎないものであると主張するが, 同大会の観戦自体が直ちに県政との関連性があるものとはいえないものの, 被告の提出した上記報告書には, 調査の成果等として「今大会は女子の活躍が大きく, 三川チームと立川チームは1チームを女子で編成するほど充実し, 試合態度も正々堂々としており, 男子チームにも負けない気迫があった。小

学校から中学校、そして高校に入っても柔道を続けてもらいたい。将来、山形県の柔道スポーツの振興が期待できる。伊藤徳治氏は遊佐町出身の柔道家で、大正4年生まれ、戦前の京都武徳専門学校出身で京都府警の師範を勤められ、全日本選手権でも優勝したことのある人物であり、戦後遊佐町の柔道振興のために優勝カップを寄贈されたことから伊藤徳治杯の大会が開始された。こうした先人からの伝統を受け継ぎ、女子柔道の普及など競技人口の確保も図り、少年柔道の振興につなげていきたいと考える。」との記載があり、同報告書で調査の目的として掲げられているスポーツ振興に関する施策検討の参考になる事項についての調査が実施されたといえ、県政との関連性がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号74の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### イ 支出番号75

被告の提出した報告書(乙75)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月4日、自宅から自家用車を利用して山形県県議会執務室に行き、12月県議会における一般質問に関連する事項である庄内砂丘地の湛水対策、東日本大震災によって山形県に生じた災害対応の問題点、発達障害者の就職支援等について、山形県の担当職員らから課題事項を聴取して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、議員としての当然の活動であって政務調査活動には当たらないと主張するが、上記調査事項が県政と関連するものであることは明らかであり、県の職員との意見交換のために、県議会執務室に赴く必要性がないといえば、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、

その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認され、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記調査のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

そうすると、支出番号75の支出のうち、その2分の1である4107円を超えて政務調査費から支出することは許されない

#### ウ 支出番号76

被告の提出した報告書(乙76の1ないし76の3)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月15日、①自宅から自家用車を利用して東田川郡庄内たがわ農業協同組合新余目基幹支所に行き、国営最上川下流沿岸農業水利事業完工式に出席し、同完工式において祝辞を述べた上、農林水産省東北農政局長や酒田市長と懇談し、②そこから自家用車を利用して後援会事務所に行き、国道344号線の改修工事について、一般国道344号安田バイパスを実現する会の会長らからの同改修工事に関する要望状況などを聴取して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、式典に参列し、陳情を受け付けたにすぎないものであると主張し、被告は、星川議員が農業振興や道路整備に関する政策検討のために水利事業の意義や道路改修工事の実情について調査したものであると主張する。

上記①の完工式への参加について、被告の提出した上記報告書には、水利事業の施工面積や総工費、事業の経緯等が記載されていることが認められるが、これは上記式典において披露された情報を記載したにすぎないものと推認され得るものであり、星川議員が、上記式典に出席することにより、具体

的に県政に反映され得る資料や情報を収集したとはうかがわれない。そして、上記のような記念式典は、一般的に儀礼的なものであって意見交換を伴わないものであり、農林水産省東北農政局長や酒田市長との懇談も儀礼の範囲を超えるものとはいはず、星川議員が上記式典への出席に併せて県政に関連する調査を実施したことをうかがわせる客観的な証拠はない。

そうすると、上記式典に参加した経費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」に当たるというべきである。

以上によれば、星川議員が上記完工式に出席した際に政務調査を実施したとはいはず、その移動のための経費として740円（自宅から東田川郡庄内たがわ農業協同組合新余目基幹支所までの自家用車による移動距離20km×37円）を政務調査費から支出することは許されない。

次に上記②の調査事項は、道路整備の在り方に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形容的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、事務所までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認され、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記事務所への交通費は、1110円（①の東田川郡庄内たがわ農業協同組合新余目基幹支所から後援会事務所までの自家用車による移動距離20km及び後援会事務所から自宅までの自家用車による10kmの合計30km×37円）の2分の1である55

5円を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

したがって、支出番号76の支出1850円のうち1295円は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余（555円）は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

5  
エ 支出番号77

被告の提出した報告書（乙77）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月17日、自宅から自家用車を利用して後援会事務所に寄った後、県議会執務室に行き、エネルギー対策や危機管理対策について、担当者と意見交換を行い、自家用車を利用して後援会事務所に寄った後、自宅に戻ったと認められる。

10  
原告らは、議員としての当然の活動であり、政務調査目的であるとは評価することができないと主張するが、上記調査事項は、東日本大震災と原発事故に遭遇して判明した課題に関わるものであって県政との関連性を有するとかがわれるものであり、県の職員との意見交換のために、県議会執務室に赴く必要性がないとはいはず、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

15  
しかしながら、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形容的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認され、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、後援会事務所から県議会執務室への移動のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

20  
次に自宅と後援会事務所との間の移動については、議員の活動が極めて広



5

10

15

20

25

範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、自宅と事務所との間の上記交通費については、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認されるところ、被告の提出した上記報告書及び本件陳述書では、県の担当者との上記意見交換に関する資料の準備、整理のために後援会事務所に立ち寄ったとされており、同日に実施した意見交換のための資料を準備し整理することは自然であるといえるものの、上記のとおり県議会議員執務室での活動についても、その全てが調査研究活動であったとはいえない以上、その前後の自宅と後援会事務所との間の移動のための交通費も、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

そうすると、支出番号77の支出のうち、その2分の1である4995円を超えて政務調査費から支出することは許されない

#### 才 支出番号78

被告の提出した報告書(乙78)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月18日、自宅から自家用車を利用してホテルリッヂ&ガーデン酒田に行き、酒田商工会議所の平成23年度「会員のつどい」に出席し、同商工会議所の会頭や酒田市長と懇談し、意見交換して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、意見交換を伴わない会合への私的な参加であると主張するが、被告の提出した上記報告書及び弁論の全趣旨によれば、同商工会議所は、明治30年4月に創設され、地域総合経済団体として社会の生成、発展並びに地域商工業の振興に取り組んでいることが認められ、そのような団体が主催する会合においては、地域経済に関する様々な情報が交換され得るものであり、一般的に意見交換を伴わないとはいはず、その情報は県政との関連性を有するとかがわれるものである。そして、他に政務調査活動であるとの評

価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号78の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### カ 支出番号79

被告の提出した報告書(乙79)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月20日、自宅から自家用車を利用して遊佐町富岡にある同町の町議会副議長の自宅に行き、国道345号富岡地内の街灯の移設箇所に関する要望を確認し、その後現地を確認して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告は、陳情の受付にすぎないと主張し、被告は、星川議員が街灯の移設について現地調査をしたものであると主張する。

被告の提出した上記報告書及び本件陳述書によれば、星川議員は、山形県庄内総合支庁道路維持課の担当者に対応を求める前提として上記活動をし、担当者に確認を求めたというのであり、単に陳情を受け付けたにすぎないといえるから、これをもって県政に関する調査をしたとはいえない。

そうすると、支出番号79の支出2590円（自宅から遊佐町富岡にある同町の町議会副議長の自宅までの自家用車による往復の移動距離70km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

#### キ 支出番号80

被告の提出した報告書(乙80)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月21日、①自宅から自家用車を利用して山形県庄内総合支庁に行き、同支庁道路計画課の担当者から防雪柵の設置工事の状況について説明を受けてから、②自家用車を利用して国道345号、同344号及び同112号の一部について遊佐町吹浦を経由して現地調査を行って、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、現地調査の必要性がないものであり、陳情活動にすぎないと主張するが、上記調査事項は、道路整備に関するものであつて県政との関連性がうかがわれるものであり、既に説示したとおり、現地調査の必要性がないということもできない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号80の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ク 支出番号81

被告の提出した報告書(乙81)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月22日、支出番号80に係る活動と同様に、防雪柵の設置工事の状況について、自宅から自家用車を利用して、国道344号、同112号及び同345号の一部について、鶴岡市朝日及び同市温海を経由して現地調査を行って、自宅に戻ったと認められる。

原告らは、現地調査の必要性がないものであり、陳情活動にすぎないと主張するが、上記キと同様に、上記調査事項は、道路整備に関するものであつて県政との関連性がうかがわれるものであり、現地調査の必要性がないといふこともできない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号81の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ケ 支出番号82

被告の提出した報告書(乙82)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月23日、自宅から自家用車を利用して最上川河川敷(最上橋下)に行き、酒田市臼が沢の住民が国土交通省から借り受けていた約10haの土地の場所を確認し、同住民から、最近、国土交通省から返却を求められているなどと相談を受け、後日、国土交通省酒田河川国道事務所に要望

することとして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情の受付にすぎないと主張し、被告は、星川議員が住民の具体的な要望の内容について調査したものであると主張する。

上記認定によれば、星川議員は、特定の住民の借地解消問題について国土交通省酒田河川国道事務所に対応を求める前提として上記活動をしたと認められ、これは単なる陳情の受付にすぎないといわざるを得ず、この際に県政に関する調査をしたとはいえない。

そうすると、支出番号82の支出1665円（自宅から最上川河川敷（最上橋下）までの自家用車による往復の移動距離45km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

#### コ 支出番号83

被告の提出した報告書（乙83）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月25日、自宅から自家用車を利用して酒田市臼が沢の澤照神社に行き、その境内において、地元住民の立会いのもとで土砂崩れの箇所を調査し、山形県庄内総合支庁に対応を求ることとして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情の受付にすぎないと主張し、被告は、星川議員が土砂崩れの調査をしたものであると主張する。

上記認定によれば、星川議員は、上記神社の近隣住民の要望を受けて、県に対応を求める前提として上記調査を行ったと認められ、これは単なる陳情の受付にすぎないといわざるを得ず、この際に県政に関する調査をしたということはできない。

そうすると、支出番号83の支出1480円（自宅から酒田市臼が沢の澤照神社までの自家用車による往復の移動距離40km×37円）は、本件使途基準に反した違法な支出である。

#### サ 支出番号84

被告の提出した報告書(乙84),本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば,星川議員は、同月26日、①自宅から自家用車を利用して酒田市立酒田中央高等学校に行き、同校の閉校式に出席し、②そこから自家用車を利用して株式会社山長に行き、鳥海山麓の岩石採掘問題について、同社の社長と面談し、景観保全上問題となっている鳥海山麓の岩石採取の状況等について意見交換し、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、上記①は閉校式への私的な参加にすぎず、上記②は陳情の受付にすぎないと主張し、被告は、星川議員が学校の統合や景観保全について調査したものであると主張する。

上記①の閉校式への参加について、被告の提出した上記報告書には、学校の統合に基づく閉校式において、参加者の思い出を交えた話があり、統合後の校舎の建築工事が進んでいた旨の記載があることが認められるが、この内容に県政に反映されるべき情報があるとはいはず、星川議員が、上記式典に出席することにより、具体的に県政に反映され得る資料や情報を収集したとはうかがわれない。そして、上記のような式典は、一般的に儀礼的なものであって意見交換を伴わないものであり、星川議員が上記式典への出席に併せて県政に関連する調査を実施したことをうかがわせる客観的な証拠はない。

そうすると、上記式典に参加した経費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)」に当たるというべきである。

したがって、その出席のための交通費(出席後の移動分も含む。)として政務調査費を支出することは許されない。

次に上記②の鳥海山麓における岩石採掘問題については、景観保全に係る施策に資するものであって県政との関連性がないとはいはず、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号84の支出2960円のうち1550円（自宅から酒田市立酒田中央高等学校までの自家用車による移動距離15.2km及び同校から株式会社山長までの自家用車による移動距離26.7kmの合計41.9km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余（1410円）は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### シ 支出番号85

被告の提出した報告書（乙85の1、85の2）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月27日、①自宅から自家用車を利用して酒田市総合文化センターに行き、酒田市PTA連合会の研修会に出席し、②そこから自家用車を利用して鶴岡市出羽庄内国際ホールに行き、平成23年度鶴岡いきいきまちづくり事業の助成を受けて松ヶ岡地域振興会議が開催した「岬龍一郎講演会」（標題「日本人の品格 新渡戸稻造の『武士道』に学ぶ」）を聴講して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、研修会や講演会に参加したにすぎず、政務調査活動ではないと主張するが、上記の研修会及び講演会は、PTA活動などの教育施策や、地域のまちづくりに係る施策に関わるものといえ、県政との関連性がないとはいはず、また、これらを聴講するための費用は、本件使途基準が定める研修費に該当するどもいえる。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号85の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ス 支出番号86

被告の提出した報告書（乙86の1、86の2）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月28日から同月29日にかけて、①自宅から自家用車を利用して秋田県産業技術センターに行き、同センターの担当者

から最近の航空機産業の実情と秋田県における取組みについて説明を受けると共に、実態の調査を実施し、②そこから自家用車を利用して山形県内の航空機関連業者である株式会社三栄機械に行き、③さらに松岡株式会社に行って、上記各社の製造現場を視察し、業況について調査して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、民間企業の要望に基づく陳情活動であると主張するが、上記各調査事項は、産業の振興に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号86の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### セ 支出番号87

被告の提出した報告書(乙87)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月30日、自宅から自家用車を利用して山形県議会執務室に行き、同月8日の一般質問の内容(TPP参加の問題点、豪雨に伴う被害対策及びナラ枯れ対策)について山形県の関係部署の担当者と意見交換して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、議員としての当然の活動であり、政務調査目的であるとは評価することができないと主張するが、上記の意見交換事項は、地域産業の振興や災害対策と関わるものであって県政との関連性を有するうかがわれるものであり、県の職員との意見交換のために、県議会執務室に赴く必要性がないとはいはず、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務

室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認され、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記意見交換のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

したがって、支出番号87の支出のうち、その2分の1である4440円を超えて政務調査費から支出することは許されない。

(8) 平成23年12月10日から同月24日までの支出

10 ア 支出番号88

被告の提出した報告書(乙88)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成23年12月10日、自宅から自家用車を利用して酒田産業会館に行き、加藤紘一後援会総会「合同懇談会」に出席して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、政党活動であると主張し、被告は、星川議員が政策検討の参考とするために参加したものであると主張する。

上記後援会総会に参加する交通費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費」に当たるといえる。

そうすると、支出番号88の支出740円(自宅から酒田産業会館まで自家用車による往復の移動距離20km×37円)は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

イ 支出番号89

被告の提出した報告書(乙89の1、89の2)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月22日、自宅から自家用車を利用して宮城

県仙台市都市整備局に行き、同整備局都市開発部都市開発課の担当者に面会し、仙台市の都市再開発の状況、東日本大震災の影響及び海岸部における津波被害対策について調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

5 原告らは、資料がないことを理由として星川議員が上記調査をしたとはいえないと主張するが、資料の有無については既に説示したとおりであり、また、上記調査事項は、都市開発や防災対策に関わるものであって県政との関連性を有するとかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

10 そうすると、支出番号89の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ウ 支出番号90

15 被告の提出した報告書(乙90の1, 90の2)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月24日、①自宅から自家用車を利用して菊勇株式会社に行き、同社代表取締役社長に対し、酒造業を営む同社の東日本大震災後の動向と今後の事業計画について聞き取り調査をし、②そこから自家用車を利用して庄司建設工業株式会社に行き、同社社長に対し、建設業を営む同社の平成23年度の動向等について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

20 原告らは、陳情の受付にすぎないと主張するが、上記各調査事項は、地元産業の振興に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

25 そうすると、支出番号90の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### (9) 平成24年1月4日から同月31日までの支出

ア 支出番号91

被告の提出した報告書（乙91の1，91の2），本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば，星川議員は，平成24年1月4日，自宅から自家用車を利用して山容病院に行き，同病院理事長らから，新しく建設する計画の病院に関する相談を受けて，自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは，陳情の受付にすぎないと主張し，被告は，星川議員が病院の建設計画について調査したと主張する。

被告の提出した報告書（乙91の1）及び本件陳述書には，入院者の増加傾向に基づき病床数について県の関係部局との調整を要するとの記載があることが認められるが，これは山容病院の病床数に関する調整にすぎず，同病院の経営に関わる陳情を受け付けたものといわざるを得ない。そして，上記報告書には，これ以外に県政に関する調査を実施した旨の記載はなく，星川議員が県政に関連する調査を実施したとはいえない。

したがって，支出番号91の支出925円（自宅から山容病院までの自家用車による往復の移動距離25km×37円）は，本件使途基準に合致しない違法な支出である。

イ 支出番号92

被告の提出した報告書（乙91の2，92），本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば，星川議員は，同月5日，①自宅から自家用車を利用して志田英紀県議会議員の事務所に行き，同議員から，冠水被害への対策の検討状況について聴取し，②そこから自家用車を利用して山形県庄内総合支庁に行き，同支庁建設部の担当者に対し，現在の砂丘地の排水方法について聞き取り調査をし，③そこから自家用車を利用して社会福祉法人月光園に行き，同施設職員に対し，吹浦小学校の跡地への老人ホームの建設予定について聞き取り調査をし，④そこから自家用車を利用して特別養護老人ホーム芙蓉荘に行き，同施設職員に対し，建設中の新施設について聞き取り調査をして，自家用車

5 を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、上記①は議員としての当然の活動であり、上記②は調査の内容が不明であり、上記③及び④については陳情に係る調査にすぎないと主張し、被告は、星川議員が冠水被害対策や高齢者施策について調査したものであると主張する。

10 上記①の意見交換は、議員の本来の職責である政策の立案や検討そのものであり、その前提となる事項について何らかの調査をしたものとは評価することができないから、これに要した経費に政務調査費を支出することは許されない。そうすると、①に係る交通費について政務調査費を支出することは認められない。

15 上記②の調査事項は、災害対策と関わるものであり、また、上記③及び④の調査事項は、高齢者に対する施策に関わるものであって、いずれも県政との関連性を有するとかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

20 そうすると、支出番号92の支出3885円のうち733円（自宅から志田議員の事務所までの自家用車による移動距離19.8km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余（3152円）は本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ウ 支出番号93

25 被告の提出した報告書（乙93）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月6日、①自宅から自家用車を利用して星川議員と同じ庄内地域から選出されていた山形県議会議員である田澤伸一の自宅に行き、同議員と東北公益文化大学の現状と運営について意見交換をし、②そこから自家用車を利用して酒田共同火力発電株式会社に行き、同社管理部長らに対し、発電所の現状、今後のエネルギー政策、PCBの処理等について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、上記①は議員としての当然の活動であり、上記②は調査の内容が不明であると主張し、被告は、星川議員が地域の高等教育に係る施策やエネルギー政策について調査したものであると主張する。

上記①の意見交換は、議員の本来の職責である政策の立案や検討そのものであり、その前提となる事項について何らかの調査をしたものとは評価することができないから、これに要した経費に政務調査費を支出することは許されない。そうすると、①に係る交通費について政務調査費を支出することは認められない。

上記②の調査事項は、東日本大震災や原発事故後の地域のエネルギー供給に関わるものであって県政との関連性がうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号93の支出2812円のうち2220円（自宅から田澤議員の自宅までの自家用車による移動距離及び同所から酒田共同火力発電株式会社までの自家用車による移動距離計 $60\text{ km} \times 37\text{ 円}$ ）は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余（592円）は本件使途基準に反した違法な支出とはいえない。

#### エ 支出番号94

被告の提出した報告書（乙94）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月7日、自宅から自家用車を利用して株式会社みなとに行き、同社の代表取締役社長らに対し、東日本大震災後の土木建設業の事業の動向や津波に対する庄内海岸の漁港、港湾の状況について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、具体的な調査内容や現地調査の必要性が不明であると主張するが、上記調査事項は、産業の振興や災害対策に関わるものであって県政との関連性を有するうかがわれるものであり、現地に赴く必要性がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情がある

ことはうかがわれない。

そうすると、支出番号94の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### オ 支出番号95

被告の提出した報告書（乙95の1ないし95の4）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月8日、自宅から自家用車を利用して酒田市民会館に行き、酒田市が主催する平成24年酒田市成人式に出席して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、成人式に参加したにすぎないと主張し、被告は、星川議員が若者の定住対策や少子化対策の参考とするために新成人の考え方などを調査したものであると主張する。

被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として「実行委員の新成人は『私たち若い力で古里酒田から東北、日本を盛り上げていく』と決意を語った。酒田市の新成人の人数は1257人でうち971人が出席。少子化の中で新成人も年々少なくなっている。地域の活力は若者からであり早期に少子化にブレーキをかけるべきと感じた。」との記載があることが認められるが、成人式に出席した感想を述べるにすぎないものといえ、星川議員が、上記成人式に出席することにより、具体的に県政に反映され得る資料や情報を収集したとはうかがわれない。そして、上記のような式典は、一般的に儀礼的なものであって意見交換を伴わないものであり、星川議員が上記式典への出席に併せて県政に関連する調査を実施したことをうかがわせる客観的な証拠はない。

そうすると、上記式典に参加した経費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」に当たるというべきである。

したがって、支出番号95の支出740円（自宅から酒田市民会館までの自家用車による往復の移動距離20km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出である。

カ 支出番号96

被告の提出した報告書（乙96の1, 96の2）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月9日、①自宅から自家用車を利用して道の駅あつみ「しゃりん」に行き、同施設職員に対し、東日本大震災以後の動向や年末年始の状況について聞き取り調査をすると共に、同施設内を視察し、②そこから自家用車を利用して道の駅鳥海ふらっとに行き、同施設の職員から、東日本大震災以後の動向や集客状況などについて聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、私的に道の駅に立ち寄ったものであると主張するが、上記各調査事項は、いずれも観光関連産業の振興に関わるものであって、県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号96の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

キ 支出番号97

被告の提出した報告書（乙96の2, 97）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月10日、自宅から自家用車を利用して鶴岡市役所に行き、同市役所建設部都市計画課の担当者に対し、鶴岡市の合併後の都市計画について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、政務調査に値しないものであると主張するが、上記調査事項は、都市計画に基づく施策に関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情

があることはうかがわれない。

したがって、支出番号97の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ク 支出番号98

被告の提出した報告書(乙98)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月11日、自宅から自家用車を利用して山形県港湾事務所に行き、同事務所所長に対し、新年度に計画される港湾関係の事業について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、具体的な調査内容や現地調査の必要性が不明であると主張するが、上記調査事項は、港湾の整備や物流に関する施策に関わるものであって県政との関連性を有するうかがわれるものであり、現地に赴く必要性がないともいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号98の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ケ 支出番号99

被告の提出した報告書(乙99の1ないし99の3)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月12日、①自宅から自家用車を利用して山形県漁業協同組合念珠関支所に行き、同支所職員に対し、寒だら漁の業況について聞き取り調査をし、②そこから自家用車を利用して社会福祉法人あつみ福祉会特別養護老人ホーム温寿荘に行き、同施設職員に対し、最近の入居状況について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、政務調査に値しないものであると主張するが、上記各調査事項は、漁業の振興や高齢者対策に関わるものであって県政との関連性を有するうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき



事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号99の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

コ 支出番号100

5 被告の提出した報告書（乙100）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月13日、①自宅から自家用車を利用して山形県庄内総合支庁に行き、同支庁建設部河川砂防課の担当者に対し、山形県が伐採した河川支障木の放射能汚染を理由とする払下げ停止について聞き取り調査をすると共に、同支庁産業経済部農村計画課の担当者に対し、大雨に伴う冠水被害の対策について聞き取り調査をし、②そこから自家用車を利用して後援会事務所に行き、電子関連企業である八幡電子工業株式会社の社長に対し、現在の取引状況等について聞き取り調査をしたと認められる。

10 原告らは、具体的な調査内容が不明であり、陳情活動にすぎないものであると主張するが、上記①の調査事項は、原発事故による放射能汚染や災害に対する施設に關わるものであり、また、上記②の調査事項は、産業の振興に關わるものであって、いずれも県政との関連性を有するとうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

15 しかしながら、上記②については、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる後援会事務所においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるといふべきであり、山形県庄内総合支庁から後援会事務所までの交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記事務所への交通費は、278円（②の山形県庄内総合支庁から後援会事務所までの自家

用車による移動距離 $15\text{ km} \times 37\text{ 円の } 2\text{ 分の } 1$ ) を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

以上によれば、支出番号100の支出925円のうち、277円(555円-278円)は、本件使途基準に反した違法な支出であり、その余(648円)は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### サ 支出番号101

被告の提出した報告書(乙101の1, 101の2), 本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月16日、自宅から自家用車を利用して山形県議会に行き、①商工観光部産業政策課の担当者に対し、平成23年末から平成24年初めの山形県経済の動向について聞き取り調査をし、②隣接する社団法人全日本不動産協会山形県本部において、同本部事務局の担当者に対し、最近の不動産業の動向について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、政務調査目的であるとは評価することができないと主張するが、上記の各調査事項は、産業の振興に関わるものであって県政との関連性を有するとかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、議員が山形県議会に行った場合、併せて執務室にも立ち寄ることが多いと推認され、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形象的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。そうすると、星川議員は、上記①及び②の調査と併せて議員執務室に立ち寄り、調査研究活動以外の活動を行ったと推認されるところ、この推認を覆すに足りる立証はない。したがって、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動

に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記交通費については、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

そうすると、支出番号101の支出のうち、その2分の1である4255円を超えて政務調査費から支出することは許されないが、その余は本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### シ 支出番号102

被告の提出した報告書（乙102）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月17日、自宅から自家用車を利用して出羽測量設計株式会社に行き、日本海沿岸東北自動車道ミッシングリンクの計画区間への格上げ、酒田駅西口東口地下道整備計画、国道344号及び国道112号のバイパス整備の可能性、酒田市相生町道路拡幅等について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情の受付にすぎないと主張するが、上記調査事項は、建設業の業況に関わるもので産業の振興に結び付くものであって、県政との関連性があるとかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号102の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ス 支出番号103

被告の提出した報告書（乙103）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月21日、自宅から自家用車を利用して四ツ興野自治会館に行き、酒田市四ツ興野老人クラブの懇談会に出席し、最近の県政と酒田の状況について、1時間程度の講話をを行い、出席者30名と意見交換を行つて、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、講話を行ったにすぎず、政務調査目的であるとは評価すること

5 できないと主張するが、高齢者との意見交換は、高齢者に係る施策に資するものであって県政との関連性があるものであり、また、上記懇談会に出席するための経費は、議員が地域住民の県政に関する要望、意見等を吸収するために行う各種会議に要する経費として、本件使途基準が定める会議費に該当するともいえる。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

したがって、支出番号103の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### セ 支出番号104

10 被告の提出した報告書（乙104の1ないし104の5）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月22日、①自宅から自家用車を利用して中合清水屋店前に行き、総勢660名が参加した平成24年酒田市消防出初式に出席し、観閲行進、はしご乗りなどのアトラクション、分列行進等を視察し、②そこから自家用車を利用してパレス舞鶴に行き、遊佐町に所在する個人経営の建築工務店により構成される組合である酒田飽海建設総合組合遊佐連合支部が開催した第57回酒田飽海建設総合組合遊佐連合支部通常総会に出席し、総会後に開催された懇親会において、組合員と景気、課題、今後の動向等について意見交換をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

20 原告らは、意見交換を伴わない会合等への参加にすぎず、懇親会の参加に自家用車を利用するには疑わしいと主張し、被告は、星川議員が消防組織の状況を確認し建設業の業況を調査したものであると主張する。

25 上記①の出初式への参加について、被告の提出した上記報告書には、上記のとおりの行事を参観して消防組織の士気の高さを確認した旨の記載があることが認められるが、出初式の感想を述べるものにすぎない上、この内容に県政に反映されるべき情報があるとはいはず、星川議員が、上記出初式に

出席することにより、具体的に県政に反映され得る資料や情報を収集したとはうかがわれない。そして、出初式は、一般的に意見交換を伴わないものであり、星川議員が参観に併せて県政に関連する調査を実施したことを行うかがわせる客観的な証拠はない。

5 そうすると、上記式典に参加した経費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」に当たるというべきである。

したがって、その出席のための交通費として政務調査費を支出することは  
10 許されない。

次に上記②の懇親会での意見交換事項は、産業の振興に関わるものであつて県政との関連性を有するうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。なお、懇親会に出席したからといって自家用車を利用することができないとはいえない。

15 以上によると、支出番号104の支出2627円のうち1406円（自宅から上記出初式会場までの自家用車による移動距離12km及び同会場からパレス舞鶴までの自家用車による移動距離26kmの合計38km×37円）の支出は、本件使途基準に反した違法な支出であり、その余（1221円）は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### 20 ソ 支出番号105

被告の提出した報告書（乙105）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月23日、自宅から自家用車を利用して山形県置賜総合支庁に行き、同支庁河川砂防課の担当者に対し、河川支障木の無償払下げの状況及び対策並びに集中豪雨における対策について聞き取り調査をし、資料を収集して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

25 原告らは、置賜総合支庁まで赴く必要ないと主張するが、上記調査事項

は、災害対策等に関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、同支庁の担当者と面談して意見交換する必要がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

5 そうすると、支出番号105の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### タ 支出番号106

10 被告の提出した報告書（乙106）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月24日、自宅から自家用車を利用して鶴岡市湯の浜にある「愉快亭みやじま」に行き、第17回庄果同好会新春研修懇話会に出席して青果市場の景況、課題、今後の動向等について意見交換し、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

15 原告らは、政務調査目的であるとは評価することができないと主張するが、上記の意見交換は、農業の振興等に関わるものであって県政との間に関連性がないとはいえないものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号106の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### チ 支出番号107

20 被告の提出した報告書（乙107）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月26日、①自宅から自家用車を利用して村山総合支庁西庁舎、②同北庁舎及び③最上総合支庁に行き、各建設部の各担当者に対し、放射能汚染が判明した支障木の無償払下げについて聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

25 原告らは、村山総合支庁や最上総合支庁まで赴く必要はないと主張するが、上記各調査事項は、原発事故による放射能汚染への対策に関わるものであつ

て県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、上記各支庁の担当者と面談して事情を聴取する必要がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号107の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ツ 支出番号108

被告の提出した報告書（乙108の1ないし108の3）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月28日、自宅から自家用車を利用して酒田市八幡タウンセンター交流ホールに行き、建設業を営む業者で構成される酒田飽海建設総合組合八幡支部によって開催された第57回総会に出席し、同総会後に開催された懇親会に参加して、同組合員と景況、課題、今後の動向等について意見交換をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、意見交換を伴わない会合への参加であり、懇親会への参加に自家用車を利用するには疑わしいと主張するが、上記懇親会での意見交換事項は、建設業などの産業振興に関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。なお、懇親会に出席したからといって自家用車を利用することがないとはいえない。

そうすると、支出番号108の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ツ 支出番号109

被告の提出した報告書（乙109）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月30日、①自宅から自家用車を利用して山形県庄内総合支庁に行き、同支庁建設部道路計画課の担当者に対し、消雪や融雪の設備対策について聞き取り調査をし、②そこから自家用車を利用して株式会社三

洋に行き、積雪時の農業用ハウスの現状の聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、政務調査目的であるとは評価することができないものか、陳情活動であると主張するが、上記の各調査事項は、積雪による支障への対策に関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、同支庁の担当者と面談して意見交換する必要がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号109の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### テ 支出番号110

被告の提出した報告書（乙110の1ないし110の6）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月31日、自宅から自家用車を利用して山形県庁に行き、山形県国土整備部道路課保全整備室の担当者に対し、山形県道路雪害対策本部の設置状況、融雪道路の状況及び消雪対策について聞き取り調査をし、これらに関する資料を受け取って、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、県庁にまで赴く必要はないと主張するが、上記調査事項は、道路交通に係る雪害対策に関わるものであって県政との関連性を有するかどうかがわれるものであり、県庁の担当者と面談して意見交換する必要がないともいえず、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、山形県議会は、山形県庁に隣接して所在しており、議員が山形県庁に行った場合、併せて山形県議会における執務室にも立ち寄ることが多いと推認され、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形容的には、調

査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認される。以上によれば、星川議員は、上記調査と併せて議員執務室に立ち寄り、調査研究活動以外の活動を行ったと推認されるところ、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記調査のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

そうすると、支出番号110の支出のうち、その2分の1である4107円を超えて政務調査費から支出することは許されない。

#### (10) 平成24年2月1日から同月11日までの支出

##### ア 支出番号111

被告の提出した報告書（乙111）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成24年2月1日、自宅から自家用車を利用してベルナル酒田に行き、建築業を営む大工が構成する組合である酒田飽海建設総合組合酒田大工支部連合会が主催した総会及び懇親会に参加し、景況、課題、今後の動向等について意見交換して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、意見交換を伴わない会合への参加にすぎないと主張するが、上記の意見交換の内容は、建設業などの産業の振興に関わるものであって県政との関連性を有するとかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号111の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

##### イ 支出番号112

被告の提出した報告書（乙112）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれ

ば、星川議員は、同月2日、自宅から自家用車を利用して山形県総合運動公園に行き、陸上自衛隊第6師団が主催する剣道大会を視察し、銃剣道の普及状況について調査すると共に、同第6師団の団長らから、東日本大震災における自衛隊の活動について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、銃剣道大会に私的に参加したものにすぎないと主張するが、上記大会の観戦自体は直ちに県政との関連性を認めることができるものではないものの、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として「(略)銃剣道の最近の普及状況について意見交換を行ったところ、自衛隊OBが銃剣道の指導者となっているところが多く、中学校でも活動を行っているところがあるようであった。」などの記載があることが認められ、同報告書で調査の目的として掲げられている学校教育の体育科目(武道の必修化)に関する施策検討に参考となる事項についての調査が実施されたといえるほか、東日本大震災における自衛隊の活動についての調査も実施されているから、県政との関連性がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号112の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### ウ 支出番号113

被告の提出した報告書(乙113)、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月3日、自宅から自家用車を利用して三川町、酒田市内及び八幡地区に行き、袖浦農業協同組合の理事らと共に農業用育苗ハウス等の豪雪による倒壊状況について現地調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情活動であると主張するが、上記調査事項は、積雪時の農業設備の状況を確認して農業政策に反映され得るものであって、県政との関連

を有するとうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号113の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

5 エ 支出番号114

被告の提出した報告書（乙114の1ないし114の3）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月4日、自宅から自家用車を利用して酒田市武道館に行き、酒田地区柔道連盟会長杯柔道大会を視察して柔道指導者らと意見交換をし、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、柔道大会への私的な参加にすぎないと主張するが、上記大会の観戦自体は直ちに県政との関連性を認めるができるものではないものの、被告の提出した上記報告書には、調査の成果等として「酒田地区柔道連盟は酒田市、及び遊佐町の柔道連盟である。会長杯柔道大会は、近隣の市町村はもちろんのこと、隣県（新潟県、秋田県）の中学校からの参加者も多い大会である。この時期の大会としては、中学校の大会はOFFシーズンでもあり、昨年の秋の新人戦以来となる大会もある。また、春の県大会予選大会の前の大会でもあり、大変興味のある大会である。（中略）庄内は内陸に比べて競技力のレベルが低く、柔道部がある学校や部員の数も減少傾向にあるので、普及活動に力を入れて管内の中学校全部に柔道部ができるようにしたい等の意見があった。」などの記載があり、同報告書で調査の目的として掲げられている学校教育の体育科目（武道の必修化）に関する施策検討の参考になる事項についての調査が実施されたといえ、県政との関連性がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

25 そうすると、支出番号114の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

オ 支出番号 115

被告の提出した報告書（乙115）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月6日、自宅から自家用車を利用して山形県議会執務室に行き、山形県農林水産部の担当者らに対し、風力発電に対する支援方法について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、政務調査目的であるとは評価することができないと主張するが、上記調査事項は、原発事故後の再生エネルギー活用政策に関わるものであつて県政との関連を有するとうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認され、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記調査のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

したがって、支出番号115の支出のうち、その2分の1である4107円を超えて政務調査費から支出することは許されない。

カ 支出番号 116

被告の提出した報告書（乙116の1ないし116の3）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月7日、自宅から自家用車を利用して新庄もがみ農業協同組合東部営農センターに行き、たらの芽栽培者を紹介してもらい、そこから自家用車を利用して同栽培者に会いに行き、ハウス農家が行っている積雪対策等について聞き取り調査をするとともに、実際の

ハウスの状況を調査して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、陳情活動であると主張するが、上記調査事項は、農業における積雪対策に関わるものであって県政との関連を有するかどうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号116の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### キ 支出番号117

被告の提出した報告書（乙117）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月9日、自宅から自家用車を利用して山形県議会執務室に行き、山形県商工観光部産業政策課の担当者に対し、2月定例県議会の準備のために、最近の県内の状況について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、議員としての当然の活動であり、政務調査とは評価することができないと主張するが、上記調査事項は、産業政策に関わるものであって県政との関連を有するかどうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

しかしながら、議員の活動が極めて広範かつ多岐にわたることに照らすと、その活動の拠点となる議員執務室においては、一般的、外形的には、調査研究活動以外の活動も行われることが推認されるというべきであり、議員執務室への移動のための交通費についても、調査研究活動に係る部分とそれ以外の活動に係る部分があるものと推認され、この推認を覆すに足りる立証はない。そうすると、上記交通費が調査研究活動に使用された部分とそれ以外の活動に使用された部分を明確に区分し難い場合として、上記調査のための交通費は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないとすべきである。

したがって、支出番号117の支出のうち、その2分の1である4107円を超えて政務調査費から支出することは許されない。

ク 支出番号118

被告の提出した報告書（乙118）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月10日、自宅から自家用車を利用して酒田市商工観光部商工港湾課に行き、同課の担当者に対し、2月定例県議会の準備のために、最近の酒田市の経済状況について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、面談のために赴く必要がなく、政務調査目的であるとは評価することができないと主張するが、上記調査事項は、地域産業の経済状況に関わるものであって県政との関連を有するかどうかがわれるものであり、酒田市の職員との意見交換のために、同職員の元に赴く必要性がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号118の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

ケ 支出番号119

被告の提出した報告書（乙119）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月11日、①自宅から自家用車を利用して酒田市平田町旧阿部家に行き、「小正月」行事（幼稚園児や小学生などの12名の子供達を中心となり、地域に伝わる伝統行事を行い、大人が指導者としてこれに付添うというもの）及び「わら祭り」（年配の人からわら細工を教わったり、完成品の展示や製作実演を見たりするもの）に参加し、②そこから自家用車を利用して下日枝神社齋館に行き、酒田市建国記念の日奉賛会に出席し、国家の在り方について検討する参考とするため、「日本の国が世界の人々と語り合い、大きな幸せと繁栄を築いていくことが出来るよう努力をしていかなければ

ばならない。」などという趣旨の講演を聴講して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、伝統行事や同好の士の集会に参加したにすぎないと主張するが、上記①の各行事に参加して実情を調査することは、その内容が伝統行事の体験や伝統工芸品の作成等であることも踏まえると、地域振興に関する施策検討の参考になるものであって県政と関連がないとはいはず、上記②の集会については、国家の在り方が地方公共団体の政策に影響しないとはいえないから、これを検討することは県政と関連がないとはいえない。そして、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

10 そうすると、支出番号119の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### (1) 平成24年3月19日から同月26日までの支出

##### ア 支出番号120

15 被告の提出した報告書（乙120）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、平成24年3月19日、自宅から自家用車を利用して遊佐町役場に行き、同町の町長らに対し、同月22日に同町が開催する「山形県議会議員と語る会」での意見交換の参考にするために、遊佐町の要望事項について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

20 原告らは、陳情の受付にすぎないと主張するが、上記調査事項は、市町村行政に関する県の政策と関わるものであって県政との関連がないものとはいはず、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

25 そうすると、支出番号120の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

##### イ 支出番号121

被告の提出した報告書（乙121の1ないし121の8）、本件陳述書及

び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月22日、①自宅から自家用車を利用して酒田市飯森山新自治会館に行き、同自治会館のお披露目会に参加し、②かんぽの郷酒田において同自治会館の竣工祝賀会に参加して祝辞を述べ、③そこから自家用車を利用してパレス舞鶴に行き、遊佐町が主催する「県議会議員と語る会」に出席して、遊佐町及び各種団体が置かれている状況、課題や今後の動向について意見交換し、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、上記①及び②は祝賀会に参加したにすぎず、上記③は議員としての当然の活動にすぎないと主張し、被告は、星川議員が自治会運営の状況や遊佐町における地域の課題を調査したものであると主張する。

上記①及び②の自治会館のお披露目会や竣工祝賀会への参加について、被告の提出した上記報告書には、自治会運営の状況を把握するため、自治会長や市議会議員などと新自治会館建設に至る苦労話や経費等について意見交換をした旨の記載があることが認められるが、これによれば、星川議員が、祝賀会での儀礼的な応接を超えて、具体的に県政に反映され得る資料や情報を収集したことをうかがうことはできないといわざるを得ない。そして、上記のような祝賀会は、一般的に意見交換を伴わないものであり、星川議員が参加の機会に併せて県政に関連する調査を実施したことをうかがわせる客観的な証拠はない。

そうすると、上記式典に参加した経費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」に当たるというべきである。

したがって、その出席のための交通費として政務調査費を支出することは許されない。

上記③の「県議会議員と語る会」での意見交換については、地域の様々な

課題に係る施策の検討に資するものであって県政と関連を有するかどうかが  
われるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があ  
ることはうかがわれない。

したがって、支出番号121の支出2627円のうち、1332円（自宅  
から上記①の酒田市飯森山新自治会館までの自家用車による移動距離3km,  
同所から上記②のかんぽの郷酒田までの自家用車による移動距離3km  
及び同所から上記③のパレス舞鶴までの自家用車による移動距離30km  
の合計36km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、  
その余（1295円）は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはい  
えない。

#### ウ 支出番号122

被告の提出した報告書（乙122の1ないし122の3）、本件陳述書及  
び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月23日、①自宅から自家用車を  
利用して株式会社上林鉄工所に行き、前日に開催された「国際資源循環シン  
ポジウム」に出席した同社の代表取締役に対し、同シンポジウムの内容につ  
いて聞き取り調査をし、②そこから自家用車を利用して株式会社ムラヤマに  
行き、同社の工場長に対し、東日本大震災から1年が経過した時点における  
同社の事業への影響について聞き取り調査をし、③そこから自家用車を利用  
して障害者支援施設である山形県立吹浦荘に行き、同施設の施設長らに対し、  
同施設の状況等について聞き取り調査をして、自家用車を利用して自宅に  
戻ったと認められる。

原告らは、上記①及び②について陳情活動にすぎず、上記③については政  
務調査に値しないものであると主張し、被告は、星川議員が地元企業の振興  
や福祉施設の運営についての施策を検討するために調査したものであると  
主張する。

上記①の調査事項は、前日に開催された「国際資源循環シンポジウム」の

内容の聞き取り調査であるとされているが、同シンポジウムの内容を上記鉄工所の代表取締役から聴取するというのはいささか不自然であり、わざわざ上記鉄工所に行かなければ確認できない内容ではないといえ、また、星川議員が同社への訪問に併せて県政に関連する調査を実施したことをうかがわせる客観的な証拠はない。そうすると、これについて政務調査であったと認めるることはできず、その訪問のための交通費として政務調査費を支出することは許されない。

上記②の調査事項は、地元産業の振興に関わるものであり、上記③の調査事項は、障害者に対する福祉政策に関わるものであって、いずれも県政との関連を有するとうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号122の支出2072円のうち、707円（自宅から①の株式会社上林鉄鋼所までの自家用車による移動距離15.9km及び同所から株式会社ムラヤマまでの自家用車による移動距離3.2kmの合計19.1km×37円）は、本件使途基準に合致しない違法な支出であり、その余（1395円）は、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

### エ 支出番号123

被告の提出した報告書（乙123の1、123の2）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月24日、自宅から自家用車を利用して鶴岡市温海ふれあいセンター及び日本海沿岸東北自動車道あつみ温泉インターチェンジ付近に行き、日本海沿岸東北自動車道（温海～鶴岡）の開通式に参加し、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、単に道路開通式に出席したにすぎないと主張し、被告は、星川議員が道路整備に係る施策の参考とするために現地調査及び関係者との意見交換を行ったものであると主張する。

上記の道路開通式への参加について、被告の提出した上記報告書には、県知事や議長その他の多数の出席者らから、高速道路建設の重要性、完成に至るまでの苦労、完成後の経済、医療、行政、災害対策の重要性について聞き取り調査をした旨の記載があることが認められるが、その内容は抽象的で苦労話を聞き取ったなどといふものにすぎず、星川議員が、開通式での儀礼的な応接を超えて、具体的に県政に反映され得る資料や情報を収集したことを行うかがうことはできないといわざるを得ない。そして、上記のような式典は、一般的に意見交換を伴わないものであり、星川議員が参加の機会に併せて県政に関連する調査を実施したことを行うかがわせる客観的な証拠はない。

10 そうすると、上記式典に参加した経費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」に当たるというべきである。

15 したがって、その出席のための交通費として政務調査費を支出することは許されない。

20 したがって、支出番号123の支出3515円（自宅から鶴岡市温海ふれあいセンターまでの自家用車による移動距離49km、同所から日本海沿岸東北自動車道あつみ温泉ICまでの自家用車による移動距離3km及び同所から自宅までの43kmの合計95km×37円）は、本件使途基準に反した違法な支出である。

#### オ 支出番号124

25 被告の提出した報告書（乙124の1ないし124の3）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月25日、自宅から自家用車を利用して酒田市立第二中学校に行き、同中学校閉校式に参加して、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、単に閉校式に出席したにすぎないと主張し、被告は、星川議員

が閉校に至る経過と原因等について調査したものであると主張する。

上記の閉校式への参加について、被告の提出した上記報告書には、同校の歴史のほか、少子化による生徒数の減少が顕著であり、中学校の統合に至ったとする記載があることが認められるが、その内容は上記の閉校式で披露されたものと推認され、星川議員が、具体的に県政に反映され得る資料や情報を収集したことをうかがうことはできないといわざるを得ない。そして、上記のような式典は、一般的に儀礼的なものであって意見交換を伴わないものであり、その他、星川議員が参加の機会に併せて県政に関連する調査を実施したことを見かがわせる客観的な証拠はない。

そうすると、上記式典に参加した経費は、本件手引が「政務調査費を充当するのに適さない経費等」として示すもののうち「政務調査費を充当するのに適さない会費等」として掲げる「意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）」に当たるというべきである。

したがって、その出席のための交通費として政務調査費を支出することは許されない。

以上によれば、支出番号124の支出777円（自宅から酒田市立第二中学校までの自家用車による往復の移動距離21km×37円）は、本件使途基準に反した違法な支出である。

#### カ 支出番号125

被告の提出した報告書（乙125の1ないし125の3）、本件陳述書及び弁論の全趣旨によれば、星川議員は、同月26日、自宅から自家用車を利用して山形県高度技術研究開発センターに行き、「TPP協定に関する説明会」に参加し、内閣官房内閣総務官室の担当者からTPP協定の内容について説明を受け、自家用車を利用して自宅に戻ったと認められる。

原告らは、一般向けの説明会に参加したにすぎないと主張するが、上記説明会の内容は、TPP協定が県内の農業その他の産業に与える影響に関わる

ものであって県政との関連を有するかどうかがわれるものであり、他に政務調査活動であるとの評価を阻害すべき事情があることはうかがわれない。

そうすると、支出番号125の支出が、本件使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

5 4 以上によれば、星川議員は、合計11万9096円について、山形県に対して不当利得返還義務を負っているものといえる。

5 10 地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、同法施行令171条から同条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないと解すべきである（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁）。

被告は、上記4のとおり、星川議員に対する不当利得返還請求権を有しており、これを被告が認識できないような事情など、その権限不行使を正当化し得る事情があるとは認められない。

15 よって、被告は、上記各不当利得返還請求権の行使を違法に怠っているものというべきであり、星川議員に対して、11万9096円の金員の支払を請求する義務があるというべきである。

#### 第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、星川議員に対する11万9096円の返還請求を被告が怠ることの違法の確認を求めるとともに、同部分の返還を請求するよう被告に求める限度で理由があるから、これらを認容することとし、その余はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

山形地方裁判所民事部

裁判長裁判官

貝原信之

裁判官

日高真悟

裁判官

菅原光祥

別紙1

1 地方自治法

100条14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

## 2 山形県政務調査費の交付に関する条例（本件条例）の定め

1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、山形県議会（以下「議会」という。）における政務調査費に関し、必要な事項を定めるものとする。

2条 県や、山形県議會議員（以下「議員」という。）の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第4条第1項の規定による届出をした会派（所属する議員が1人の会派を含む。以下同じ。）及び議員に対し、政務調査費を交付する。

3条1項 各会派に対して交付すべき政務調査費の額は、1月当たり3万円に会派の所属議員数を乗じて得た額とし、当該政務調査費は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとにその四半期分を交付するものとする。

### 2項ないし4項（略）

3条の2第1項 議員に対して交付すべき政務調査費の額は、1月当たり28万円とし、当該政務調査費は、月の初日在職する議員に対し、四半期ごとにその四半期分を交付するものとする。

2項 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた月に係る前項の政務調査費の額の計算については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

5条1項 議長は、会派結成届出をした会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、当該届出に係る事項及び当該議員の氏名を、毎年度4月5日までに知事に通知するものとする。

2項 議長は、年度の中途において、前条第1項から第3項までの規定による届出があったとき、又は政務調査費の交付を受ける議員の異動が生じたときは、当該届出に係る事項及び当該異動の内容を速やかに知事に通知するもの

とする。

6条 前条の規定による通知があったときは、知事は、当該通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定又はその変更の決定を行い、その旨を当該会派及び議員に通知するものとする。

7条 1項 会派及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、各四半期分の政務調査費の交付を知事に請求するものとする。この場合において、政務調査費の交付を決定した旨の通知があった後最初に請求するときには、その通知を受けた日から起算して10日以内に、その他のときには、各四半期の最初の月の10日（その日が山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「山形県の休日」という。）に当たるときは、その翌日）までに請求するものとする。

## 2ないし5項（略）

6項 知事は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る会派及び議員に対し、政務調査費を速やかに交付するものとする。

9条 1項 政務調査費の使途は、おおむね次に掲げる科目によるものとする。

- (1) 調査研究費
- (2) 研修費
- (3) 会議費
- (4) 資料作成費
- (5) 資料購入費
- (6) 広報費
- (7) 事務所費
- (8) 事務費
- (9) 人件費

2項 前項に掲げる科目の基準は、議長が定めるところによる。

10条 1項 地方自治法第100条第15項に規定する政務調査費に係る収入及

び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）は、別記様式によるものとする。

2項 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、その年度における当該政務調査費に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

3ないし4項（略）

5項 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（当該書類の取得が困難な場合、当該書類による当該支出の証明が困難な場合等は、議長が定める様式による書面）を添付しなければならない。

6項 議長は、収支報告書（前項の添付書類を含む。以下同じ。）が提出された場合は、その写しを、速やかに知事に送付するものとする。

第12条 会派及び議員（議員であった者を含む。以下同じ。）は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使徒の基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除した残余（以下「残余」という。）がある場合、残余の額に相当する額の政務調査費を県に返還しなければならない。

2項 知事は、残余があると認める会派及び議員に対し、残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

第13条1項 議長は、収支報告書をこれらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

2項 政務調査費経理責任者又は政務調査費経理責任者であった者及び議員は、会派に係る政務調査費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理し、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。



### 3 本件使途基準

支出科目	内 容
調査研究費	県の事務及び地方行財政に関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費, 交通費, 宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会, 講演会等の実施に必要な経費並びに他団体等が開催する研修会, 講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (会場・機材借上費, 講師謝金, 会費, 交通費, 宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費及び議員が地域住民の県政に関する要望, 意見等を吸收するために行う各種会議に要する経費 (会場・機材借上費, 資料印刷費, 交通費, 宿泊費等)
資料作成費	会派又は議員が議会活動に必要な資料を作成するためには要する経費 (印刷・製本代, 原稿料等)
資料購入費	会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代, 新聞雑誌購読料等)
広報費	議会活動及び県政に関する政策等について会派又は議員が行う広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費, 送料, 交通費等)
事務所費	会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置, 管理に要する経費 (事務所の借上料, 管理運営費等)

事務費	会派又は議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	会派又は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

#### 4 本件運用目安

(支出に当たっての基本的事項)

第2 調査研究活動に伴い政務調査費を支出するにあたっての基本的事項は、次のとおりとする。

##### (1) 実費支出の原則

政務調査活動は、会派及び議員の自発的意志に基づき行われるものであり、基本的に調査研究に要した経費について自ら把握することが可能であることから、その額や内容についても社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、実費による支出を原則とする。

##### (2) 按分による支出

調査研究活動とそれ以外の活動に係る部分を含む経費を支出する場合は、実績等に応じた合理的な割合で経費を按分する。

なお、事務所費、事務費、人件費において、他の活動に係る部分と明確に区分し難い場合の按分の上限率は、原則2分の1とする。

(各支出科目の運用の目安)

第3 第2に規定する支出に当たっての基本的事項の他、条例及び本件規程に規定する政務調査費の各支出科目の運用の目安は、次のとおりとする。

##### (1) 調査研究費（交通費、宿泊費）

調査研究活動を行う場合の交通費は実費とし、日当等（食事代を含む。）は支出できない。ただし、自家用車等を利用して調査研究活動を行った場合は、燃料費等を厳密に算出することは困難なことから、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の規定により、自家用車を利用して旅行する県職員に支給される車賃の額を基準とする。

また、調査研究活動に伴い宿泊を要する場合の宿泊費も実費とし、その額も社会通念上妥当な範囲のものであること。

(政務調査費を充当するのに適さない経費)

第4 政務調査費を充当するのに適さない経費は次のとおりとする。

(1) 私的財産の形成につながる経費等

政務調査費の充当の範囲は、調査研究に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成につながるものには充当できない。

(2) 政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費

政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動に要する経費へは支出できない。

(3) 政務調査費を充当するのに適さない会費等

個人の立場で加入している団体に対する会費、意見交換を伴わない会合等の参加費、団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費等には支出できない。

## 5 本件手引の記載

### (1) 基本的事項

#### ① 実費支出の原則

政務調査活動は、会派及び議員の自発的意思に基き行われるものであり、基本的に、調査研究に要した経費について自ら把握することが可能であることから、その額や内容についても社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、実費による支出を原則とする。

#### ② 按分による支出

事務所費、人件費等において、調査研究活動とそれ以外の活動に係る部分を含む経費を支出する場合は、実績等に応じた合理的な割合で経費を按分する。なお、事務所費、事務費、人件費において、他の活動に係る部分と明確に区分し難い場合の按分の上限率は、原則2分の1とする。

### (2) 調査研究費

#### ① 交通費

公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶）、レンタカー、高速道路、有料駐車場については実費とする。

自家用自動車については、県の旅費規定に基づく車賃の額（1km当たりの基準単価37円）を準用することができる。

#### ② 調査委託費

委託金額、具体的な委託業務等が明確である契約書を作成し、成果物を整理保管しておく。

### (3) 政務調査費を充当するのに適さない経費等

#### ① 私的財産の形成につながる経費等

ア 事務所として使用する不動産の購入、建築工事への支出

イ 自動車の購入、修理点検等維持経費

ウ 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入経費（絵画、冷蔵庫、衣

服等)

② 政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費

ア 政党活動

- (ア) 政党広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料
- (イ) 政党组织の事務所の設置維持経費、人件費
- (ウ) 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費
- (エ) 会派役員経費

イ 選挙活動

選挙における各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成経費、その他  
選挙活動費

ウ 後援会活動

- (ア) 後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料
- (イ) 後援会主催の「県政報告会」等の開催経費

エ 私的活動

- (ア) 慶弔餞別費、冠婚葬祭費等（見舞、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮、慶弔電報、年賀状購入費等）
- (イ) 宗教活動費（檀家総代会、報恩講、宮参り等）
- (ウ) 観光、レクリエーション、親睦会経費等

③ 政務調査費を充当するのに適さない会費等

意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）

- (ア) 挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費
- (イ) 飲食を主目的とする懇談会会費
- (ウ) 他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費
- (エ) 議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会や総会の出席経費

(4) 実費支出の例外

自家用車を利用して調査研究活動を行った場合、調査研究活動に係る燃料費等を厳密に算出することは困難なことから、別途、合理的方法により算出した基準単価として、県の旅費規程で規定する自家用車利用時の車賃の額を準用することができる。

(5) 収支報告書について

領収書等が取得できない場合（自動券売機で購入した切符代等、通常は領収書が発行されないもの。緊急の場合で領収書を取得するいとまがなかつたもの。自家用車利用による交通費。（1km当たり37円の基準単価で積算））は、支払証明書を作成し、収支報告書に添付しなければならない。

(6) 会計帳簿等の整理・保存

会派及び議員が保存する書類は、収支報告書（控え）、支払証明書（写）、領収書等（原本）、会計帳簿（経理簿等）等の他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が判る書類等である。

以上

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
1	H23.5.9	¥9,435	11:30 山形県農林水産部次長若松正俊他に飛島防波堤改築工事内容の調査	255km	1	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、5月12日と重複、県庁まで行く必要なし	飛島の重要な飛島航路の確保と飛島集落と民家の安全を確保することが必要であることから、飛島の防波堤改築工事の内容及び防波堤の整備方針について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。
2	H23.5.12	¥370	11:00 後援会事務所において飛島防波堤工事について調査、産業経済部長大滝太一、水産課長大沢正	10km	2	議員として当然の活動(例:事務所に出勤)	資料なし、事務所に役人を呼んだというもので、事務所までの旅費である	農林水産部次長から県の工事の方針を調査したところであるが、実際の計画はどうなっているのか防波堤工事の具体的な内容について、実務を担当する県庄内総合支庁の担当者から調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
3	H23.5.27	¥555	18:00 琢成コミセンにおいて山王森の緑を守る会について、藤井会長等に山王森の整備状況について調査(高齢化が進み夏場の作業が厳しい。会員が減少している。)	15km	3	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	「山王の緑を守る会」ではなく、「山王の森を育てる会」であり、その総会に出席しただけで、特段の「調査」はない。	山王森の緑を守る会は、日和山公園一帯の環境美化に取り組んでおり、除草やゴミ拾い、荒れた園地の整備などの活動を行っているボランティア団体である。当団体の総会に出席し、ボランティア活動の実情と今後の動向について聞き取り調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、「山王の緑を守る会」は「山王の森を育てる会」の誤りであることから訂正する。
4	H23.5.28	¥1,480	13:30 一條コミセンにおいて日向荒瀬漁港の状況について、X及び酒田市八幡総合支所長土井一郎等に調査	40km	4	陳情活動	資料なし、日向荒瀬川漁業協同組合の総会に出席しただけで、特段の「調査」はない。	日向荒瀬川漁業協同組合の総会に出席し、内水面の漁業協同組合が抱える問題と現状について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
5	H23.5.30	¥9,435	13:30 県議会において山形大学教授から放射能の影響について調査を行った	255km	5	議員として当然の活動(例:事務所に出勤)	資料なし、県議会での講演を聞いただけで、特段の「調査」はない。	福島原子力発電所の爆発事故による放射能の影響は県民すべての心配であり、一般的な知識では不安が広がる恐れがあるため、専門家の意見を調査する目的で、県議会で行われた山形大学岩田教授の講話を聴取したものであり、政務調査活動に該当する。
6	H23.5.31	¥1,295	14:00 平田環境改善センターにおいてシルバー人材センター理事長石川信一にシルバー人材センターの現状を調査した(市合併後会員が増加し実績が増加している)	35km	6	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、酒田シルバー人材センター総会に出席しただけで特段の「調査」はない	今後の高齢者施策を検討する際の参考とするため、酒田市シルバー人材センターの総会に出席し、センターの活動状況と今後の動向について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
7	H23.6.1	¥925	10:00 酒田特別支援学校において校長半沢豊治、事務所 Xに酒田塾学校と合併した後の状況を調査した。(まだグラウンドがないため手狭であるが本校も新校も新築していただいたので使い易く校内にも活気がでている)	25km	7	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、酒田特別支援学校後援会総会に出席し、酒田塾学校と合併した後の特別支援学校の状況について、校長や後援会員等と懇談を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。	酒田特別支援学校後援会総会に出席し、酒田塾学校と合併した後の特別支援学校の状況について、校長や後援会員等と懇談を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。

別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
8	H23. 6. 2	¥1,295	18:30 松山改善センターにおいて庄内橋架替について市松山所長大田豊、庄内支庁道路計画課長上野金重に調査(早ければ23年度中に基本設計を終了し24年度には実施設計に入りたい旨の話あり)	35km	8	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、庄内橋架替促進期成同盟総会に出席しただけで、特段の「調査」はない	庄内橋の架替工事にあたり、新庄内橋の位置や沿線住民の協力状況、また23年度中に基本設計を終了し24年度には実施設計に入りたい旨の聞き取りなど調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
9	H23. 6. 3	¥370	13:30 事務所において(株)安田池田組池田一志社長、X先生といふ方に酒田工業高校山岳部の車両事故について調査(先生方はじめ生徒もみんなまじめで良い人達であること等)	10km	9	議員として当然の活動(例:事務所に出勤)	資料なし、事務所までの旅費	県立酒田工業高等学校山岳部の山岳道路での車両事故に関して、住民から当事者に対する学校の対応について問い合わせがあったことを受け、今後の県の対応を評価するうえでの参考とするため、当該事故について事故の状況や原因、当事者の取扱い等について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
10	H23. 6. 7	¥2,035	16:00～庄内総合支庁管内の重要事業について意見交換を行った(東北公益文大大学院)	55km	10	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	総合支庁との意見交換後に懇親会だったので自家用車利用は疑問	庄内総合支庁管内の重要事業に関する平成23年度予算の状況等について説明を受けるとともに、事業の進め方や課題について意見交換、調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、懇親会があるから自家用車を利用しないという政務調査の取扱いはない。
11	H23. 6. 8	¥1,480	10:00 (株)共同火力Xに発電状況の現況を調査(35万kW2基フル稼働中であり夏のピーク時に心配であること 全国的な電力不足に備え発電機の増設について調査)	40km	11	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、調査目的不明、調査内容も不明、乙11記載程度のことは行かなくとも分かる	東日本大震災の福島原子力発電事故により他の原子力発電も停止し、本県の危機管理上も火力発電所の重要性が増していることから、県内で唯一の大規模火力発電所の運営方法や状況について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、具体的な施設の状況は、実際の現地で関係者との面談や現地確認等を行うことにより、電話聴取だけでは把握できない生の情報を得ることができ、より有意義な調査が可能である。
12	H23. 6. 15	¥740	16:00 (株)北陽(電機製造企業)秋野社長に仕事の状況を調査(3・11以降仕事が中断約10人休ませている。内陸企業より発注を頼まれる)	20km	12	陳情活動	資料なし、民間企業からの陳情受付である	東日本大震災のため中小製造業が苦況に陥っているとの情報があったため、地元の電子関連企業の業況について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
13	H23. 6. 20	¥740	16:30 酒田市政懇談会 市長、副市長、各部長に酒田市の現状を調査(3・11以降景気低迷、市庁舎・駅前開発・清水屋撤退等課題が多い)	20km	13	議員として当然の活動(例:事務所に出勤) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、市政懇談会というが何の資料もないとはおかしい。	地域の現状及び課題を調査するため、酒田市市政懇談会に出席し、市長はじめ市幹部と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
14	H23.7.9	¥880	15:00~16:30 しおん荘(鶴岡) X氏訪問 節電のお願いと節電状況調査 高齢者の居室については個々に室温を決め熱中症にならないようにクーラーを稼働している 命にかかわることなので非常に神経を使う	23.8km	14	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、調査先を「鶴岡市七窓の『思恩荘』と修正しているが、ネット情報では、思恩会の施設は、「七窓思恩園」(児童養護施設)、「湯野浜思恩園」(養護老人ホーム)、「しおん荘」(特別養護老人ホーム)であり、「七窓の思恩荘」はない。調査目的、内容も特に行く必要はない。	3.11震災以降原発事故により全国的に節電を進めており、夏場で気温が上昇しているため、冷房が必要な福祉施設において、入居者の健康の問題もあって過度の対応はとれない事情があり、どのように節電に取り組んでいるのか、その施設ごとに難しい運用を迫られていることから、実際に施設を視察して調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、「七窓の思恩荘」は「しおん荘」の誤りであることから訂正する。
15	H23.7.10	¥9,390	10:30~11:30 介護付有料老人ホーム フォーリーフ嶋 X氏(山形市嶋北1-16-35 023-666-6111)訪問 節電のお願いと節電状況調査 共同スペース(廊下等)は消灯、温度高めにセットしているが高齢者重篤者については個々に対応している。管理する側の負担は大きい	253.8km	15	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、山形市の有料老人ホームの節電を調査する必要性はなく、調査内容も特に行く必要はない。	3.11震災以降全県的に節電が進められているため、前日に引き続き、福祉施設の節電の状況を調査したものであり、政務調査活動に該当する。
16	H23.7.11	¥2,960	10:00~12:00 渡部興業 X 陳情説明 庄内総合支庁が他支庁に比較して土工の工事数が少ない資料持参したので総合支庁につなげる 15:30~16:00 鏡音寺コミュニティ振興会会長 土井長俊氏の陳情箇所 荒瀬川の両岸舗装の件調査 八幡橋右岸800m完了残400m三橋まで八幡橋左岸1.2km全部(河川砂防課では3ヶ年計画でやる予定のこと)	80km	16	陳情活動	資料なし、いずれも陳情の受付である。	地元建設業者の陳情を受け、とび土工の工事の発注がどの程度見込まれるか確認するため、庄内総合支庁の発注計画を調査したものであり、政務調査活動に該当する。 また、地元自治会から陳情のあった、荒瀬川の両岸の管理用道路の舗装の計画を確認するため、庄内総合支庁の工事計画を調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
17	H23.7.12	¥3,700	9:00~10:00 ロードクリンボランティア会長佐藤良治氏他 1名の庄内支庁道路管理主幹への陳情立会い調査 上野金重主幹他2名道路行政とボランティアの良好な関係を築くその後 荒瀬川堤防道路要望箇所を河川砂防課長加藤正雄氏に調査する。 10:30~11:00 東北農政局庄内あさひ農地保全事業所長 土屋健太郎氏 工事課長石岡尚毅氏に七五三地区土砂くずれ状況を調査 昨年から約4cm移動後変化なし H24 地区120mに集水管布設予定 12:15~16:00 自衛隊地方協力本部副本部長 藤田秀光氏による東日本大震災における自衛隊の活動状況の調査を行う	100km	17	陳情活動	資料なし、陳情の受付である、自衛隊はOBである県議との懇談か	ロードクリンボランティアの陳情に立会い、陳情に対する県庄内総合支庁の対応の状況について調査するとともに道路管理に関する意見交換を行った。また、地元住民から要望がある荒瀬川の管理道路舗装について、河川を管理している県庄内総合支庁の対応を確認するため、調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 また、七五三地区土砂崩れ状況調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 さらに、東日本大震災における自衛隊の活動状況の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
18	H23. 7. 13	¥3,330	14:00 障がい者支援施設和光園 斎藤園長に状況を聞く 特に節電について 平成24年に直壳施設を設置予定 節電は消灯と温度設定をやや高く 職員30人 +10人(臨時)、入園者79人 (70歳以上の方もいる) 14:30 寿康園(特老)石井園長 事務の方が説明 公共スペース 事務所を高めに 入所室は通常の温度(個々に) 15:15 松濤荘(特老)会議中で事務の方のみ 事務室公共スペース28℃ 消灯居室は個々に設定入居者100人	90km	18	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、特に行く必要はない。電話聴取でも十分な調査	震災後の電力供給不足の状況に鑑み、節電が社会的な問題となっている一方、障害者や高齢者にとって高温は大変厳しいと言われているため、福祉施設の節電の状況について現状を調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、具体的な施設の状況は、実際の現地で関係者との面談や現地確認等を行うことにより、電話聴取だけでは把握できない生の情報を得ることができ、より有意義な調査が可能である。
19	H23. 7. 14	¥9,435	11:00~12:30 政務調査活動についての打ち合わせを護会事務局次長 斎藤豊及び副主幹井上宏彦に調査した	255km	19	議員として当然の活動(例:事務所に出勤)	資料なし、政務調査の報告書記載方法について特に県庁まで行く必要のない事柄である。	政務調査費制度に関して、調査の相手方に関する情報をどこまで説明すべきか疑義があつたため、県議会事務局で調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。
20	H23. 7. 15	¥3,145	15:00 山形県立鳥海学園 山本徹園長 特別支援学校開校後の学園の動向について(園生11名他に10名を特別支援学校に通学させている)(近隣の子どもや父兄との交流を行っています 月初回でしたが7組ほどの親子が参加してくれました) 16:30 赤塚英一町議と地域整備要望箇所の調査 吹浦地区 吹浦小の通学路の照明。三崎公園の整備 琴平神社(山形県急傾斜地〈水源295〉)の整備 旧国道の道路の草、つた。藤崎側溝のふた。町内排水 民間の排水機を使っている	85km	20	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 陳情活動	資料なし、前半は調査目的不明、後半は陳情の受付である	会合等への参加ではなく、酒田特別支援学校開校の影響を把握するため、知的障がい者施設の動向を調査したものであり、政務調査活動に該当する。 また、遊佐町内のインフラ整備の要望箇所の現況を把握するため、地元町議会議員と要望箇所の現地調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
21	H23. 7. 18	¥7,215	14:00 (株)ホテルシンフォニーアネックス X、JAさがえあぐりランドX 高速道路無料化終了後の状況 震災後の節電状況客の動向を調査 無料化終了後は庄内からの客が減少 いずれも2~3割減。客は被災地車両(宮城、福島等)がいつもよりやや増加。高速道は被災車両が多い。インターチェンジ等で10kmぐらいの渋滞。肉が放射能の影響で売れない。	195km	21	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、寒河江市の施設調査の目的不明、企業訪問に過ぎない	3.11東日本大震災は、東北方面への観光客の減少をもたらしたうえ、電力供給の逼迫もあり、観光関連産業にも大きな影響を与えていた。高速道路の無料化の影響もあいまって本県の観光施設には深刻な観光客の減少が心配される。観光関連施設に対する高速道路無料化終了の影響及び震災後の節電の影響を把握するため、議員として、寒河江市内の施設の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
22	H23. 7. 19	¥740	15:30 酒田地区広域行政組合消防長 高橋清貴に大震災の対応を調査。約80名の職員を派遣した。主に大船渡市で遺体の搜索等も行いPTSDにかかっている職員がいる。今後カウンセリング等で対応	20km	22	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、職員派遣の期間の記載もなく、調査とはいえない。	東日本大震災の際に遺体捜索等に派遣された消防職員における震災の影響を把握するため、実態の聞き取り調査を行ったことから、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
23	H23.7.20	¥1,295	16:00 (株)酒田港リサイクル産業センターにおいて担当の酒田港民間経営戦略プラン支援室の Xさんに 全く進まない被災地からのがれき処理について調査を行った。(災害廃棄物の法的な壁が厚く、県と県、市と市の間の同意にも至っていない。一部行っているところもあるが酒田港は主に気仙沼から受け入れる予定ではあるが気仙沼の市の態勢がととのっていない。酒田港には貯留地が沢山あり木材を中心としたがれきの貯留、脱塩を行うには最適である 最終的には娘川に送る)	35km	23	陳情活動 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、企業訪問に過ぎ ない、陳情受付か。	山形県は震災復興支援の拠点として大きな役割を果たしているが、その中でも酒田港はリサイクルポートとして震災がれきの処理に関しても一定の役割を果たすことが考えられる。実態としてどのように関わっているのか把握するため、調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
24	H23.7.21	¥9,065	9:30 (株)山形チノー Xに現在の状況と今後の方向について調査(主に温度センサーを製造し、県庁玄関にも体温を測定できるセンサーを取り付けてある。節電には公共スペースの消灯、エアコンの停止等。今後太陽パネルを導入し天然ガスを含めた太陽電池の開発部門を構築する予定)庄内地方への発注を依頼	245km	24	陳情活動 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、企業訪問に過ぎ ない、天童市まで行く必要 なし	3.11原子力発電所爆発により放射能検知器が多量に必要になり需要が拡大している一方、節電の影響も考えられることから、株山形チノーの製造の現況及び今後の方向について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。 面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。
25	H23.7.22	¥1,665	16:00 竹本産業(株)竹本社長に家畜の放射能被害(牛肉)について調査 実態はこれから広がると思うので心配している。現在自社で使用している商品についてはぶた関係が多いので影響はでていない (他に豊洋産業xx同席)	45km	25	陳情活動 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、企業訪問に過ぎ ない	東日本大震災時の原子力発電所事故に伴い家畜の飼料が放射能汚染に遭い、それを食べた家畜の肉から放射能が検出される事態が生じているが、地元の食品加工業者に食肉の放射能被害の影響が生じているのか調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
26	H23.7.24	¥2,035	15:00 酒田市地見興屋 X立ち合いにより同地区からの要望があつた6/23集中豪雨により土砂くずれが起き修理要望があつた県道363(小林道路)現場の調査を行った。(庄内支庁河川砂防課 酒同市松山支所に寄って直ちに修理できるところは修理 大きな工事は見積もりを行い修理することとし各担当に連絡)	55km	26	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	豪雨により土砂崩れが発生した県道363号(小林道路)の状況を地区住民の立会いのもと把握し、管理者の対応について確認するため、現場及び関係機関の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 さらに、東日本大震災における自衛隊の活動状況の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
27	H23. 7. 25	¥9,250	11:00 県庁着 酒田港がれき処理について文化環境部沢根敏弘(廃棄物対策主幹)に調査(7月中旬に県市リサイクル業者と打合せを行う) 須藤政彦(畜産課長補佐)に放射能汚染された稻わらがない場合のえさの補給と殺処分した家畜の埋葬地の確保と処置方法について調査(JA山形本部と国と連携し対応する。稻わらは輸入ストローわらを使用。家畜埋葬については、殺処分が発生した場合は全県で対応する)	250km	27	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、県庁まで行く必要なし	東日本大震災後のがれき処理に関して酒田港の活用を検討するために、県文化環境部循環型社会推進課で調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 また、放射能汚染が懸念される飼料や家畜の取扱いについて把握するため、県農林水産部畜産課で調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。
28	7/27~28	¥7,160	千葉県神崎町東日本大震災液状化現象調査電車代等(詳細は領収書添付票に記載)モノレール￥470×2 電車￥540×2 東京￥150×2 千葉￥820×2 神崎￥1600×2		28	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	マイトラベルの領収書・内訳は当該現地調査に係る航空券代及び宿泊代であり、現地調査に係る一連の支出である。	
29	H23. 7. 29	¥9,435	14:00 山形県議会において志田英則 舟山現人 児玉太 阿部賛一等と放射能による牛肉問題について調査 農林水産常任委員会 議会運営委員会議会 政策委員会等において緊急の課題の検討方法を協議することとした。	255km	29	政党活動 議員として当然の活動(例:事務所に出勤)	資料なし、議員同士の打ち合わせ、政務調査ではない	牛肉から放射能が検出されている問題の対応について検討するため、政党活動ではなく、県議会において所属する会派の主要な議員と情報交換及び意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
30	H23. 7. 31	¥4,625	14:00~平成23年度山形県政治塾第二回講座出席 国際社会の中では日本が国家を維持振興するためには 産業の振興と防衛力の整備は絶対必要条件である。震災の復興の中には自助、共助、公助の精神が必要である。	125km	30	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、自衛隊OBの佐藤正久の講演会、県議の政務調査とは関係なし	地域の政策を検討し政策提言を行う参考とするために、議員として、平成23年度山形県政治塾第2回講座に出席し、講座終了後講師及び参加者と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
31	H23. 8. 4	¥9,250	12:30 県農林水産部水産室長 今野哲 漁港専門員 安孫子正昭に水産土木発注工事について山形県企業に対する優遇対策について調査 今後県土整備部と合せ調整し方法を決める	250km	31	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、特に県庁まで行く必要なし、あるいはNo27, No29などと一緒に調査すればよい	県内建設業の振興のため、県が発注する水産関係の土木工事の状況を確認し、発注の際の県内企業に対する優遇策について調査した。 また、港湾の浚渫や防波堤の工事について、県内の業者が受注したものの県外の業者が下請けに入っていることがあり、地元の業者の受注につながっていないとの業者の声があることから、発注元である県農林水産部の考え方を調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
32	H23.8.5	¥9,435	「海ゴミ・サイエンスカフェ山形(庄内)」に出席 13:30海ゴミのうち「青色うき」から鉛・カドミウム等の有害物質が検出されごみとして海岸に流れついた時点から溶け出し続けている(愛媛大学・磯辺篤彦教授)記号等により中国・韓国製が多い。日本では「うき」の塗料はすでに有機剤を使用しているので他国にもそれを働きかけるべきだ(小谷卓鶴高専教授) 海ゴミ対策については酒田は他地域に比較して進んでいると思える。これからもボランティアを中心に更に活動を強化した方が良い	255km	32	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料はHP印刷したもので参加した資料はない	海ゴミ・サイエンスカフェは、飛島のクリーンアップ活動なども行っているNPO法人パートナーシップオフィスが主催して開催しているもので、これまでも数回開催されており、海ゴミについて国際的な広い視点で考察を加えてきたものである。 庄内浜の海ゴミ対策の参考とするため、山形県村山総合支庁で開催された「海ゴミサイエンスカフェ山形(庄内)」に参加して、海ゴミとして漂着するものの状況や対策について聴取により調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、研修会や講演会への参加は政務調査活動に該当する。
33	H23.8.6	¥1,295	海上自衛隊護衛艦「あまぎり」藤原幸孝艦長「はやぶさ」間宮政信艦長第44掃海隊司令木村靖彦と懇談。日本海の防衛・3・11震災支援について調査を行った(日本の防衛費についてもっと増額すべきである。震災の支援は7月10日まで実施された)	35km	33	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、酒田港祭りで来た自衛艦にOBとして表敬訪問したものだろう、調査ではない	護衛艦「あまぎり」の酒田港入港を機会に、災害対応に関する政策検討の参考とするため、議員として、東日本大震災時の海上自衛隊の活動状況及び平時の日本海の防衛活動の状況を調査したものであり、政務調査活動に該当する。
34	H23.8.8	¥9,250	県発注工事の県内企業への優先発注について 県土整備部建築企画課長山田栄造及びXX(庄内支庁)XXに調査。他県(秋田・新潟と比較し県外業者が入る余地があるのではないか。規則等の運用が厳しくできる。)	250km	34	陳情活動	資料なし、企業からの要望について陳情、No31と一緒にできる	県内建設業の振興に向けた政策検討の参考とするため、県が発注する工事について県内企業への優先発注をどのように行っているのか調査したものであり、政務調査活動に該当する。 また、発注を担当する総合支庁の現場の状況について、後援会事務所において近年まで庄内総合支庁水産課に在籍していた元職員から聞き取りしたものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
35	H23.8.11	¥740	県発注工事の県内企業への優先発注について 庄内支庁経済部長大滝太一 水産課長大津正に調査 経済部長は各課長を集め山形県の文書通達(H21年11月)「建設業者のみなさまへ」(工事施工にあたっての留意事項)について再度説明し各課長に徹底を図った	20km	35	陳情活動	資料なし、No31、No34と同趣旨であり、「みなさまへ」は県のホームページで見られる	水産関連の土木工事で県外企業が施工している問題について、県内企業が適正に参加できるよう下請けの適正化を徹底しているのか、庄内総合支庁の状況について担当課長等から調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
36	H23.8.12	¥9,805	(財)山形県観光物産会館 X 同 Xにお盆休みにおける入込み客の動向について調査 3・11震災後6月頃までは激減した。全体的に約20%位売り上げが落ちている。放射能影響はさほどない。牛肉はみそ・醤油漬物が多いめあまり影響はない。節電はこまめに行い室温は28°Cに設定している。 (財)村山市余暇開発公社 道の駅むらやま Xにお盆休みにおける例年との比較を調査 3・11以降6月までは客が激減したが7月から徐々に戻っている。お客様は遠方(関東)等からは少なく、安近短で動いているのではないか。全体的には10~20%減とみている。室内温度はバーテンをやっているので26°Cに設定	265km		私的活動 36 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、山形市にある物産館、村山市の道の駅の調査目的不明、必要性なし	観光関連産業の大震災後の復興のための施策を検討する際の参考とするため、議員として、観光関連施設における観光客の入込みの状況及び節電の状況について調査を行ったものであり、調査研究活動に該当する。
37	H23.8.14	¥2,405	旧八幡町鳥海高原家族旅行村 X 鳥海山荘 X に3・11以降の客の入込状況について調査 4・5・6月は客が激減したが7月に入り増加しており、特に盆前から前年を上回る入込数でありこれから秋にかけて期待できると思う。高地なので冷房等にそんなに気をつけていないが、電灯やヒーター等には気を使っている。	65km		私的活動 37 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、「入れ込み状況調査」に行く必要なし	観光関連産業の大震災後の復興のための施策を検討する際の参考とするため、議員として、観光関連施設における観光客の入込みの状況及び節電の状況について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、具体的な状況は、実際の現地で関係者との面談や現地確認等を行うことにより、電話聴取だけでは把握できない生の情報を得ることができ、より有意義な調査が可能である。
38	H23.8.16	¥4,440	(株)産直「あぐり」X に3・11の影響節電について調査 3・4・5月は全くだめだったが6月頃から客が戻り7月は平年並み。 昨年と比較し高速料無料化停止後の盆から客は戻っている。昨年の米を求める客が多い。 (株)アボリス温泉「夕陽のあつみふる里物産館」 X 同 X に3・11後の状況、節電等について調査。 3・4・5月は客足が激減したが6月以降は戻りつつあった。しかし6月下旬の豪雨によって新潟県内の川が氾濫等があつて減少した。しかし8月に入り例年以上客足が伸びている。海水浴場は豪雨のゴミが流れ着いた浜はダメージを受けている。節電は主にショーケースの電灯を消している。	120km		私的活動 38 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、節電調査に行く必要なし	観光関連産業の大震災後の復興のための施策を検討する際の参考とするため、議員として、観光関連施設における観光客の入込みの状況及び節電の状況について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、具体的な施設の状況は、実際の現地で関係者との面談や現地確認等を行うことにより、電話聴取だけでは把握できない生の情報を得ることができ、より有意義な調査が可能である。
39	H23.8.17	¥1,295	建設協会酒田会長 高橋幸男((株)・丸高会長)に港湾工事の地元発注状況について調査 2年前に袖ヶ浦埠頭にあったケイソンヤードを県はなぜ撤去したのか。港湾施設に対して補助がない(工業用地は有利な補助がある)丸高、みなと、大井、林の企業で200tクレーンを各1隻づつ4隻保有し仕事がないため遊ばせている。その他 日沿道、高規道についても調査。	35km		陳情活動 39 陳情活動	資料なし、陳情の受付である	山形県発注の港湾工事について県外業者が施工している場合があるという声があるため、港湾に関連する公共工事の地元企業への発注の状況等について建設協会酒田支部長から調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
40	H23.8.18	¥3,515	豪雨のための被害発生調査依頼 市議会議員 高橋一泰と大澤製材(社長池田)床上浸水のための製材用機械に被害、及び付近の荒瀬川決壊3ヶ所 付近国道345号線通行止め 市八幡支所建設産業課 後藤重明課長補佐に報告し、他の情報を得る。 市松山支所太田豊支所長難波富也建設産業課長に支所管内の状況を調査 小林道路通行止め 相沢川洪水警報発令中なので警戒中であり 明朝にかけて対策を検討中。他最上川支流 京田川・赤川・大山川・新井田川増水中であります危険水域に遭しつつある。	95km	40	陳情活動	資料なし、8月17日から18日にかけての豪雨のさなかに出歩くのは危険、被害調査は豪雨が治まってからのほうが良い	庄内地方を襲った豪雨に際し、復旧や補償等が必要な箇所を確認し、適切に災害に対応を行うため、地域の道路・河川等の状況及び被害の発生状況を調査した。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
41	H23.8.19	¥10,360	豪雨のため浜中自治会長・高山裕太朗と地区内調査 住宅被害は少ないが畑作被害は大きい。一部住宅に浸水の可能性があるため動力ポンプにて排水中。 8.18 調査結果及び本日調査結果を県庁商工観光部農業政策課副主幹木村和浩及び農林水産部農政企画課副主幹林新一及び農村整備課長大浦直司に対し被害状況を報告し、対策について話し合う。後日返答を受ける約束をする。	280km	41	陳情活動	資料なし、陳情の受付である、県庁まで行く必要なし	今般の豪雨に伴う住宅地・畠地の被害状況を確認するとともに、地域の製材所や畠地の被害に対する施策について県の担当部局において調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。
42	H23.8.20	¥740	10道県、14港を周航している復元北前船「みちのく丸」酒田港入港行事参加 同船等を調査 全長32m帆柱高さ28m 1672年河村瑞賢が開いた西回り航路の起点として酒田港は繁栄してきた。これを機会に震災によって被害を受けた太平洋側港湾の支援を行いつつ更には活性化を図る。酒田市長阿部寿一 山形県副知事高橋節等と話合う。	20km	42	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、イベントに参加しただけ	酒田港の活性化を図るために、復元北前船「みちのく丸」の酒田港への入港行事に参加し、同席した参加者と意見交換を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。
43	H23.8.24	¥2,405	14:00 烏海自然文化館 遊樂里第2事業課 Xに入込客の状況について調査 3月4月5月は客は50%で推移し5月ゴールデンウィークは平年並みであった。6月7月8月は月平均約70~80%の客であった。盆の時は平均以上に入った。ただし海水浴より登山客が増え、短期予約が増加した。節電の影響で電気料金が減った。 道の駅ふらっと Xに買い物客について調査。 3.11の影響で3月4月5月売上げ50%であったが6月から平年並みである。8月盆は極めて良好な状態である。高速道の早期完成が予定されたようであるが近くにインターチェンジでも設けてほしい。	65km	43	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、「入れ込み状況調査」に行く必要なし	観光関連産業の大震災後の復興のための施策を検討する際の参考とするため、議員として、観光関連施設における観光客の入り込みの状況及び節電の状況について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、具体的な施設の状況は、実際の現地で関係者との面談や現地確認等を行うことにより、電話聴取だけでは把握できない生の情報を得ることができ、より有意義な調査が可能である。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
44	H23.8.25	¥370	16:00 JAそでうら星川功組合長 普井儀一市議 田中齊市議に砂丘地冠水畠地及び赤川河川水田の状況調査 JA組合長室において説明を受けた後 現場調査を実施 8月18日以降日々の豪雨によって水は引かなく更に困難を極める。しかし水対策はレベルの低いところに集水しポンプアップ出来るような方法がベターではないかとの方向に動きつつある。庄内支庁の担当と話を進め地元に協議会等の設置についてまとまるようになる。	10km	44	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	豪雨による畠地や水田の冠水被害の対策について検討するため、地元農協及び酒田市議と現地調査を行うとともに対策について意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
45	H23.8.27	¥9,435	13:30 白鷹ヤナ公園道の駅 3、4月は予約のキャンセルが増加 売り上げが激減したが5月連休からは平年並みに戻り8月も特に客が減ったことはない。9月以降がシーズンなので期待できる。 15:30 JAさがえアグリランド 7月以降客足が戻ってきた。おかげで宮城ナンバーや福島ナンバーが増加し秋に向けて期待できる。現実 7月と比較し牛肉もほとんど売れ店内には客が多く見られた。	255km	45	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、調査目的不明、あぐりランドは2回目	観光関連産業の大震災後の復興のための施策を検討する際の参考とするため、議員として、観光関連施設における観光客の入込みの状況に関して、特に震災後からの動向について聴取したものであり、政務調査活動に該当する。
46	H23.8.28	¥9,065	13:30 「誰がこの国を守るのか」毅然とした日本を目指して山形国際交流「ビッグウイング 4階会議室」において講師 X氏による講演会 日本における歴史教育を史実に基づいて確実なものとしなければ将来の日本国はない。これから日本の建設には日本の外国からの侵略に耐えアジア諸国を中心とした有色人種の国家を解放独立に導いた自信と勇気を伝えるべきである。	245km	46	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、県議の政務調査と関連性なし	県議会活動の参考とするため、議員として、山形市山形国際交流「ビッグウイング」で開催された日本のあり方や歴史の認識に関連する講演会を聴講したものであり、政務調査活動に該当する。
47	H23.9.2	¥1,295	18:30 「東日本大震災と危機管理」軍事アナリスト小川和久氏による危機管理の専門的な見方による安全安心な社会の構築について 現状と課題についての検証 現在の復旧、復興の遅れは世界の専門家から失笑をかっている。政府がやることを理解しない内閣政治家が地方自治体や各省庁の機関に対しても指示の遅れを招き、むだな時間だけが経過している。	35km	47	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、県議の政務調査と関連性なし	東日本大震災後の危機管理の対応について専門家の意見を聴取し、今後の復興支援の施策や地域の防災対策等の検討に活かすため、議員として、軍事アナリスト小川和久氏の講演に出席し、危機管理に関する調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
48	H23.9.3	¥1,665	13:00 生涯学習施設「里仁館」創設10周年記念式典 旧山形県立松山里仁館高等学校が閉校し平成14年3月に生涯学習施設「里仁館」として開講 本年累積利用者数20万人を突破 幼児から高齢者まで幅広い年代から文化、スポーツ、地域活動に利用されている。現「里仁館」理事長 佐々木藤正、酒田市長阿部寿一と面談する。今後共受講者を増加し、なるべく自立経営できるよう行いたいが、今後共支援をお願いする。	45km	48	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、記念式典に参加しただけに過ぎない	生涯学習施設「里仁館」創設10周年記念式典に参加し、施設の活用のされかた、利用状況について調査し、今後の施設の利活用や経営に関して検討するため、関係者と意見交換を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。
49	H23.9.4	¥1,480	9:00 莊内空手道選手権大会(鶴岡市小真木原運動公園・朝陽武道館)に出席 遠盟会長 中沢 洋と空手道について懇談。規則が変わり試合場マットが必要になりこれから次第に設備するよう依頼を受ける。	40km	49	私的活動 陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費	資料なし、スポーツ大会に参加しただけに過ぎない	スポーツ振興に関する施策検討の参考とするため、議員として、莊内空手道選手権大会に出席し、競技の普及の状況や今後必要とされる施策について関係者と意見交換を行って調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
50	H23.9.5	¥2,035	13:30 庄内支庁道路計画課長 横山智西に7月8月豪雨による砂丘地冠水の排水の要望箇所と方法について調査 砂丘地区側溝は浸透式側溝としてあるので一度に大量の水は流せないと考える。 14:00 庄内支庁農林計画課長菊池常俊及び計画調整主幹片桐良雄に対し砂丘地烟地冠水の排水方法及び赤川放水路の冠水の対策について調査 砂丘地は9月9日以降会議調整の結果によって検討する。赤川放水路は出口付近に貯水池を整備する方法もある。 15:30 山形県水産試験場最上丸船長 菅原雅直、機関長佐藤富士雄、通信士小野寺真二に最上丸の今後のあり方について調査 できれば現在20年を経過しているので新造の方向で検討してもらいたい。	55km	50	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、陳情及び陳情の受付である	7月8日の豪雨により発生した砂丘地の農地の冠水及び赤川放水路の冠水に関して、被害箇所からの排水についてどのような対策が採れるのか県庄内総合支庁道路計画課及び農村計画課において担当課長から聴取し、調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 また、県水産試験場の調査船最上丸について、乗組員から老朽化の状況を聴取し、今後の整備の方針に関する調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
51	H23.9.6	¥925	10:00 事務所において渡部興業(株)社長渡部茂から山形県一般競争入札の評価点数の算定方法について要望を調査 地域貢献点数に対するボランティアや災害防災協定の市町村との提携を評価してもらいたいとのこと。庄内支庁建設総務課長に連絡する。 11:30 (株)北陽社長秋野氏と面談 3.11以降受注が減少。山形県の商談会に毎回参加しているが効果がない。発注企業を紹介してもらいたいとのこと。内陸の企業で見込みのあるようなどろ頼んでみる。	25km	51	議員として当然の活動 (例:事務所に出勤) 陳情活動	資料なし、企業からの陳情受付である	地元企業の振興のため、受注の動向及び受注拡大に向けた要望について企業経営者から聴き取り調査を行うとともに、要望実現の可能性について関係先に連絡し調査を行った。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
52	H23.9.7	¥9,250	12:00 酒田市議会において本多副議長 小松原市議 田中市議・高橋市議等より水害に対する要望について調査 書面により多岐にわたるため一通りの説明を受けた後要望の中身を精査したのち、後日個々について調整することとした。 14:00 最上総合支庁森林整備課長 伊藤和夫に「なら」枯れ被害拡大の調査のため説明を受けた後現場調査 最上支庁内国道344号沿い新庄市～最上町47号沿い・新庄市～首根坂峠沿いが特にひどい。本日 総合支庁 国の森林管理事務所 森林組合等で現地調査を行い一週間かけ結果を出す予定 (瀬見・川の駅・ヤナ茶屋もがみ・松原橋)	250km	52	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、陳情、なら枯れ被害調査というが車で移動したのみで、定量的な調査はなし	7月の豪雨に伴う水害に関連する酒田市議会議員からの要望を受け、県の対策に反映させるため、具体的な要望の内容について書面で説明を受け、調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 また、なら枯れの拡大が環境保全上の大きな問題となっていることを受け、現状を把握し今後の県の施策に活かすため、最上総合支庁管内のなら枯れの状況について、同総合支庁の担当課長から説明を受けるとともに現地の状況を確認したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。 なお、自家用車を運転している際は安全のため運転に集中しており、運転しながらの目視では1本1本のナラの木を見分けて枯れているのかどうか判断するのは困難であり、ポイントごとに車を止めてナラの木を目視確認している。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
53	H23.9.8	¥11,840	13:30 置賜支庁森林整備課長片倉光雄森づくり推進課長 阿部勉に地区内の「なら枯れ」の状況を調査 時期的に8月末から9月にかけて「枯れ」の状況がはっきり確認できるため昨日から状況調査を行っている。 4~5年前から新潟県から国道113号沿線に広がり、現在は置賜南部、東部から村山方向に向かいつつある。米沢市、高畠町、南陽市等を調査	320km	53	政務調査目的とは評価 することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、なら枯れ調査といふが、車で移動したのみで定量的な調査はなし	なら枯れの拡大が環境保全上の大きな問題となっていることを受け、現状を把握し今後の県の施策に活かすため、置賜総合支庁管内のなら枯れの状況について、同総合支庁の担当課長から説明を受けるとともに現地の状況を確認したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、自家用車を運転している際は安全のため運転に集中しており、運転しながらの目視では1本1本のナラの木を見分けて枯れているのかどうか判断するのは困難であり、ポイントごとに車を止めてナラの木を目視確認している。
54	H23.9.9	¥555	14:00 酒田市川南地域砂丘集中豪雨被害対策協議会において要請書(案)を調査 およそ150haの圃場が冠水、湛水し収穫目前となった作物が全滅し、局所的であるが所得を断たれた農業者が出ている。早急に現場を視察、対策を取る必要がある。	15km	54	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	砂丘地における集中豪雨の被害状況調査のため被害対策協議会の現地調査に参加したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
55	H23.9.10	¥9,065	10:30 8/12(金)に訪問調査を行った(株)山形県観光物産 X他1名にお盆以降の状況と秋以降の見通しを調査した。盆は思ったより福島、宮城のお客が伸びて売上も平年並みに戻っているがこれから秋の観光シーズンが不安である。 13:30 7/18(月)ホテルシンフォーニアネックス X氏にお盆以降の状況を調査 昨年以上に来客あり 調査している時も団体客があり、客は戻りつつある。秋以降に期待がもてる様子。	245km	55	政務調査目的とは評価 することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、物産館・ホテルともに過去にも行っているが調査目的不明	観光関連産業の大震災後の復興のための施策を検討する際の参考にするため、お盆以降の観光関連施設における観光客の入込みの状況及び今後の観光客の見通しについて調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
56	H23.9.11	¥1,665	14:00 酒岡市議会議員小松原俊に9/7(水)に陳情を受けた旧平田地区の土砂被害の現場調査 陳情書類と現場を見るのは太遠い百聞は一見にしかずとはこのことか。稲刈りが近いためその前に一度水田に水をかけられるようこわれている水路の補修、あぜ道の補修をただちに行ってもらいたい。また樅山、神社付近の橋の取扱いの確認を早急に行ってもらいたいことを要請された。旧平田町内の被害個所全体を調査	45km	56	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	先に酒田市小松原市議から陳情を受けた旧平田地区の豪雨に伴う土砂災害について、対策の必要性及び方向性を確認するため、現地調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
57	H23.9.12	¥2,220	13:30から酒田市議会議員高橋一泰に9/7(水)に陳情を受けた旧八幡町地区の被災水害現場を調査 箇所的には平田地区よりも少ないが特に国道344号に荒瀬川が接する部分は深くえぐられ片側交互通行になっており早急に補修の要あり。荒瀬川は中流は、蛇行が多くいすれは直線河川に直すべきと考える。電話にて庄内総合支庁河川砂防課長と調整した。	60km	57	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	9.7に陳情を受けた旧八幡町地区の被災水害現場調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
58	H23.9.13	¥9,250	10:30から吉村知事及び総務部長による平成23年度9月補正予算の概要が山形県議会において説明があり出席した。9月補正予算額93億1800万円 補正後累計予算額6270億8500万円となる。 注=(I 景気対策 II エネルギー政策 III 東日本大震災への対応 ivその他省略)補正予算の概要の説明のみ記載。	250km	58	議員として当然の活動 (例:事務所に出勤) 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、県議としての当 然の活動	県議会で行われる県の平成24年度9月補正予算の内 示会において知事及び総務部長による概要説明がある ため、出席して補正予算の主な内容について調査 したものであり、政務調査活動に該当する。
59	H23.9.14	¥2,405	14:15 遊佐町役場において遊佐町長時田博機及び副町長に9/20 から始まる県議会への要望等を調査 日沿道予定路線の国道7号線 の一部路線変更 日本電源開発から遊佐町に風力発電設置の要望 があり、国と連携しているようでの県にも知らせてもらいたい 8月豪雨の影響はあまりないようである。 16:00 県漁協において参事X及び常務と9/20からの県議会への 要望、上半期の漁獲及び3・11の影響を調査。夏イカ漁が不漁で 約30%漁獲が減ったこと。また平成24年度から燃油の税金免除が 解除されるので再度更新の請願を提出したい旨の話があった。	65km	59	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	9月20日から始まる9月定期県議会を控え、遊佐町 長及び副町長から遊佐町の県議会に対する要望事項 について調査したものであり、政務調査活動に該当 する。 また、9月20日から始まる9月定期県議会を控え、 本県水産業の業況を把握するため、県漁業協同組合 職員から要望事項を聴取するとともに、上半期の 漁獲量や東日本大震災の影響について調査したもの であり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為 は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が 行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
60	H23.9.15	¥5,920	11:15 秋田県由利地域振興局において総務企画部長山口武秀 地 域企画課長富岡伊穂子副主幹(兼)班長佐藤寿之主査 富樫洋(庄 内支庁より出向)に対し、庄内総合支庁及び遊佐町、酒田市と連 携して行う鳥海山を活用した観光事業やイベント等について調査 これまでJRなどとともに秋田県、山形県が鳥海山を含めた日本海き らきらラインの旅行企画等を行ってきているが、これからは地域 が主体となった企画を進める。有効な観光の力となると思う。 3・11の影響は山形県同様3.4.5月が観光客が激減。夏にかけて客 足はもどっている。企業動向は低迷しているが、TDK(金浦)が元 気である。	160km	60	政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、秋田県の行政當 局との話し合いにもかかわ らず資料が不存在というの はおかしく、話し合いの不 存在が推測される	秋田県由利地域振興局において総務企画部長山口武 秀 地域企画課長富岡伊穂子副主幹(兼)班長佐藤寿 之主査 富樫洋(庄内支庁より出向)に対し、庄内総 合支庁及び遊佐町、酒田市と連携して行う鳥海山を 活用した観光事業やイベント等について調査を行つ たものであり、政務調査活動に該当する。
61	H23.9.16	¥2,590	9:30 (株)フレッシュの開発した「ゼオライトアルカリイオン 還元水」(放射能汚染水からゼオライトによるセシウムスト ロンチウムの除去)優れた効果があるとのことで説明を受けると ともに開発のビデオを調査し放射能物質の汚染されている状況の 中での大変有効であり本県でも活用を考えるべきである。(株)フ レッシュ代表取締役社長鈴木良博同XXに調査した。 14:00 庄内生コンクリート協同組合理事長大場八郎による第5回 地域活性化フォーラム「社会資本整備と生コン産業の役割」につ いて酒田河川国道事務所長熊谷陽寿、酒田港湾事務所長吉田昌 宏、総合支庁建設部長横尾和見による講演を聞く。コンクリートも人 から人へ等というテーマはナンセンスであり、コンクリートも人も 共にある世界を構築すべきである。(ガーテンパレスみずほ)	70km	61	陳情活動 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、陳情の受付と、 フォーラムの参加	地域の企業振興の参考とするため、地元企業が開発 した新商品のミネラルウォーターの説明を受け、活 用の方策について調査したものであり、政務調査活 動に該当する。 また、地域の活性化に向けた施策の検討の参考とす るために、庄内生コンクリート協同組合が開催した地 域活性化フォーラムに参加し、酒田河川国道事務所 長、酒田港湾事務所長、庄内総合支庁建設部長らの 講演を聴取したものであり、政務調査活動に該当す る。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為 は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が 行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
62	H23.9.18	¥1,295	8:45 酒田市武道館において顧問として第42回鮫海地区中学校新人総合体育大会に出席。審判、監督会議に出席。 9:30から大会を視察調査。中学柔道の競技について参加中学校が酒田四中、遊佐中、酒田三中の3校であり、少子化のせいか年々参加選手が減少の傾向にあるとのこと。鮫海地区中学校体育連盟会長太田英一他数名の中学校指導者、柔道指導者に質問調査。いずれも少子化、選手減少によるレベル低下を述べた。	35km	62	私的活動 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、中学校新人大会に顧問として参加したものの、議員としての活動ではない	青少年の健全育成の観点から地域のスポーツ振興は重要な課題と認識していることから、議員として、鮫海地区中学校新人総合体育大会柔道競技の模様を視察調査するとともに指導者に質問し、今後の施策検討の参考としたものであり、政務調査活動に該当する。
63	H23.10.8	¥2,960	13:30～酒田市若竹町1-1-1ホテルリッチ&ガーデン酒田において山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所長佐藤和彦主催の庄内空港開港20周年記念式典に出席。 空港開港までの経緯と御功績のあった方々の紹介がありました。元酒田商工会議所、元県議会の故XX氏の努力によるところが大きいと感じられた。また空港建設には砂丘を10mも掘り下げており現在空港周辺の冠水も何らかの関係があるのではないかと思われる。県議会において質問の材料とする。 17:30～酒田市青沢 XX氏に相談を受けて訪問する。	80km	63	意見交換を伴わない会 合等の参加費（交通費 を含む） 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、記念式典に参加 しただけに過ぎないもの と、陳情の受付である	今後の空港の利活用の参考とするため、庄内空港開港20周年記念式典に出席し空港開港の経緯及び整備の経過を調査するとともに、今回の豪雨による冠水被害との関連性についても併せて調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 また、地域の医療について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
64	H23.10.11	¥2,590	14:30酒田市吹浦西浜2-1山形県漁協吹浦支所 XX及び事務員 Xさんと今年前半の漁協及び漁港等について聞き取り調査。やはり砂浜に入り込んでいる。もともと砂浜だったところに港を作ったから当然ではないかと思う。今年の岩ガキは量も少なかったが身も小さかった。最近になって鮭漁が活発であり数も上がっている。組合員の数は少なくなるとともに、ほとんどが70才以上であり、10年後20年後には皆いなくなってしまうのではないかと心配である。今後養殖漁業等への転換を図らない限りは維持が困難になる。県議会への質問資料とする。	70km	64	政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、特に行く必要の ない調査内容、定量的な調 査はない	漁港や漁業、漁業從事者の状況について漁業協同組合員から聴取り調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。

別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
65	H23.10.12	¥9,990	<p>14:30～新潟県村上地域振興局企画振興部長品田英光に訪問し、日本海東北自動車道についての新潟県側の考え方及び現在行っていること等について調査を行った。山形県はこれまで予定されている温海までの高速道は平成24年度供与予定であるが、新潟県側は、予定地村上市朝日までは完成済みであった。</p> <p>3.11の震災においても日本海側の道路網の不備が明らかになり国においても検討がなされ、今回の県境区間のミッシングリンクの早期整備の予定がなされた。しかし自民党政権における国幹審のようなものなく、だれがどこで決めどのように調整するかははっきりしない。今後早急にミッシングリンクを完成するためには、関係県、市町村が統一して陳情し行動するべきと考える。今回路線の1,2,3,4案が提示されているが第2案を押しているように見える。が、今後の住民の意向調査次第と思う。</p> <p>また予想では近々に首都直下型の地震があった場合の予測が流れているが、東日本大震災の経験を踏まえて、リスク分散の措置を早期に行うべきだ。国交省、東北整備局、北陸整備局による計画段階評価(施行)について日本海沿岸東北自動車道(朝日～温海)の資料を受領する。県議会質問等の資料とする。</p>	270km	65	政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	相手方名刺、地図資料があるがあえて面談する必要性が見られない	日本海沿岸東北自動車道の新潟県側の整備の状況及び事業促進の活動について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。
66	H23.10.13	¥6,290	<p>13:30～やまがたグリーンパワー(株)業務係 X氏が工場においていねいな説明を行ってくれた。最初は木材チップを燃料としてボイラーによってタービンを回していると考えていてが、実際は本県の木材や支撑木をチップ化しタールを抽出、そのタールを燃料としてガスエンジン発電機(ディーゼルエンジンのようなもの)を作動させ約2000kwの発電を行っていること。現在本県の木質バイオチップの他、亘町、気仙沼市の木材がれきチップも活用している。タール水(木酢液)が30t/日、重質タール(木タール)が1t/日製造できる。これまで、行政(宮城県山形県各市町村)との打合せをしっかりと行ってきたため今回のバイオマス発電ができるようになった。これからも、進化していくないと脱原発やクリーンエネルギーをとなえる山形県としては全県的に普及することが重要と考え県議会での質問の資とする。</p>	170km		陳情活動 66 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	名刺、パンフが資料としてあるが面談する必要性が見られない	脱原発やクリーンエネルギーをとなえる山形県としては、木質バイオマスを利用した発電を全県的に普及することが重要と考え、県議会で質問する資料とするため、やまがたグリーンパワー㈱の木質バイオマス発電について同社の職員から調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
67	H23. 10. 15	¥1,554	8:30~10:30 山形県中学校新人総合体育大会第4回柔道競技北ブロック大会に出席 湯座長平遊佐中学校三浦明憲(鮎海地区柔道専門委員長)等関係者と懇談。柔道人口が少くなりつつあるが、レベルは例年より高く来年度の県大会に向けた予備戦になるもので、極めて充実した士気で試合に臨んでいるとのこと。前半戦を観戦したが、例年より極めて優秀な選手や、すばぬけた体格の選手は見当たらなかった。山形県体育振興のため県議会における質問の資とする。 11:00 大川周明顕彰会を酒田市下日枝神社隣身門前で行った。参列者会長前田直己。大川周明博士がなくては今のアジアの発展はありえなかっただ。特に明治維新以後の世界におけるアジアの開放は、坂本竜馬、伊藤博文、清川八郎から続く思想的なつながりと大川周明の行動がアジアに及ぼした影響は大きいという話を聞き、もっともだと考え山形県の教育の場においても検証し県議会の質問の資とする。 13:30(於ホテルリッチ&ガーテン)学習障害児者の会(スワンの会)研修会において立正大学教授 XX先生の学習障害児への接し方、そして幼児期から青年期にかけての進路指導や就業指導について実体験を通して詳細に講演を行われ大変有意義であった。県議会の質問の資とする。	42km	67	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺の資料あるが、中学新人戦の見学、講演会参加等であり政務調査とは考えられない	本県の体育振興に關し、県議会での質問の参考とするため、山形県中学校新人総合体育大会第4回柔道競技北ブロック大会に出席し関係者から競技力向上等に関する意見を聴取したものであり、政務調査活動に該当する。 地元出身の思想家である大川周明が及ぼした影響について検証し本県の教育の場で生かすことができないか検討し、併せて県議会での質問の参考とするため、大川周明顕彰会に出席し参加者の意見を聴取したものであり、政務調査活動に該当する。 学習障害児についての知見を深め、県議会における質問の参考とするため、学習障害児の会(スワンの会)の研修会に参加し、専門の学者の講演を聴講したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、講演会や研修会への参加は政務調査活動に該当する。
68	H23. 10. 19	¥6,290	10:30 有限会社金山最上牧場(山形県最上郡金山町下野明字下野明向955-1)において XX氏の説明を受ける。かねてから社長小野木重弥氏より見学の依頼を受け、同地区では画期的な子豚の生産から出荷までを衛生的にほとんど人手をかけず生産する養豚場として県内でも類を見ない施設である。豚種はハイブリットハイポー約6,500頭を飼育し、食肉処理場に送っているとのこと。又、従業員は14名であり地域からはもっと雇用を増やせないかとの依頼もあるとのこと。今後増築をし、頭数を増加する予定である。昨今の病気や風評被害を受けない、また発生させないシステムを組み見学者たりとも飼育場には入れないようになっていた。現在敷地30町歩に9町歩の豚舎を建てており今後増築予定で工事中である。近年の家畜の病気などによる被害が増加しており、このような完全な管理のもとに生産が行われる畜舎が多く作られることが望まれる。県議会質問の資とする。	170km	68	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺資料あるが、民間会社の見学要望聴取で政務調査とは考えられない	畜産振興に関する県議会での質問の参考とするため、先進的な畜舎で行われている養豚場経営の状況を現地調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
69	H23.10.20	¥4,810	11:30 山形県漁協念珠閣支所において XX氏に面会今年度上半期の漁獲高等について調査した。上半期は特に底引きが不振で例年の漁獲の1/4の不漁であったのに続き、イカやホッケも極めて不漁である。イカ漁が大漁であればマグロ漁にも向かいたいが、マグロは当たりはずれが大きく固定的な漁獲にはならない。しかし、例年と比較するとマグロは1~2kgぐらい大きくなり、1匹5kg以下だったが最近は少しおおきくなっているようである。燃料費がかさみこれからも政府に対し燃料代の低減を要望された。今はサケ漁に向かっているがサケ漁の漁獲とタラ漁に今年の収穫をかけている。いずれもどる漁業に全力投球しているが他と違い念珠閣支所は若手が増加しつつあるという。漁港の整備も年々進んでいるので今後漁業振興のための県議会の質問の資としたい。	130km	69	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺資料あるが、要望聴取で政務調査とは見られない	漁業振興に向けた県議会での質問の参考とするため、県漁業協同組合念珠閣支所において今年度上半期の漁獲高の状況等について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
70	H23.10.21	¥740	16:00 山形県栽培漁業センターにおいて(財)山形県水産振興協会の XX氏に現状と課題そして水産高校卒業生の受け入れや緊急雇用対策事業等について調査を行った。最近は3・11震災対応のため県の依頼に基づいてあゆの生産を170万匹増加し現在420万匹を14水槽全部を使用し増産している。卵の採取は主に最上小国川を中心、赤川等からも採取している。水槽を見せてもらったが0.25~0.5m/mで視認は難しかった。栽培場に入る時は場内の消毒液に履き替え更に靴を消毒液に浸し、手はもちろん消毒の後入場となり、大変安全衛生面に気を配っていることが理解できた。黒鯛やひらめも見せてもらったが以前(10年前)よりは極めて少なく、需要が減ったのと、管理が大変なこと、最も大きなことは採水能力が少なく、これ以上の飼育は困難になっていることである。水槽はまだまだある。予算は年々少なくなりこれでは水産振興など名ばかりであると感じた。議会質問の資としたい。更に現在の庄内浜の漁場はいそ焼けしており、まず海草を育成することからやり直すべきだ。	20km	70	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	パンフ資料あるが、一般向きのもので、県議の政務調査による収集資料とは思われない	山形県栽培漁業センターの現状と水産高校卒業生の受け入れや緊急雇用対策事業等について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
71	H23.10.26	¥1,665	14:30 セルボール工業(株)山形事業所取締役 XX氏他1名 3・11以降の仕事の受注等の状況について調査。4月5月は仕事が続かなく2ヶ月休業したがその後受注があり製造している。本社は東京にあり福島、宮城、岩手の下水道処理場が壊滅状態となつたので発注元(主に下水道事業団)が調整したのではないか。今後被災したところの下水処理場の修復等が本格すれば仕事が忙しくなるのではないか。今後期待できる事業所である。議会質問の資としたい。	45km	71	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺資料あるが、要望聴取で政務調査とは見られない	県議会における質問の参考とするため、下水処理施設向けの散気機器等製造する地元への立地企業の業況について、東日本大震災の影響も含め調査を行つたものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
72	H23.10.27	¥1,850	12:30 眺海の森さんさん XX氏 23年度の状況と見通しを伺う。やはり震災後の6月頃までは厳しかったが、7月からは地元団体客を中心に来客が多くなり前年を上回る状況である。訪問時も団体客で食堂は予約席となっており、今後冬期のスキー客も見込める状況にあるとのことである。	50km	72	陳情活動 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	名刺資料あるが、要望聴取 で政務調査とは見られない	観光関連産業の大震災後の復興のための施策を検討する参考とするため、観光関連施設における観光客の入込みの状況に關し平成23年度の状況と見通しについて調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
73	H23.10.28	¥2,405	13:00 遊佐町総合交流促進施設(株) XX氏 夏以降の来客の状況を調査。夏は例年より少し多く来客もあり宿泊客も多かった。秋に入り減るのかと思ったが、現在は昨年以上に客足が伸びており期待できる。 14:30(株)エネックス新潟支店庄内営業所 XX氏に3・11のときの燃料の動向を調査した。最近JX(日本石油)と合併し社名を変更した。酒田の石油タンク（JF、東西オイル）は港湾と消防そして民間の貯蔵タンクとの法的な対応、連携が遅く、点検や再使用等の行動が遅れ、せっかく使用できた燃料タンクも利用できなくなった可能性が大きい。電灯の復旧についても同様のことが言われていると思う。その点岩手県の危機対応組織はしっかりとおり、防災対応通信網は本庁に一本化されており、危険物特に燃料やガソリンの対応の扱いは極めて迅速に行われた。本県でも参考とすることが多いと考える。	65km	73	政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	名刺資料あるが、状況聴取 で政務調査とは見られない	①観光関連産業の振興の施策を検討する参考とするため、遊佐町総合交流施設株式会社職員から同社が運営する観光客の入込みの状況と見通しについて調査を行ったもの②危機管理上の施策の参考とするため、燃料会社職員から震災時の燃料の動向について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
74	H23.11.3	¥1,850	9:30 遊佐町トレーニングセンターにおいて第30回伊藤徳治杯争奪少年柔道大会を視察調査。大会役員である XXに大会の運営、現在の少年柔道の振興について調査した。今大会は女子の活躍が大きく個人戦はないので団体戦のみであるが、三川チーム、立川チームはそれぞれ1チームを女子で編成するほど充実していた。試合態度も正々堂々としており、男子チームにも負けない気迫があった。引き続き小学校から中学校、そして高校に入っても柔道を続けてもらいたい。将来山形県の柔道スポーツの振興が期待できる。伊藤徳治氏は遊佐町出身の柔道家で大正4年生まれ、戦前の京都武徳専門学校出身で京都府警の師範を勤められ、全日本選手権でも優勝したことのある人物であり戦後、遊佐町の柔道振興のために優勝カップを寄贈されたことから伊藤徳治杯の大会が開始された。	50km	74	意見交換を伴わない会 合等の参加費（交通費 を含む） 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、柔道6段の県謹が私的に観戦したものであり、政務調査とは見られない	会合等への参加ではなく、スポーツ振興に関する施策検討の参考とするため、議員として、第30回伊藤徳治杯争奪少年柔道大会を視察し、大会の運営や現在の少年柔道の振興について調査したものであり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
75	H23.11.4	¥8,214	9:00 県議会において12月県議会の一般質問の質問に関連する事項の事前調査 農林水産部農政企画課副主幹 林新一氏 庄内砂丘地の湛水対策について 生活環境部生活文化課副主幹 佐藤紀子氏 その他 3・11震災に起きた山形県問題点その他について 健康福祉部健康福祉課副主幹 大山敏之氏 発達障害者の就職支援について それぞれの部、課の課題について検討を行った。	222km	75	議員として当然の活動 (例：事務所に出勤)	資料なし、県議会執務室への移動旅費で政務調査とは見られない	12月県議会の一般質問の参考とするため、県議会執務室において、質問を想定している事項に関する県の各部の課題について担当職員から聴取したものであり、政務調査活動に該当する。
76	H23.11.15	¥1,850	11:00～東田川郡庄内たがわ農業協同組合新余目基幹支所(東田川郡庄内町余目字土堤下36-1)において、国営最上川下流沿岸農業水利事業完工式に出席。祝賀会において祝辞を述べた。 本水利事業は平成13年に着工し13年間に渡り事業が実施され、施工対象面積13,000haに及び総工費約150億円に及ぶ大事業であり、これまで明治時代から昭和にかけて行われてきた水利事業の老朽化した施設や設備を更新とともに新しい水田農業に対応した水利事業を行い来るべき農業に対応できるものとした。農林水産省東北農政局長 佐藤憲雄氏、酒田市長 阿部寿一氏等と面会懇談、水利事業の意義について調査した。 15:00～星川後援会事務所において国道344号線の改修工事について一般国道344号安田バイパスを実現する会(会長 工藤吉郎也xx、xx)の陳情内容を調査した。安田バイパスの整備要望はかねてからあったが、今回10月15日をもって上田地区と八幡地区が合流し一本化して新規発足し、これから国領市に要望活動を行うこと。 これまで数十年にわたり要望活動が行われてきたが一部反対者があり進まなかった。今後は一本化されたことにより期待できる。	50km	76	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺等の資料あるが事業完工式典に参列したこと、陳情を受けたことである	県内農業の振興に向けた政策検討の参考とするため、国営最上川下流沿岸農業水利事業完工式に出席し、水利事業の意義について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 また、道路整備に関する政策検討の参考とするため、事務所において、かねてから要望のあった国道344号線の改修工事について陳情内容を調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
77	H23.11.17	¥9,990	13:00～県議会執務室において企画振興部副主幹松田明子及び生活環境部副主幹佐藤紀子と12.8一般質問の課題(エネルギー対策危機管理対策)について調査を行った。	270km	77	議員として当然の活動 (例：事務所に出勤)	資料なし、県議会執務室への移動旅費で政務調査とは見られない	東日本大震災及び原子力発電所事故の発生後の目下の課題として、エネルギーと危機管理が大きな課題としてクローズアップされているが、12月定期例会で一般質問を行う機会があるので、これらの課題を探り上げたいと考え、担当部署の職員から県の取組みの現状を確認したものであり、政務調査活動に該当する。
78	H23.11.18	¥740	18:30 ホテルリッチ&ガーデン酒田において酒田商工会議所平成23年度「会員のつどい」に出席。会頭 佐藤淳司氏、阿部寿一酒田市長と懇談、商工会議所が明治30年4月に創設され地域総合経済団体として時代の変遷とともに社会の生成、発展並びに地域商工業の振興に取り組んでいること。本年は3・11大震災の復興支援等の特別の事業もあったことなどが報告された。	20km	78	意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、商工会議所会員のつどいへの私的な参加であり、政務調査とは見られない	商工業の振興に向けた政策検討の参考とするため、議員として、酒田商工会議所平成23年度「会員のつどい」に出席し、23年度の取り組みや事業等について調査したとともに、会員から近況を聴取し、さらに、市内の商工業に与えた東日本大震災の影響を振り返りながら、被災地への復興支援について意見交換したものであるから、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。

別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
79	H23.11.20	¥2,590	15:00～遊佐町富岡字前田68番地 遊佐町副議長 佐藤智則自宅においてかねてから地元要望があった国道345号富岡地内街灯の移設箇所について確認を行い、後日県道路維持課担当を確認させることとした。 その後の調査によって現在設置した街灯は古くなったものを更新したものであり、地元要望は、新規設置であった。	70km	79	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	かねてから地元要望があった国道345号富岡地内街路灯の移設について、道路を管理する山形県庄内総合支庁道路維持課担当に対応を求める前段として、佐藤遊佐町議会副議長とともに現地の状況や対応策について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
80	H23.11.21	¥4,810	13:30～庄内総合支庁道路計画課課長補佐(維持管理担当)公平和夫氏に現在の防雪柵の設置工事の状況を確認。現在設置であること国道345号344号及び112号の一部について現地調査を行った。 12月末までに完成予定の工期で行われており本日から冬型の天候のため風雪となり50%の設置では遅い様子なので少し急ぐよう申し込みた。	130km	80	陳情活動	資料なし、特に現地に行く必要なし	間もなく冬季の暴風雪の季節を迎えることから現在の防雪柵の設置工事の状況を確認するため、庄内総合支庁道路計画課から概況の説明を受けた後、国道345号・344号及び国道112号の一部について酒田市を中心に行き現地調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。 なお、具体的な工事の状況は、実際の現地確認等を行うことにより、電話聴取だけでは把握できない生の情報を得ることができ、より有意義な調査が可能である。
81	H23.11.22	¥4,440	10:00～前日同様県国道を調査実施したが、前日と異なり設置状況は約30%未満であった。	120km	81	陳情活動	資料なし、特に現地に行く必要なし	前日の調査に引き続き、現在の防雪柵の設置状況を確認するため、国道345号・344号及び国道112号の各路線の工事の進捗状況について鶴岡市を中心に行き現地調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。 なお、具体的な工事の状況は、実際の現地確認等を行うことにより、電話聴取だけでは把握できない生の情報を得ることができ、より有意義な調査が可能である。
82	H23.11.23	¥1,665	15:00 酒田市臼が沢 XX氏の要望されていた最上川河川敷(最上橋下)の約10haの場所を調査確認。後日国交省酒田河川国道事務所に要望にあげることとした。(これまで牧草地として土地借地料を支払い国交省より借りていたが最近になり返却をいわれている)反当たり年間1,480円で借りているとのこと。トラクターも置いている。支障木の伐採も行っている。	45km	82	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	酒田市臼が沢住民から借受けについて要望がある最上川河川敷(最上橋下)の土地について、現地の状況及び住民の具体的な要望の内容について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
83	H23.11.25	¥1,480	15:00 酒田市臼が沢の土砂くずれ箇所調査 臼が沢 澄照神社境内の裏側急傾斜土砂がくずれてきており、神社に接近してきている。以前にも同様な土砂くずれ事故が起きたときも直してもらっているとのこと。状況を説明し県において対応することとする。 立会人酒田市臼が沢	40km	83	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	臼が沢澄照神社境内の裏側の急傾斜地で土砂がくずれてきており、神社に接近してきているため、地元住民の立会いのもと、土砂くずれ箇所の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
84	H23.11.26	¥2,960	13:30 酒岡市立酒田中央高等学校閉校式出席 大正15年酒田実践女学校として設立された中央高校は平成24年3月から酒田商業高校、酒田工業高校、酒田北高校と統合し光陵高等学校となる。それぞれ思い出のある話があり終了した。中央高校の現在の敷地に校舎が建築中であるため工事が進んでいた。 15:00 遊佐町吹浦(株)山長社長 高橋勇氏にかねてから調査を申し込んでいた。鳥海山麓の岩石採掘問題について面会。秋田県の企業が遊佐町の倒産会社から、土地と岩石採掘の権利を買収し、現在に至っており、今後町が買い取る方法もあるのではないか。	80km	84	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、閉校式は私的な参加であり、後半は陳情受付である	議員として、酒田市立酒田中央高等学校閉校式に参加し、酒田地区的高等学校の統合に関して学校関係者がどのような思いを持っているのかと新校舎の建築進捗状況等について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 また、遊佐町内の景観保全上の問題となっている鳥海山麓の岩石採取の状況を確認し対応について意見交換するため、遊佐町吹浦の石材販売業者である榎山長社長から調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
85	H23.11.27	¥2,590	13:00～酒田総合文化センターにおいて酒田市PTA連合会の研修会に出席。「共に語り広げよう笑顔の輪 未来を担う子供達のために」家庭、学校、地域の連携を密にして、明るく楽しいPTA活動を実践しようというスローガンのもと研修大会が開かれ、平成24年度には東北ブロック大会酒田鉢海大会を開き成功させるためにそれぞれの分科会が行われた。 15:30～鶴岡市出羽庄内国際ホール 平成23年度鶴岡いきいきまちづくり事業助成「岬龍一郎講演会」「日本人の品格 新渡戸稻造の『武士道』に学ぶ」について講演を聴講した。現在の日本人に忘れられている日本人の心『武士道』を学ぶことによって もっと良い社会にできる。	70km	85	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺あるが、研修会、講演会に参加したのみ	今後のPTA活動の施策検討の参考とするため、酒田市PTA連合会の研修会に出席し、分科会等研修会の開催状況を聴取により調査したものであり、政務調査活動に該当する。 今後のまちづくり・ひとつくりに関する政策検討の参考とするため、平成23年度鶴岡いきいきまちづくり事業助成を受けて松ヶ岡地域振興会議が開催した「岬・龍一郎講演会」を聴講したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、講演会や研修会への参加は政務調査活動に該当する。
86	H23.11.28	¥9,990	宿泊費、駐車料の領収書添付票に記載 添付票なし(内容不明)	270km	86	陳情活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺等の資料あるが、酒田市の民間企業の要望に基づく調査と思われる	県内産業の振興と雇用確保に向けた政策検討の参考とするため、最近の航空機産業の実状と秋田県における取組みについて、秋田県産業技術センターから説明を受け、実態の調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 また、県内の航空機関連業者である㈱三栄機械、松岡㈱の現場を視察するとともに業況について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
87	H23.11.30	¥8,880	13:30～山形県議会執務室において財務課柴田副主幹、農林水産部林副主幹と12月8日に一般質問の内容について調査打合せを行った。	240km	87	議員として当然の活動 (例:事務所に出勤)	資料なし、県議会執務室への移動旅費であり政務調査とは見られない	12月8日の一般質問の参考とするため、県議会の執務室で、質問内容について関係部署担当者と調査・打合せを行ったものであり、政務調査活動に該当する。
88	H23.12.10	¥740	16:00 加藤紘一後援会総会「合同懇談会」に出席。酒田産業会館4F日本海の間において会員約150名、加藤代議士の国政報告が行われ東日本大震災から9ヶ月が経過し遅々として進まない政府の復旧、復興、そして突然のTPP問題、増税や閣僚の問責決議等、國のあるべき姿がはっきりさせないまま行われている。現在代議士自ら日本の方向性を明確にする時期が近づいている。来年行わると思われる総選挙には日本の方向を示す一員として大きな役割を果たす。との話であった。	20km	88	政党活動 政務調査目的とは評価 することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、政治活動である	大震災後の復興やTPP問題等に関する政策検討の参考とするため、政党活動ではなく、加藤紘一後援会「合同懇談会」に出席し、加藤紘一代議士の国政報告を聴講したものであり、政務調査活動に該当する。
89	H23.12.22	¥12,580	15:00 宮城県仙台市都市整備局都市開発部 都市開発課長に面会。かねてから調査していた仙台市の都市再開発の状況と3・11東日本大震災の影響と海岸部における対策について調査を行った。津波被害は海岸部では、報道されたように仙台空港や仙台港付近では甚大なる被害を受けたが、地すべりや擁壁崩壊などによって丘陵地区等の市街地の宅地において、約4,000戸が全半壊し現在対策を進めているとのこと。海岸部の津波対策としては、住宅地において浸水した場所は住宅地として適さないこととして、一定の建築制限を設置するとともに、学術的な調査、研究にとづいて安全な住宅地を指定し、東部の海岸部から西部の高台への移転を進めている。特に津波による甚大な被害を受けた東部地域の再生には、適正に処理したがれきを活用して県道のかさ上げや、堤防機能の付加や海岸防災林の整備など、津波被害の危険性が高い地域については、より安全な西側地域への移転を進めている。都市開発課長廣沢謹氏による減災を基本とする多重防御の構築や、エネルギー対策など環境対策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進しながら「新次元の防災・環境都市」を掲げ、しなやかでより強靭な都市の構築に向けて、多様で幅広い市民力とともに、復興を強く推進していくことを確認した。	340km	89	政務調査目的とは評価 することができない出張旅費・宿泊費等	面談者との名刺なし、資料はパンフ一枚のみ、他県の行政当局との話し合いを行ったにしては不可解、存在が疑われる	宮城県仙台市都市整備局都市開発部都市開発課 課長 廣沢謹氏と面談し、災害に強い都市づくりに向けた視点からの施策を検討する際の参考とするため、仙台市の都市再開発状況と東日本大震災の影響及び海岸部における対策について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
90	H23.12.24	¥2,590	14:00 菊勇(株)代表取締役社長佐藤剛宏氏と同社長室において震災後の酒造業の動向と今後の事業について調査した。夏頃までは売上が伸びなかつようだが、現在は持ち直している。小さな酒造企業としても、これからは特徴ある製品を海外に売り込もうと思っている。先般ロンドンを訪問し、ジエトロの方々と話を機会があり大変参考になった。今後ロンドン、ニューヨークを中心に行きたいという力強い考え方を述べられた。また本年山形県が事務所を設置したハルビン市の話をすると興味はあるが今後の課題にすることもありかなりのインパクトがあった。 15:00 庄司建設工業(株)社長 庄司茂正氏に建設業の動向等について調査した。同社事務室において、社長は今年前半は仕事がうすかったが、後半になって発注が多くあります。これまで公共事業が減らされ技術者や重機等パワーを縮小しているので現在の仕事で充分であり、今後除雪や災害の対応についても余っているパワーがなくなっているので充分には対応できない。役所の方としても公共事業の発注の仕方と建設業者のパワーの内容を把握しておいてもらわないと、今回のような大災害でなくとも豪雪などにも対応できなくなる。このことは県としても参考となる意見であり今後は委員会等で取り上げなければならない。	70 km	90	陳情活動	名刺資料あるが、陳情受付である	地元企業の振興に向けた施策の参考とするため、酒造業及び建設業の動向等について調査を行ったものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
91	H24.1.4	¥925	16:00～病院を新しく建設する計画を近々に作成する予定であり、建設計画を作成する段階において色々相談したい旨の依頼があった。現在300床の許可を受けているが入所者は250人であり、今後増加する傾向にある。今後関係部局と調整を要する。 酒田市高砂 山容病院	25km	91	陳情活動	名刺資料あるが、陳情の聞き取りである	精神科の病院である山容病院から、移転して新しく建設する病院について相談したいとの連絡があったため、建設計画について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
			10:15～砂丘地湛水災害について調査。冠水している水のうち、鶴岡側及び酒田側の空港付近の畑については、国道112号道路の下を貫通し、日本海に流す方向で県側で話を進めているので、酒田側の赤川以北についても同様にしてもらった方が良い。そして庄内支庁建設部長横屋和興氏と調整することとした。 (鶴岡市 志田県議事務所)		92	議員として当然の活動 (例：事務所に出勤)	県議どうしの話し合いで、政務調査とは見られない	冠水被害の対策について検討するため、志田英紀県議から対策の検討状況を調査したものであり、政務調査活動に該当する。
			11:20～現在の砂丘地の排水方法について調査。農業関係者や酒田市の方で話がまとまれば、国道112号道路排水路を整備し赤川に抜く方向で調整がついた。(庄内総合支庁建設部内)		92	議員として当然の活動 (例：事務所に出勤) 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	どこで何を調査したのか不明、政務調査とは見られない	冠水被害の対策について検討するため、庄内総合支庁建設部内において、道路排水路の活用の可能性について、庄内総合支庁建設部長から調査したものであり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
92	H24. 1. 5	¥3,885	13:20～かねてから地元要望がある吹浦小学校跡地への老人ホームの建設予定について調査したところ、平成24年3月までに理事会を開き、厚生会として小規模特別養護老人ホーム（定員29名）として遊佐町、山形県に要望する予定である。（遊佐町社会福祉法人・月光園）	105km	92	陳情活動	陳情の調査である	今後の地域の高齢者施策を検討する参考とするため、かねてから地元要望がある吹浦小学校跡地への老人ホーム建設予定について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
			15:30～かねてから建設中の新施設について、これまで県民より問い合わせがあったため同氏に調査を行った。形態は地域密着型小規模特別養護老人ホーム「あおい」であり3月頃に完成、4月に運用を開始する予定である。ベット数は49床でそのうちショートステー20床、グループホーム9床。昭和40年代に建設された松林荘を解体し、同じ敷地に「あおい」を建設することになり、職員の募集や懸念の構築等、現在はほとんど芙蓉荘で行っており多忙を極めている。（芙蓉荘）		92	陳情活動	陳情の調査である	今後の地域の高齢者施策を検討する参考とするため、かねてから県民より問い合わせがあった遊佐町に建設中の新施設について調査した。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
93	H24. 1. 6	¥2,812	9:30～東北公益文化大学の現状と運営について調査。同大学は慶應大学の分校のような立場にあり、現在多額の負債もかかえており大変大きな問題になりつつある。現学長の黒田氏も辞職するような話もあり今後注視しなければならないと思う。現理事長の新田氏と大学との関係も不安要素があるとともに、学生も減少しつつあり大変心配である。 (鶴岡市 田沢伸一氏の自宅)	76km	93	議員として当然の活動 (例：事務所に出勤)	県議どうしの話し合いで、政務調査とは見られない	地域の高等教育機関として東北公益文科大学は大きな位置を占めているが、近年の学生の減少や大学の経営等が地域に与える影響も大きいことから、地域の課題について調査・意見交換する一環として、東北公益文科大学の現状と運営について田澤県議と意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
			14:30～発電所の現状と今後のエネルギー政策とPCBの処理について調査。現在3基ある発電機はフル稼働の状態にあり、今年の冬は、この状態で乗り切る。また平成27年度までにPCBの処理を完了することになっているが今後の方針については法の整備を見極めながら対応してゆく。（酒田市宮蒲南浜・酒田共同火力発電・株）		93	政務調査目的とは評価 することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、具体的な調査内容不明	東日本大震災の福島原子力発電事故により他の原子力発電も停止したことから、酒田共同火力発電㈱において発電所の現状と今後のエネルギー政策について調査し、火力発電所の運営状況及び今後の操業の見通し等について担当者から聞いたものであり、政務調査活動に該当する。
94	H24. 1. 7	¥1,110	9:00～3.11震災後の土木建設業の事業の動向と津波に対する庄内海岸の漁港、港湾の状況について調査を行った。地域的には庄内地方は下水道工事や合併特例債による公共事業、そして民間による高齢者施設等が実施されており、仕事があり、震災復興の計画が明確になった時に手伝う予定である。庄内海岸の津波対策は、防波堤のかさ上げやテトラポットによる防波能力の向上等が予定されているようであるが、平成24年度以降明確になってくる。3.11の津波を見ると早期に対策を決める必要がある。（酒田市浜松(株)みなど）	30km	94	政務調査目的とは評価 することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、具体的な調査内容不明、現地調査の必要性不明	土木建設業の施策を検討する際の参考とするため、現在の工事の発注状況等の土木建設業者の動向と東日本大震災を踏まえた津波に対する庄内海岸の漁港、港湾の状況について面談により調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
95	H24.1.8	¥740	13:30～酒田市が主催する平成24年成人式に出席。新成人の考え方や行動について調査した。 実行委員の新成人 xx は「私たち若い力で古里酒田から東北、日本を盛り上げていく」と決意を語った。酒田市の新成人の人数は1,275人でうち971人が出席。女性はほとんど全部和服で出席し、出席者は女性が6割、男性が4割のように見えた。少子化の中で新成人も年々少なくなっている。地域の活力は若者からであり早期に少子化にブレーキをかけるべきを感じた。(酒田市本町・酒田市民会館「希望ホール」)	20km	95	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	成人式に参加したのみ、政務調査とは見られない	若者の定住対策や少子化対策の参考とするため、酒田市が主催する平成24年度成人式に出席し、新成人の考え方や行動について聴き取りにより調査したものであり、政務調査活動に該当する。
96	H24.1.9	¥5,550	11:00～3.11大震災以後の動向と年末年始の状況を調査した。大震災の後、連休までは来客は落ち込んでいたが、その後は客は減少しなかった。むしろ災害派遣用の自衛隊の車両等から沢山利用していただいて実績としては前年より向上している。まだ年度が終了していないので23年度が終了した時点で結果が出る。節電等による食品への影響については、冬期は生ガキ等は扱っていないが生鮮食料品の展示販売方法については、保健所の指導のもと適正に行っているとのことであった。実際に店内を案内してもらい確認した。 鶴岡市 道の駅あつみ「しゃりん」	150km	96	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	道の駅に立ち寄ったものの、調査に値しない	観光関連産業の大震災後の復興に向けた施策を検討する際の参考とするため、議員として、観光関連施設における大震災以後の動向や年末年始の状況、また、観光客の入込み状況などについて聴取したものであり、政務調査活動に該当する。
			14:00～道の駅 烏海ふらっと 店内の客の現状について調査を行った。23年度全体はまだ終わっていないので数値的なものは精査しないとわからないが、3.11震災直後は客も減ったが、その後お盆や秋の行楽シーズンでかなりの人込客が伸び売上げも向上した。最近は放射能汚染の影響についても薄れたのか、秋には韓国の方も烏海登山やトレッキングのために来訪している。今後台湾とのチャーター便が開始されれば期待できると思う。節電等による販売する食品への影響は、停電のため一部生鮮食品については廃棄したが、夏秋にかけては保健所の指導を受けて食品個々の管理温度や保管方法に従って万全の注意を払っている。 遊佐町 道の駅烏海ふらっと		96	私的活動 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	道の駅に立ち寄ったものの、調査に値しない	観光関連産業の大震災後の復興に向けた施策を検討する際の参考とするため、議員として、観光関連施設における大震災以後の動向や年末年始の状況、また、観光客の入込み状況などについて聴取したものであり、政務調査活動に該当する。
97	H24.1.10	¥1,295	11:00～合併後の都市計画について調査した。旧市については都市計画法についての知識があり、市民もだいたい理解しているが、新しく合併した町村について一部法の網がかかっていない地域があり、平成24年度までに該当する各自治会毎に説明会を開催し、新しい鶴岡市(合併後)の都市計画を決定する予定である。農業の衰退や建設業の不安等、市民生活も厳しくなっており、各種意見も出るだろうと思うが、決定までの間、山形県とも調整し実施させてもらう。 鶴岡市役所 都市計画課	35km	97	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺あるが、調査に値しない	鶴岡市は広域的に合併したが、合併後の都市計画の見直しの途上にあり、都市計画に関する地域の現状及び課題を調査するため、鶴岡市の担当課長から聴取したものであり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
98	H24. 1. 11	¥925	16:00～新年度に計画される港湾関係の事業について調査を行った。 最も大きい事業は国際ターミナルに、もう1基のガントリークレーンを増設することである。また拠点港に指定されたことで、これまで工事予算が18億円程度であったが、新年度からは33億円と大幅に増額になり、事務所としても緊張して事業にあたるつもりである。 酒田市船場町 県酒田港湾事務所長室	25km	98	政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、具体的な調査内 容不明、現地調査の必要性 不明	拠点港と指定された酒田港の整備の状況を把握する ため、新年度に計画される県の港湾関係の事業につ いて県港湾事務所長から聴取したものであり、政務 調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判 断がより容易になることから、面談したものであ る。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
99	H24. 1. 12	¥4,440	15:00～「寒だら」漁の季節に入り、県の水産目標である42億円に少しでも貢献できる漁獲情報について調査を行った。 今のところまだ水温が高い状態が続いている現在あるタラは北の方から来たものである。秋以後はシイラが獲れていたが暮れになつてブリが少し揚がった。たぶん1月20日前後に初水揚げが期待できるだろう。漁獲高を上げて県目標に近づけることはもちろんだが、東日本大震災に向けての漁師仲間も激励したい。 山形県漁業協同組合念珠閣支所	120km	99	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺あるが、調査に値しない	寒だら漁の季節に入り、漁業の業況を確認するため、山形県漁業協同組合念珠閣支所で漁獲情報について調査したものであり、政務調査活動に該当する。
			16:00～最近の鶴岡温海地区の入居状況について調査を行った。 あつみ福祉会は平成元年に保育園を中心に発足し平成8年に高齢者用の特別養護老人ホーム等も建設された。現在は特老80名、ショートステー15名、デイサービス30名。他に居住部門10名、ホームヘルプも含め地域の高齢者福祉部門を担っており、まだ140名程度の待機者がいるが温海地域としては80名、他に鶴岡地区から60名が待っておりこれは数年続くだろう。		99	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	名刺あるが、調査に値しない	今後の地域の高齢者施策を検討する際の参考とするため、最近の鶴岡温海地区の老人ホームの入居状況について調査したものであり、政務調査活動に該当する。
100	H24. 1. 13	¥925	13:30～河川支障木伐採に対する支援補助の停止に関して調査を行った。県内9河川で放射能物質を調べた結果、最大で1kg当たり240ベクレルの放射性セシウムを検出し、国が定める基準値を上回っていることから、県が伐採しての無償提供はとりやめることになった。範囲を指定し原則自己負担で伐採搬送する分については、県が用途を確認した上で提供することとした。 庄内総合支庁河川砂防課		100	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、具体的な調査内容不明	山形県では河川管理上伐採した支障木を無償で払下げてきたが、放射能被害に伴いこの措置が停止されており状況を把握するため、担当部署から調査したものであり、政務調査活動に該当する。
			14:00～砂丘地湛水事業について調査を行った。1/11に行われた知事ミーティングでも農家の方々から話が出て、被害農家についても話がまとまり、冠水した地域毎に排水する事業を行い、道路の排水路については建設側との話も行っていきたいと考える。新年の早い作付けに間に合うよう工事を実施したい。 庄内総合支庁農村計画課	25km	100	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、陳情に関する調査	7月の大雨に伴う冠水被害の対策について、具体的な対策の検討状況と事業実施の計画を確認するため、担当部署から調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
			15:00～電子産業の状況について調査した。3・11大震災以降全体的には被害を受けたところに工場を持っている企業と取引があつた場合は、ダメージを受けた場合もあるが、それほど大きく変化はない。現在トランジスの絶縁のための浸潤の工程を除去する方法に取組んでいる。(酒田市法連寺・八幡電子工業(株))		100	陳情活動	資料なし、企業社長と会つたに過ぎず、政務調査とは見られない	県内電子産業への震災の影響を確認し産業振興に向けた施策の検討の参考とするため、事務所において、地元の電子関連企業の業況について聴取したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
101	H 24. 1. 16	¥8,510	平成23年末から平成24年初めの山形県経済の動向を調査した。1月19日に行われる商工観光常任委員会の参考とする。一般的には景気低迷と表現しているが震災県への財源投入に加え、復興のための事業にも本県の事業者が出向いている。また製造業等についても一定の受注がある。また昨年の倒産件数も平成に入って最低であり、大震災があっても景気は堅調な動きを示している。(山形県議会執務室)	230km	101	政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、県議会への移動 旅費で政務調査とは見られ ない	1月19日開催する商工観光常任委員会の質疑の参考 とするため、県の担当部局から平成23年末から平成 24年初めの山形県の経済動向を調査したものであ り、政務調査活動に該当する。
			最近の不動産動向を調査。会員の不動産会社の皆様は宮城県に出向する人が多く、大震災の復興関係の仕事が増加している。 (社)全日不動産協会山形県本部			101	政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	1月19日開催する商工観光常任委員会の質疑の参考 とするため、最近の不動産業の業況について(社)全 日不動産協会山形県本部事務局から聴き取りを行つ たものであり、政務調査活動に該当する。
102	H24. 1. 17	¥777	日本海沿岸東北自動車道ミッショングリンクの計画区間への格上げ、及び酒田駅西口東口地下道整備計画、国道344号バイパス整備の可能性、国道112号バイパスの可能性、酒田市相生町道路拡巾等について調査した。特に酒田駅地下道については、これから具体的な動きができるはずである。しかしJRが関係する工事はJ R O Bが入社している企業でないと工事は受注ができないと言 われている。今後確認し解消しなければならない。 出羽測量設計(株)	21km	102	陳情活動	資料なし、陳情受付である	今後の地域の建設業の発注につながることで大きな 経済的效果をもたらすプロジェクトについて、建設業 に先行して事業の発注が行われる測量設計業の業 界でどのような動きがあると受け止められているの か調査を行ったものであり、政務調査活動に該当す る。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為 は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が 行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
103	H24. 1. 21	¥777	11:30～老人クラブの懇談会において最近の県政と酒田の状況について報告を行った。山形県の企業局で行った工業用水道の配水管の延長工事が完成し、鳥海工業団地へ5000kl/日の給水が可能になったこと。吹浦～にかほ間の高速道路が予定路線から計画路線に格上げされたこと。そして酒田市においては、酒田駅再開発とともにアンダーパス(駅下を通りる車道)整備が計画されていること。酒田光陵高校の建設が順調に進んでいくこと。また四ツ奥野を通る高規格道路、新庄酒田線の拡巾事業の移転が完了しつつあること。そして現在進んでいる酒田商業高校の前道路の4車線化工事も順調にすんでおり、完成したならば相生町道路の4車線化に、移行しなければならないこと等について講話ををおこない、出席者30人の意見を調査した。 酒田市四ツ奥野老人クラブ四ツ奥野自治会館	21km	103	意見交換を伴わない会 合等の参加費(交通費 を含む)  政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、老人クラブでの 講話であり政務調査とは見 られない	地域の現状及び課題を把握するため、酒田市四ツ奥 野老人クラブの懇談会に出席し、最近の県政と酒田 の状況について講話をを行うとともに、出席者と意見 交換を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査 活動に該当する。
104	H24. 1. 22	¥2,627	13:00～14:00 平成24年酒田市消防出初式に出席し、酒田市消防職員消防団員の士気高揚と市民の消防、防災思想の普及啓発を図る目的で行われた消防出初式を調査した。国道112号道路上で行なわれ、参加者は広域行政組合63名車両6台、消防団員573名車両10台、共同防災センター9名車両3台、婦人防火クラブ15名の総勢660名参加であり、観闈行進、アトラクション(はしご乗り等)、分列行進等の行事が行なわれ、酒田市消防の士気の高さを調査視察した。 証拠書類として「案内状式次第」を添付。 中合清水屋店前	71km	104	意見交換を伴わない会 合等の参加費(交通費 を含む)  政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	出初式に参加したのみで、 政務調査とは見られない	東日本大震災は広域行政組合の消防部門及び消防団 が防災上重要な組織であることを改めて認識させる 契機となったが、出初式は地域の消防組織がどのよう な状況にあるのか端的に確認できる良い機会である と考えている。酒田市消防職員消防団員の士気高 揚と市民の消防、防災思想の普及啓発を図る目的で 行われた酒田市消防出初式を視察調査したものであ り、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
			16:00~17:30 第57回酒田飽海建設総合組合遊佐連合支部通常総会に出席。同組合は個人経営する遊佐町に所在する建築工務店の構成する組合であり、総会後の懇親会に参加し、組合員と景気、課題、今後の動向等について意見交換。 「案内状・式次第」を添付。(パレス舞鶴)		104	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	総会と懇親会に出席して車を運転？	県内建設業の振興に向けた施策の検討の参考とするため、第57回酒田飽海建設総合組合遊佐連合支部通常総会に出席し、組合員と景況、課題、今後の動向等について意見交換を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。 なお、懇親会があるから自家用車を利用しないという政務調査の取扱いはない。
105	H24. 1. 23	¥11,544	15:00~河川支障木の除去を進めているところ放射能汚染による箇所が発見され、本県で進めている伐採した木材を民間に払い下げ、民間企業がペレットストーブ等の燃料として使用し、CO <sub>2</sub> の削減や消費電力の削減等に貢献してきている。最も原発事故発生地に近い霞ヶ浦地域ではどのような対策をとっているか。また山間部や急傾斜地の多い霞ヶ浦地域において、近年の集中豪雨における対策について調査を行い資料を収集した。 山形県霞ヶ浦総合支庁河川砂防課	312 km	105	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、霞ヶ浦総合支庁まで行く必要なし	山形県では伐採した河川の支障木を民間に無償で払い下げを進めており、それを民間企業がペレットストーブ等の燃料として使用し、CO <sub>2</sub> の削減や消費電力の削減等に貢献してきた。福島の原子力発電所の事故後に河川支障木の除去を進めているところで放射能汚染が発見されたことから、原発事故発生地に最も近い霞ヶ浦地域での対策を担当部署に聴取するとともに、山間部や急傾斜地も多いことから近年の集中豪雨対策について、調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。
106	H24. 1. 24	¥1,258	13:30~第17回庄果同好会新春研修懇話会に出席し祝辞を述べるとともに閉会後会員50名と最近の青果市場の景況、課題、今後の動向等について意見交換。青果市場の価格等は堅調に推移しているが、放射能の影響やTPPの問題については大変不安であるという意見であった。同好会は農業者や農業に関する器材や種子、苗木、肥料等の販売企業が集まっており大変参考になる意見が多い。(鶴岡市湯の浜 愉快亭みやじま)	34km	106	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、同好会に出席し祝辞、政務調査とは見られない	原子力発電所の事故による放射能汚染の問題、7月の大雨に伴う冠水被害やTPP参加の問題等、農業に間連する課題について農業関係者の意見等を聴取したものであり、政務調査活動に該当する。
107	H24. 1. 26	¥8,695	支障木の放射能汚染についての影響を調査。国の政策であり山形県も調査し、各総合支庁において伐採はするが、汚染度を測定したところ確認されたところもあり、民間への売払いは行わない。 村山総合支庁西庁舎建設部 同北庁舎建設部 最上総合支庁建設部	235km	107	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、最上総合支庁まで行く必要なし	庄内総合支庁、霞ヶ浦総合支庁で調査を行ったとおり、河川支障木の放射能汚染が発見されたため、伐採された支障木の払下げが進まない状況となっていることから、各総合支庁管内の支障木の放射能汚染の状況及び支障木の取扱いについて調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
108	H24. 1. 28	¥1,702	第57回酒田飽海建設総合組合八幡支部総会。同組合八幡支部は建設業を営む業者で構成する組合であり、八幡支部総会後の懇親会に参加し、組合員と景況、課題、今後の動向等について意見交換。証拠書類として「会議次第」を添付。領収書5,000円分は会計担当が帰り受け取れなかった。酒田市八幡タウンセンター交流ホール	46km	108	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	総会と懇親会に出席して車を運転？	県内建設業の振興に向けた施策の検討の参考とするため、第57回酒田飽海建設総合組合八幡支部総会に出席し、組合員と景況、課題、今後の動向等について意見交換を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。 なお、懇親会があるから自家用車を利用しないという政務調査の取扱いはない。
109	H24. 1. 30	¥1,665	11:00～積雪、寒冷が続き例年では時々雨が降り積雪が少なくなるが、今冬は雪が積もり上がっている。その為地域県民市民から、道路の消雪や融雪の話をされることが多くなってきている為その旨調査を行った。庄内北部は消雪道路が少なく、これまで積雪が多かった庄内南部に各種施設が設置されている。 山形県庄内総合支庁建設部道路計画課	45km	109	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、総合支庁に出向くほどの内容ではない	例年では時々雨が降り積雪が少なくなるが、今年は降雪、寒冷が続き積雪が残るほどの多いことから地域の住民から道路の消雪や融雪の話をされることが多いため、消雪・融雪の設備・対策等について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。
			14:00～積雪が多くなり豪雪対策本部が山形県に設置された。園芸農家にとっては特にビニールハウス経営者にとっては夜もゆっくり眠れないという話しが聞こえる。積雪時のハウスの現状をハウス等、農業設備企業の(株)三洋に調査。また倒壊等の情報がないか今後の積雪によってはこまめに除雪するか、散水消雪の手段をとらないと危険である。 (株)三洋		109	陳情活動	資料なし、調査目的不明	山形県に豪雪対策本部が設置されるほど積雪が多くなって、ビニールハウス経営者や園芸農家にとっては夜も眠れないという声があるため、積雪時のハウスの現状を農業設備を扱う企業から調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情。要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
110	H24. 1. 31	¥8,214	昨年12月から積雪が1月30日現在で警戒積雪深を超える。これから厳冬期を迎える交通の確保が必要になることから、山形県では国土交通省と連携し「山形県道路雪害対策本部」を設置し、警戒体制に移行することになった。本部設置における状況並びに、かねてから調査を行っている融雪道路及び消雪対策について調査を行った。 山形県国土整備部道路保全整備室	222km	110	政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	豪雪に際し、地域住民から不安の声や消雪・融雪対策に関する問い合わせが寄せられることから、先に庄内総合支庁から調査したことを踏まえ、県庁の県土整備部で山形県の道路雪害対策の状況について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。	
111	H24. 2. 1	¥777	酒田飽海建設総合組合酒田大工支部連合会は建築業を営む大工さんが構成する組合であり、総会に引き続き懇親会に参加し、組合員に景況、課題、県内中小企業の置かれている状況等を調査。組合員と今後の動向等について意見交換した。 ベルナール酒田	21km	111	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、建設総合組合総会と懇親会への参加であり政務調査とは見られない	県内建設業の振興に向けた施策の検討の参考とするため、酒田飽海建設総合組合酒田大工支部連合会総会に出席し、組合員と景況、課題、今後の動向等について意見交換を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
112	H24. 2. 2	¥8,695	陸上自衛隊第6師団は東北3県を担当し、山形県、宮城県、福島県で発生する災害や防衛出動に関する活動を行う部隊として司令部を東根市神町に置き、今回の3.11大震災においても即時に宮城県、福島県において行方不明者の捜索や救出、がれきの撤去等、民間や消防、警察等もできないような原発の放射能対応の活動を積極的に行った。第6師団の大会は福島の第44連隊、宮城の22連隊、山形の20連隊を中心とした大会であり、それぞれの精鋭の日頃の訓練の成果の一端を銃剣道大会において発揮する機会である。また平成24年度より学校教育の中の体育科目の中に銃剣道が入っており、今回大会を調査するとともに、会食において民間の3県の銃剣道連盟の役員と自衛隊の幹部と交えて、最近の状況について意見交換を行った。大雪のため高速道路や幹線道路が通行止めのため山形市を経由した。 山形県総合運動公園総合体育馆アリーナ	235km	112	私的活動 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、自衛隊OBの県議 が自衛隊の銃剣道大会に参 加したもので、私的な参加 であり政務調査とは見られ ない	平成24年度より学校教育の体育科目に銃剣道を含む武道が加わることを受け、議員として、陸上自衛隊第6師団の銃剣道大会を視察して銃剣道の普及状況について調査とともに、この機会を利用して東日本大震災時の自衛隊の活動について聴き取りしたものであり、政務調査活動に該当する。
113	H24. 2. 3	¥2,627	豪雪が続いているため農業用育苗ハウスとの倒壊調査。JA袖浦管内9棟 JAみどり管内18棟であった。袖浦管内及びみどり管内(八幡)を調査。倒壊したハウスは冬場あまり使用しない稻の育苗ハウスが多い。三川町 酒田市内 酒田市八幡地区	71km	113	陳情活動	資料なし、調査目的不明	豪雪が続き、ハウス倒壊の被害が発生していることから、JA及び県・市の担当者と農業用ハウスの被害状況について現地を確認したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
114	H24. 2. 4	¥925	酒田地区柔道連盟は酒田市及び遊佐町の柔道連盟であり会長杯柔道大会は近隣の市町村はもちろんのこと隣県(新潟県、秋田県)の中学校からの参加者も多い大会である。この時期の大会としては中学校の大会はoffシーズンでもあり、昨年の秋の新人戦以来となる大会でもあります春の県大会予選大会の前の大会であり、大変興味のある大会である。今年(平成24年)はオリンピックの年であったり、また平成24年度から中学校の正課として柔道の科目が指定されており、中学校の先生や日頃柔道の指導をされている先生方も意見交換、現状と課題、今後の動向について意見交換 酒田市武道館	25km	114	私的活動 意見交換を伴わない会 合等の参加費(交通費 含む) 政務調査目的と評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	柔道大会見学であり、柔道6段の県議の私的な参加であり政務調査とは見られない	平成24年度から体育で武道が必修となることを踏まえ、議員として、酒田地区柔道連盟会長杯柔道大会において中学校教師や柔道指導者と柔道競技の普及の現状や課題、今後の動向について意見交換を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。
115	H24. 2. 6	¥8,214	農業、とくに園芸農業(ハウス農業等)の経費節減のため、これまでも風力発電や太陽光発電、そして小水力発電等を利用する計画が10年前の石油価格の高騰の時に計画された。しかし、その時は実現しなかったが23.3.11大震災の原発事故以来再生エネルギーの気運が高まり、JA袖浦から山形県農林水産部に風力発電に対する支援の方法の調査の依頼があり調査。今後調整検討する。 山形県議会執務室	222km	115	政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	資料なし、県議会執務室まで の移動旅費であり政務調 査とは見られない	震災後の原発事故以来、再生エネルギーの気運が高まったことを受け、JA袖浦から風力発電に対する支援方法の調査依頼があったため、県議会の執務室において、県農林水産部次長から現状等について聴取したものであり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
116	H24. 2. 7	¥6,475	豪雪が続く中、いまのところハウス倒壊はJA袖浦9棟、JAみどり18棟である。庄内地方より積雪は3倍もあるところの最上総合支庁管内のハウス農家はどのような対策をとり、どのようなものを栽培しているかを調査した。消雪に気を使っており、パイプは32m/m、消雪用水は山間部から流れる水を使っている。排水のリッパー間隔を狭くしても補助ができるよう依頼を受ける。 新庄もがみ東部営農センター最上町 x氏ハウス。	175km	116	陳情活動 政務調査目的とは評価 することができない出張旅費・宿泊費等	名刺等資料あるが、調査に値しない	豪雪が続き、先に調査したとおりハウス倒壊がJA袖浦管内には9棟、JAみどり管内には18棟発生している状況を踏まえて今後の対策の参考とするため、庄内地方の3倍の積雪量がある最上総合支庁管内のハウス農家が行っている積雪対策等について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
117	H24. 2. 9	¥8,214	2月20日からの2月定例県議会の準備のために担当常任委員会である商工観光常任委員会についての最近の県内の状況について調査。 昨年3月11日からの影響はだんだん少なくなっているが、建設業等の復興予算に対する動きもない。ただ被災3県の建設業者は地元の公共事業の発注に対して応じない例が出ており、山形県の事業者が応札できるようにして、実際に受注している事業者がある。製造業については急に経営状態が悪化したり、また好転したりするケースはないが、円高や消費税の値上げ、またヨーロッパの景気動向の悪化や産油国であるイランへの経済制裁等を見込んで、海外移転が更に進んでいる。 山形県商工観光部産業政策課	222km	117	議員として当然の活動 (例:事務所に出勤)	資料なし、県議会執務室までの移動旅費であり政務調査とは見られない	県議会の2月定例会における審議の準備のため、県議会執務室において、商工観光常任委員会が所管する事項に関する県内の企業の動向等について近況を調査したものであり、政務調査活動に該当する。
118	H24. 2. 10	¥777	最近の酒田市の経済状況を調査 酒田港の拠点港の指定、そして日沿道のミッシングリンク(秋田、新潟間)の計画段階への格上げ、また酒田駅前の整備(ジャスコ跡地やアンダーパス、駅舎の改築等)そして光陵高校の24年度開校等が影響し景気や雇用が改善しつつある。 酒田市商工観光部商工港湾課	21km	118	政務調査目的とは評価 することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、特に面談のため出向く必要は認められない	県議会の2月定例会における審議の準備として地元の課題を把握するため、最近の酒田市の経済状況を調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、面談して意見交換することで議員の理解・判断がより容易になることから、面談したものである。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
119	H24. 2. 11	¥2,220	酒田市山元地区に伝わる伝統行事が元平田町の旧阿部家において「小正月」行事として実施され今回27回目を迎えていた。毎年旧阿部家の四季を楽しむ会と、平田総合支所地域振興課に調査。今回は幼稚園児や小学生が中心になり12名の子供達が地域に伝わる、餅つき、雪中田植え、雪遊び、小正月のお話し会、廿日灸、塞道焼き、かまくら参り等が行われ、子供達に大人が指導者として付添い、古き良き伝統を楽しみ、地域の成り立ちや昔の人達の遊び、食生活を体験しこれからの地域振興について学んだ。酒田市平田町旧阿部家 酒田市郡鏡地区に伝わるわら祭りを調査。 稲作地帯である郡鏡地区に住んでいるわら細工ができる年配の人々に教えてもらい、数百点の完成品が展示され、すぐ側では製作実演も行われている。コミュニティー振興会の文化祭行事の一端であり、食育の指導やお茶の会、書道や花生の展示があり、地元の人達が沢山集まり懇談ができ、最近の吹雪対策についても要求があった。 酒田市平田町旧阿部家 酒田市郡鏡地区	60km	119	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、伝統行事に参加することは私的には有意義かもしれないが、政務調査とは見られない	伝統文化の保存活用を通じた地域振興に関する施策の検討の参考とするため、議員として、酒田市平田町旧阿部家の「小正月」行事及び酒田市郡鏡地区的わら祭りについて調査したものであり、また、最近の吹雪対策について意見交換したものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。
			酒田市建国記念の日奉賛会が行われ、会長、記念講師他約50名が集まり、建国記念の日の意義などについて調査。2012年は皇紀2672年にあたり、日本の国が世界の人々と語り合い、大きな幸せと繁栄を築いていくことが出来るよう努力をしていかなければならない。 下日枝神社 神館			私の活動 119 政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	資料なし、建国記念の同好の士が集まつたもので政務調査とは見られない	山形県あるいは庄内地域という地域を内包する日本という国家の存在を抜きにしては県政は考えられないが、国家のあり方について考える参考とするため、議員として、酒田市建国記念の日奉賛会に出席して建国記念の日の意義などについて聴講したものであり、政務調査活動に該当する。
120	H24. 3. 19	¥1,850	遊佐町要望事項について町長、副町長と面会しその内容について調査を行った。 24.3.22に遊佐町舞鶴で行われる山形県議会議員と語る会のため事前にテーマを各出席者に送付しているものである。この中で特に新規要望事項については初めての項目もあり調査を行った。 遊佐町役場	50km	120	陳情活動	資料なし、陳情の受付である	遊佐町が開催する山形県議会議員と語る会の意見交換の参考とするため、遊佐町要望事項の内容について事前に調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
121	H24. 3. 22	¥2,627	十坂学区コミセン管理内の酒田市飯森山自治会の新自治会館がかねてから要望のあった自治会員総員の賛同を得て、平成23年度酒田市の自治会集会施設建築費補助事業により2月末完成。 今回は14:00～新自治会館お披露目会を行い、引き続き懇親会に参加し。酒田市飯森山自治会長、市議会議員及び自治会員約60名と新自治会館建設に至る苦労話や経費や土地に関すること等について意見交換した。 酒田市飯森山新自治会館 かんぽの郷酒田	71km	121	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む） 議員として当然の活動（例：事務所に出勤）	祝賀会に参加したもの、祝辞もした。政務調査とは見られない	地域の自治会館建設の経過を調査し自治会運営の状況を把握するため、酒田市飯森山自治会の新自治会館竣工祝賀会に出席し、自治会運営の苦労などについて意見交換を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
			県議会議員と語る会に出席。語る会において遊佐町及び各種団体が置かれている状況等を調査。語る会の後、出席者と課題や今後の動向について意見交換。 証拠書類として会議次第、及び案内状領収書を添付 遊佐町小原田パレス舞鶴		121	議員として当然の活動 (例:事務所に出勤)	県議と語る会で挨拶した、懇親会もあった、政務調査とは見られない	遊佐町における地域の課題及び地元の要望を調査するため、町が開催する県議会議員と語る会に出席し、遊佐町及び北庄内森林組合遊佐支所、庄内みどり農協、江地部落、藤岡地区等の関係団体から要望事項について説明を受け、要望の実現に向けた活動のあり方などについて意見交換を行ったものであり、政務調査活動に該当する。
122	H24. 3. 23	¥2,072	14:00～上林鉄工所を訪問。前日行われた「国際資源循環シンポジウム」に出席されたのでシンポジウムの内容について社長に調査。有意義な会議であったこと。そして内容については新聞報道の通りであったこと。 酒田市松美町 (株) 上林鉄工所	56km	122	陳情活動	資料なし、企業訪問したに過ぎない	地元企業の振興を図るうえでの参考とするため、㈱上林鉄工所を訪問し、前日に行われた「国際資源循環シンポジウム」に社長が出席されたので、その内容について調査したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
			15:00(株)ムラヤマを訪問。東日本大震災から1年経過した時点の事業への影響調査。東日本大震災の影響より、庄内地域での事業の受注減少が大きい。また東日本大震災の復旧工事等の受注発注は、もう少し時間を経てがらではないか。今後の動向を注視している。 酒田市宮海(株)ムラヤマ		122	陳情活動	資料なし、企業訪問したに過ぎない	地元企業の振興を図るうえでの参考とするため、㈱ムラヤマを訪問し、東日本大震災から1年が経過したところであり事業への震災の影響について聴取したものであり、政務調査活動に該当する。 住民の陳情・要望の具体的な内容を確認する行為は、住民のニーズを県政に反映させるために議員が行う調査活動であり、政務調査活動に該当する。
			16:00 管内にある障害者施設 山形県立吹浦荘を訪問。 遊佐町吹浦荘		122	政務調査目的とは評価 することができない出張旅費・宿泊費等	名刺等あるが、調査に値しない	今後の福祉施設の運営の課題を把握し施策を検討する際の参考とするため、障がい者支援施設山形県立吹浦荘を訪問し、担当者に現状等を聴取したものであり、政務調査活動に該当する。
123	H24. 3. 24	¥3,515	13:00～日本海沿岸東北自動車道(温海～鶴岡)の開通式が鶴岡市温海ふれあいセンターで行われ吉村知事、平謙長、徳山整備局長、鈴木東北支社長、国会議員、県議会議員多数が出席した。関係者の祝辞、またロビーでの会話により高速道路建設の重要性そして完成に至るまでの苦労、そして完成後の経済、医療、行政、災害対応に対する重要性を調査。 式次第等を添付 鶴岡市温海温海ふれあいセンター 鶴岡市大岩川地内あつみ温泉IC	95km	123	意見交換を伴わない会 合等の参加費(交通費 を含む) 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	道路開通式典に出席したのみ、政務調査とは見られない	県内の基幹的な道路の開通にあたり、整備状況を確認とともに今後の道路整備に向けた政策の参考とするため、日本海沿岸東北自動車道(温海～鶴岡)の開通式に出席し現地を観察し、関係者と意見交換を行ったものであり、意見交換を伴う政務調査活動に該当する。
124	H24. 3. 25	¥777	14:00～酒田第二中学校閉校式に参加。中学校閉校に至る経過と原因等について調査。昭和22年創立、今後平田中学校と統合され新酒田第二中学校となる。 案内状、式次第添付。酒田市新橋 酒田市立第二中学校	21km	124	意見交換を伴わない会 合等の参加費(交通費 を含む) 政務調査目的とは評価 することができない出 張旅費・宿泊費等	閉校式来賓として出席したのみ、政務調査とは見られない	学校教育に関する施策検討の参考とするため、酒田市立第二中学校閉校式に参加し、中学校閉校に至る経緯と原因等について聴取により調査したものであり、政務調査活動に該当する。

## 別紙2

番号	支 払 年月日	支出額	使途及び内容	自家用 利用 37円/km	乙号証	分類	支出が違法である事情	被告側の反論
125	H24. 3. 26	¥8,880	14:00～山形県高度技術研究開発センター2F「多目的ホール」において「TPP協定に関する説明会」を調査。内閣官房内閣総務官室中川周企画官による、わが国の国際的な経済連携の現状について、TPP協定交渉について説明を行いその後質疑応答。 案内状及びTPP協定に関する説明会の書類を添付。 山形市松栄 山形県高度技術研究開発センター	240km	125	意見交換を伴わない会合等の参加費（交通費を含む）  政務調査目的とは評価することができない出張旅費・宿泊費等	一般向けTPP説明会に参加したに過ぎない、政務調査とは見られない	政府によりTPP協定の交渉参加の方針が示されているが、県内の農業や基幹的産業である製造業における影響は未知数であることから、山形市で開催されるTPP協定に関する説明会に参加し、TPP協定の内容等について聴取により調査したものであり、政務調査活動に該当する。 なお、講演会や研修会への参加は政務調査活動に該当する。

これは正本である。

平成31年4月16日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官

小山順司

